

文部科学省 先導的大学改革推進委託事業

## 重度障害学生に対する支援のあり方に関する調査研究

### 成果報告書

平成 31 年 3 月  
全国高等教育障害学生支援協議会

## 目 次

第 1 章 本事業の背景と目的 .....	1
1 - 1 問題の所在 .....	1
1 - 2 政府におけるこれまでの議論の経過 .....	1
1 - 3 本事業の目的 .....	5
第 2 章：国内調査 .....	6
2 - 1 大学ヒアリング .....	6
2 - 2 障害団体ヒアリング .....	67
2 - 3 機関ヒアリング .....	72
第 3 章 諸外国の重度障害学生に対する支援の実態等の調査 .....	74
3 - 1 目的 .....	74
3 - 2 調査方法 .....	74
3 - 3 調査結果の概要 .....	74
3 - 4 アメリカにおける重度障害学生への支援 .....	75
3 - 5 韓国における重度障害学生への支援 .....	82
3 - 6 欧米諸国における重度障害学生への支援【文献調査】 .....	85
3 - 7 考察 .....	103
第 4 章：あり方提言 .....	109
4 - 1 あり方提言について .....	109
4 - 2 現状にある基本的課題 .....	110
4 - 3 介助制度のあり方についての具体的提言 .....	114
4 - 4 高等教育機関および教育制度のあり方についての提言 .....	118
付録 .....	120
調査票・同意書・同意撤回書	
執筆者および検討委員一覧 .....	132

## **第1章 本事業の背景と目的**

### **1-1 問題の所在**

我が国の高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校）には、2017年5月現在、全国で2,555名の肢体不自由のある学生が在籍している（日本学生支援機構、2018）。このうち、日常的に車いすを利用し、通学時の移動や学内移動、食事、トイレ利用等に介助や見守りを必要としている重度の身体障害を有する学生の数は定かではないが、筑波大学による調査には通学とトイレ利用の少なくとも一方について介助を必要とする学生が74名回答しており、回収率を加味すれば、その数倍の重度の肢体不自由学生が学生生活を送っているものと推察される。

一般に、肢体不自由のある人の日常生活における移動や身辺介助については、支援を必要とする本人が居住する自治体に申請を行い、必要と思われる支援の度合い等に応じて「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」とする）に定められた公的なサービス（以下、「障害福祉サービス等」とする）の利用が認められる。しかし、現行の制度では修学や勤労に関わる移動や介助については「通年かつ長期にわたる外出」とみなされ、障害福祉サービス等の利用対象外となっているため、上述のような重度の肢体不自由のある人が大学等に通おうとしたとき、通学時や学内で必要な介助を受けることができないという問題が生じている。

本章では、この問題に関連した先行調査や主要な委員会等における議論を概観し、本事業に係る主要な論点を明らかにしたい。

### **1-2 政府におけるこれまでの議論の経過**

#### **1-2-1 文部科学省における議論**

2013年に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」とする）は、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備の一環として策定されたものであり、障害者差別解消のための基本的な事項や、国や行政機関、事業者が障害者差別解消のために行うべきこと等を定めた法律である。その第7条の2では、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、…（中略）…社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」とされ、同法が施行された2016年度以降は、国公立大学においては合理的配慮の提供が義務（私立大学については努力義務）となった。

大学等における合理的配慮の提供が法的に規定されるに先立ち各省庁では所管の事業に向けた指針の作成が行われたが、大学等に関しては文部科学省高等教育局において、2012年に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を9回にわたって開催された。同検討会では、障害者の定義、合理的配慮の考え方、合理的配慮の

決定プロセス等の基本骨格に関わる課題が中心となる一方、大きな議論になりながら「今後の課題」として先送りされた課題のひとつが、通学の支援は大学における合理的配慮の範疇であるか否かという課題であった。

一般に、大学等はその事業範囲として学修の支援に責任を持つが、大学等への通学や私生活に関しては本人の責任というのが全国的な状況である一方、先述のように障害福祉サービス等においても「通年かつ長期にわたる外出」にあたるとして通学や学内における身辺介助が対象外とされているという“制度的な空白”があるが故の議論であったが、判断材料が十分ではなく、最終的には検討会の「1次まとめ」では結論を先送りすることとなった。

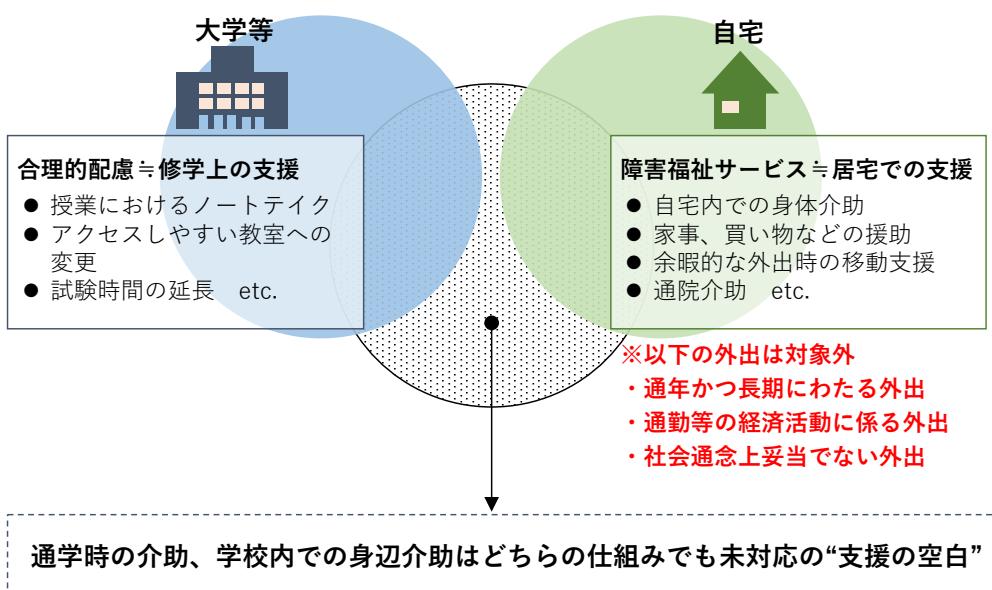


図1 通学および学内の身辺介助に係る問題の整理（筑波大学、2018より引用）

2016年に再度招集された同検討会では、『第一次まとめでは十分に議論できなかつた「教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮」についても、障害のある学生への支援にとって重要かつ大学等において考えるべき課題であることを委員間で共有した』として、大学の主たる機能である「教育」から切り離して考える方向を引き継ぎながらも、通学や学内介助の問題を改めて議論の俎上に乗せた。しかし、『実態の把握が必ずしも十分でない状況にあり、また、対応の在り方について様々な考え方に基づき模索が始まったばかりというのが現状である』として、第二次まとめ報告書では複数の大学における取り組み事例を参考資料として掲載するに留め(文部科学省, 2017)、新たな考え方や具体的な指針を示すには至らなかった。

なお、第二次まとめ報告書には生活支援に関する事例が4つ掲載おり、大学が費用を負担する形で学外のヘルパー事業所から介助者の派遣を受けた事例が3つ、学生本人が居住する自治体の判断により障害福祉サービス等の利用が認められたものが1つという内訳であった。ただし、いずれの事例も必ずしも“ベスト・プラクティ

イス”として紹介されているわけではなく、大学の負担により学内の身辺介助を提供した3事例についてはいずれも「暫定的な措置」であることが明記されており、2事例については継続性を課題にあげている点には留意する必要がある。

### 1-2-2 厚生労働省における議論

厚生労働省では、平成30（2018）年に予定されていた障害者総合支援法の改正に向け、2014年4月より学識経験者等によるワーキンググループを開催し、翌年4月には同ワーキンググループにより「障害福祉サービスのあり方等について（論点の整理（案））」が報告された。そこでは、大学等に通学する重度障害学生の介助に関連する検討事項として「通勤・通学等や入所中・入院中の取扱いをどう考えるか」が取り上げられ、労働分野や教育分野における合理的配慮との関係を踏まえながら検討するよう提言がなされている。

2015年4月には、上述の論点整理（案）を踏まえて、厚生労働省内に設置された社会保障審議会障害者部会における議論が始まり、障害者団体や事業者団体等、45団体を対象としたヒアリングが実施された。ヒアリングでは、障害者団体の半数近くより、個別給付による外出支援について通学での理由を認めるべきであるとの意見が表明されたものの（全国脊髄損傷者連合会, 2017）、財政的な制約、教育機関の合理的配慮との関係の整理の必要性等を背景に、最終的に取りまとめられた「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～」では今後の検討の必要性に言及するに留まった。

改正を控えた平成27（2016）年、厚生労働省は法改正に係るさまざまな検討を行う障害者総合福祉推進事業の指定課題のひとつとして「大学等に通学する障害者に対する支援事業」を実施し、また翌年には継続事業として「大学等に通学する重度障害者に対する支援体制構築の体系化」を実施した。この2年間の事業を通じて、①大学に通学する重度の肢体不自由学生の実態把握、②複数の大学における事例の分析、③課題の整理が行われ、社会保障審議会障害者部会で検討事項として見送られた課題に対して、高等教育領域に限定した範囲ではあるものの情報の集約が行われた。

この2年間の事業はあくまでも高等教育領域に限っての議論であったこともあり、社会保障審議会障害者部会におけるヒアリングで多くの希望が出た個別給付による外出支援の実現に結びつくものではなかったが、同時期に開催されていた平成30年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム内の議論に反映され、最終調整の段階で「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」の成立に繋がった。この事業は、後述するように諸々の条件付ではあるものの、通学時や学内における身辺介助に公的なサービスを利用する道が開けた点は大きな前進と言えよう。

### 1-2-3 平成 27 - 28 年度障害者総合福祉推進事業の概要

上述の障害者総合福祉推進事業については、平成 27 年度は公益財団法人全国脊髄損傷者連合会ならびに国立大学法人筑波大学が、平成 28 年度は同じ 2 団体に加えて公立大学法人宮城大学が受託し、それぞれ事業を展開した。1 年目は両団体が共通の指標を用いて実際の支援事例の分析を行い必要とされる支援の内容と時間数を算出したほか、筑波大学は全国の高等教育機関に在籍する肢体不自由学生を対象とした実態調査を行った。2 年目は各団体とも支援事例の分析をさらに進め、具体的な支援体制構築のプロセスを整理したほか、1 年目の結果と合わせて提言を深化させた。複数の事例の分析や実態調査から得られた主な知見を列挙する。

- ① 全国的に重度の障害のある学生が通学して学業を修める事例は増えてきているものの、こうした取り組みは一部の予算的な裏付けのある大学に集中している。
- ② 受け入れによって過大な負担が大学や自治体に生じており持続可能性に課題がある。
- ③ 排泄や体位交換などの生命維持に関わる介助を差別解消の枠組みで整理することには困難がある。
- ④ 荷物の出し入れや帰宅中の買い物等、合理的配慮か福祉サービスかに厳密に分離することが難しいケースもある。
- ⑤ 通学や学内での介助を家族に依存している事例が多く、家族に過重な負荷がかかっているケースも少なくない。
- ⑥ 障害福祉サービス等の利用者は限られており、重度であっても、サービス利用に必要な障害支援区分を取得していない学生が多い。

また、以上のような知見をベースに各々の団体は政策的な提言を行っているが、持続可能性や日常生活との連続性、生命の保障という権利の視点から、重度訪問介護の通学や学内での利用を認めた点は一致していた。

### 1-2-4 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

2017 年 12 月 22 日に閣議決定された平成 30 年度予算案では、厚生労働省障害保健福祉部が所管する地域生活支援促進事業において、新設の事業として「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」が盛り込まれた。この事業は、重度訪問介護対象者が一定の条件を満たせば、大学等への通学時ならびに学内における身辺介助を公的なサービスとして利用できるというものであり、日常的に介助を必要とする学生が通学時や学内で利用することができる初めての公的サービスであるという点で非常に重要な制度と言えよう。

一方、この修学支援事業は実施前からいくつかの重要な課題が指摘されており、今後、その利用が拡大し、障害学生の生活支援ニーズを充足できるかどうかの見通しは立っていない状況にある。例えば、「地域生活支援促進事業」の中に位置づけら

れており、実施主体は国ではなく市区町村となることから、自治体間の対応の格差が懸念されている。また、事業の設計として『重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間』という条件を付されていることから、すでに障害学生支援に関する一定の実績があつたり、肢体不自由学生の学生の受け入れ実績のある大学については利用が認められないおそれがあることも大きな課題である。

こうした制度上の条件を踏まえると、この大学修学支援事業は通学時や学内における介助を将来的には「大学の合理的配慮」として行うことを念頭に置いたものと捉えられる。そのため、短期的には一部の学生の大学等への通学をサポートする仕組みとして機能する可能性はあるものの、本質的には従来より障害者団体が求めてきた、あるいは障害者総合福祉推進事業にて提言された重度訪問介護の個別給付化とは正反対の方向性をもつ事業と言えよう。

### 1-3 本事業の目的

ここまで概観してきたように、長年の政策課題である「通学」ならびに「学内における介助」については、文部科学省や厚生労働省における複数の委員会等の議論を経ても未だ、障害当事者、大学等、福祉行政間のコンセンサスが形成されていない状況にある。そこで、本事業では改めて重度の身体障害を有する学生が、必要な支援を受けながら高等教育機関に通い滞りなく学生生活を送るための支援のあり方について検討するために、国内における支援事例の収集、諸外国における対応状況の調査、有識者等による検討を行い、今後の政策形成に資する基礎的資料を得ることを目的とした。

## **第2章：国内調査**

### **2-1 大学ヒアリング**

#### **2-1-1 目的**

重度の肢体不自由のある学生の学生生活および支援の実態を包括的に把握することにより、重度障害のある学生が障害のない学生と同様に高等教育機関に通うために必要な支援の質や量を明らかにする。また、包括的な支援のなかでも特に排泄介助・食事介助等の生活支援に該当する支援について、各大学における対応方法を調査することにより、重度障害のある学生にとって必須となる生活支援のあり方を検討するための情報を収集することを目的とする。

#### **2-1-2 調査対象**

以下の大学に通学する重度の肢体不自由のある学生 17名を対象とする。

重度障害のある学生への支援のあり方は、学生の障害の程度や大学の支援体制、関係する自治体の制度の運用及び判断、地域の支援リソース等の諸条件によって多様な形を探り得るが、筑波大学（2018）の調査結果に基づき、特に重要なと思われる「障害の程度（24 時間の介助を要する、又はトイレ利用時などの部分的な支援を要する）」、又「居住形態（家族と同居・単身生活）」、そして、「福祉制度等の利用状況」等の視点から対象となる大学・学生を抽出する。

また、大学の支援体制は設置形態により性質が異なるため、国立大学だけでなく、公立大学および私立大学からも対象者を抽出する。

また、地域によっても自治体の考え方や福祉サービス等の資源に違いがあるため、対象となる大学は日本各地に所在している大学を抽出する。

#### **【調査対象となった大学】**

- ・ 国立大学： 7校（A大学、B大学、C大学、D大学、E大学、F大学、G大学）
- ・ 公立大学： 1校（H大学）
- ・ 私立大学： 9校（I大学、J大学、K大学、L大学、M大学、N大学、O大学、P大学、Q大学）

#### **2-1-3 調査方法**

調査対象となった大学に対して、各校の障害学生支援担当部署等を通じて学生に働きかけ、調査の目的、手法、個人情報保護の方法等を文書および口頭にて説明し、文書による同意を得た後、支援担当者に対するインタビュー調査を実施する。

インタビュー調査では、対象学生の生活および利用している支援の実態を包括的に把握するために、支援担当者に対する半構造化面接によるインタビューを行う。インタビューは、Ⅰ. 基本的な情報、Ⅱ. 一週間の支援の状況、Ⅲ. 場面別の支援の状況、Ⅳ. 支援の体制の構築についての4つの段階で実施する。また、Ⅰ. 基本的な情報については、(1)学生について(在学の状況、居住の状況、通学の所要時間・手段、診断名、障害支援区分、障害福祉サービスの利用状況等)、(2)大学について(スタッフの構成、修学支援における人的支援の仕組み、支援部署の状況、合意形成の仕組み等)の2つに分類して調査する。なお、それぞれには複数の下位項目を設けており、全部で28の項目とする。※調査紙は付録のとおり。

インタビュー調査で得られた情報を総括し、対象学生の障害の状況及びニーズ、支援の実態を事例ごとに明らかにする。また、各事例の分析においては、支援の構築および運用に関わる支援者等の人数、役割、求められる専門性に焦点を当てて情報を収集し、重度障害のある学生が大学等に通学するために必要な支援の「質」に関する基礎資料とする。

#### 2-1-4 結果の概要

以下、大学に対するインタビュー調査結果の概要である。各大学の詳細については、次節に示す。

大学種別	大学規模	専門部署	居住状況	支援の実施状況
A 大学 国立	大規模	有り	家族と同居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学は家族による送迎</li> <li>・学内移動、授業は支援補助学生が支援</li> <li>・食事、排泄介助は福祉サービスを利用</li> </ul>
B 大学 国立	大規模	有り	家族と同居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進学にあたって家族と大学の近くに転居</li> <li>・通学は家族による送迎</li> <li>・学内移動、授業は大学が雇用した支援員が対応</li> <li>・学内移動、授業でスタッフが対応できない場合は、支援補助学生が対応する場合有り</li> <li>・食事、排泄介助は家族が来校して対応</li> </ul>
C 大学 国立	大規模	有り	家族と同居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学は公共交通機関（人的支援なし）</li> <li>・学内移動、授業、食事、排泄介助は大学の職員が対応</li> </ul>
D 大学 国立	大規模	有り	一人暮らし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居は大学の敷地内にある宿舎（バリアフリールーム）</li> <li>・宿舎での支援は福祉サービスを利用</li> </ul>

	大学種別	大学規模	専門部署	居住状況	支援の実施状況
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学は福祉サービスの利用又は支援補助学生による付き添い</li> <li>・学内移動、授業は支援補助学生が支援</li> <li>・食事、排泄介助は福祉サービスを利用</li> </ul>
E大学	国立	中規模	有り	家族と同居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学は家族が送迎（又は福祉サービス）</li> <li>・授業、食事、排泄介助は大学が直接雇用している介護員が対応</li> <li>・介護員の雇用時間を超えて対応が必要な場合は、大学負担で外部の委託業者に引き継いで対応</li> <li>・学外実習では家族が付きそう場合有り</li> </ul>
F大学	国立	大規模	有り	一人暮らし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居は大学の学生寮（バリアフリールーム）</li> <li>・寮での支援は福祉サービスを利用</li> <li>・通学、学内移動は単独移動（人的支援無し）</li> <li>・授業は支援補助学生が支援</li> <li>・排泄介助は私費契約のヘルパーが対応</li> </ul>
G大学	国立	大規模	有り	一人暮らし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居は大学の学生寮（バリアフリールーム）（入学後2年間は自宅、家族と同居）</li> <li>・寮での支援は福祉サービスを利用</li> <li>・通学は福祉サービスを利用</li> <li>・授業は支援補助学生が支援</li> <li>・食事、排泄介助は福祉サービスを利用</li> </ul>
H大学	公立	小規模	無し	家族と同居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学は家族による送迎</li> <li>・学内移動、授業での支援及び食事、排泄介助は大学が雇用した支援員が対応（必要に応じて、保健室のスタッフが補助）</li> <li>・サークル活動等の課外活動では福祉サービスを利用</li> </ul>
I大学	私立	中規模	有り	家族と同居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学は家族による送迎</li> <li>・学内移動は単独移動（人的支援無し）</li> <li>・授業は支援補助学生が支援</li> <li>・食事は私費契約のヘルパーが対応</li> <li>・排泄介助は大学負担で外部の事業所に委託</li> </ul>
J大学	私立	大規模	有り	家族と同居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学は家族による送迎</li> <li>・授業は支援補助学生が支援するとともに、</li> </ul>

	大学種別	大学規模	専門部署	居住状況	支援の実施状況
					<p>福祉サービスのヘルパーも同席</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学内移動、食事、排泄介助は福祉サービスを利用</li> </ul>
K大学	私立	大規模	有り	家族と同居	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学は家族による送迎</li> <li>学内移動、授業の準備は福祉サービスを利用（準備完了後に退室、救護室にて待機）</li> <li>食事、排泄介助は福祉サービスを利用</li> </ul>
L大学	私立	中規模	有り	家族と同居	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学、学内移動は単独移動（人的支援無し）</li> <li>授業は支援補助学生が支援</li> <li>食事、排泄介助無し（日中はおむつを着用）</li> </ul>
M大学	私立	小規模	有り	一人暮らし	<ul style="list-style-type: none"> <li>住居は民間のアパート（入学後数年間は自宅、家族と同居）</li> <li>アパートでの支援は福祉サービスを利用</li> <li>通学は単独移動（人的支援無し）（一人暮らしをするまでは、家族による送迎）</li> <li>学内移動、授業（宿泊を伴わない学外実習含む）、食事は支援補助学生が支援</li> <li>排泄介助はアパートに帰って福祉サービスを利用（一人暮らしをするまでは、家族又は私費契約ヘルパーが対応）（私費契約ヘルパーについて、一部を大学で負担）</li> </ul>
N大学	私立	大規模	有り	一人暮らし	<ul style="list-style-type: none"> <li>住居は大学の宿舎（バリアフリールーム）</li> <li>宿舎での支援は福祉サービスを利用</li> <li>通学は単独移動（人的支援無し）（実態は、福祉サービスのヘルパーが無償で見守り）</li> <li>学内移動、授業、食事、排泄介助は支援補助学生が支援</li> </ul>
O大学	私立	小規模	有り	家族と同居	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学は公共交通機関を利用して単独移動（人的支援無し）</li> <li>学内移動は単独移動（人的支援無し）</li> <li>授業での人的支援無し</li> <li>食事、排泄介助は大学が契約している事業所のヘルパーが対応</li> </ul>
P大学	私立	大規模	有り	家族と同居	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学は福祉サービスを利用（公共交通機関）</li> <li>学内移動、授業、食事、排泄介助は通学時</li> </ul>

	大学種別	大学規模	専門部署	居住状況	支援の実施状況
					<p>に利用している福祉サービスの事業所に対して、大学が契約して対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（以前の大学では、学内移動、排泄介助は家族が、授業での支援はボランティアの学生が対応していたとのこと）</li> </ul>
Q 大学	私立	大規模	有り	家族と同居	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学は家族が最寄り駅まで送迎し、その後は公共交通機関を単独で利用し、大学の最寄り駅からの移動は福祉サービスを利用</li> <li>授業は友人の学生が支援</li> <li>食事、排泄介助はスポットで福祉サービスを利用</li> </ul>

## 2-1-5 結果の詳細（17大学）

### 【A大学】

#### 1. 学校の情報

- (1) 種別：国立大学
- (2) 規模：大規模
- (3) 障害学生支援の体制：専門部署あり／専任スタッフあり／支援補助学生の養成あり

#### 2. 学生の情報

- (1) 在学の状況：学部在学中
- (2) 居住の状況：自宅にて家族と同居
- (3) 障害の状況：脊髄性筋萎縮症II型／障害支援区分6／身体障害者手帳1級（脊髄性進行性筋萎縮症による両上下肢の機能の著しい障害）
  - 常時、バギー型車いすを利用。立位や歩行は不可能。体幹および頭部の保持も困難なため、常時介助者の付き添いが必要。一日に多くて二度ほど、頭が倒れてしまうことがあり、手添えで起こす必要がある。振り返り等を含む体の移動、物を受け取る・置く・動かす、体位変換等の日常動作の多くに介助者が必要。食事には手添え、食品の粉碎を含む介助が必要。排泄は、ベッドを使用した移乗・着脱の介助が必要。発話は問題ないが、声を張ることはできない。
  - 授業では、支援補助学生による荷物の出し入れ、代筆、車いすの移動や方向転換、書籍等のページめくり等の支援が必要。机は基本的に車いすに添えつけのものを使用。定期試験時等は、内容に応じて時間延長（1.3～1.5倍）やPC利用、手書きで受ける場合は支援補助学生による消しゴム支援が必要。

#### 3. 支援の概要

- 自宅では、主に家族による支援を受けて生活。
- 通学は、家族の車による送迎で約60分。入学時に、大学近隣への引越しも含めて検討したが、現居住地には本人が幼少期より関わっている計画相談担当者等もあり、顔の見える形で制度解釈をしてくれたため、遠距離であるが現状の選択となつた。
- 大学内の移動、授業時には、支援補助学生を配置。昼休憩時には公的ヘルパー（移動支援：20時間／月）が食事・排泄介助を実施。
- 移動に時間がかかるため、本人が使用できるバリアフリートイレから近い教室への変更を実施。
- 授業では、座席位置の確保、支援補助学生（身分：年契約の技術補佐員（非常勤））による荷物の出し入れ、代筆、車いすの移動や方向転換、PCの準備、書籍等のペ

ージめくり、ブランケット利用等の体温調節介助等の支援を実施。

- 本人の発話は、教員が学生の前まで行って、十分に聞き取るよう授業担当教員へ配慮を依頼。
- 急な休講や空コマにも支援補助学生を配置。ただし最初、もしくは最後の講義がなくなった際は配置しない。
- 支援補助学生の交通機関遅延による遅刻が2回ほどあったが、学部の事務補佐員が入り、支援が途切れるることはなかった。
- 初年次は支援補助学生の確保と雇用手続きのため、1ヶ月間、合理的配慮提供のための人員として食事・排泄介助以外の支援と支援マニュアル作成を一般派遣に依頼。障害学生支援経費より支出。
- 支援補助学生の養成は障害理解の講義、見学、実技（家族からの直接指導）等で約2・3時間程度。
- 大学への入構は、原則有料だが無償とし、雨天を考慮して庇のある玄関での駐車を許可。

#### 4. 支援の構築

- 本人が学部に支援を申請（支援部署相談時に申請）。
- 支援部署がニーズを聞き取り、ガイドラインを作成して、学部へ伝達。
- 支援部署と学部の支援実施担当教員、担当事務、担任制のある学部は担任、費用が発生する場合は学部長も含めた会議を実施し、おおよその合意を形成。場合により、さらに本人や家族を含めた会議を持ち、決定することもある。
- 学部が授業担当教員等へ配慮文書を通知。
- 入学後一ヶ月間の合理的配慮提供のため、一般派遣の雇用をトップダウンで決定。
- 所属学部にて、支援補助学生の募集、配置の調整。
- 身体に触れる介助を支援補助学生が担わざるをえないことや、そのリスクについても、初期の段階で学内関係者、本人、家族に説明。現状での最善策という形で合意を得た。
- 本人からの事前相談を受け、計画相談のケースワーカーと大学内でのサービス利用に関する調整とガイドヘルパー事業所との交渉を進めた。

#### 5. 支援の課題

- 通学を家族が担わざるを得ない。電動車いすは体幹保持ができず、使用できない。移動支援も車に同乗は可能だと考えられるが、運転までは認められておらず、引き受けてくれる業者もない。
- 入学決定から新年度開始までの期間が短く、支援体制の構築に極めて大きなマンパワーを割く必要があった。
- 支援補助学生の身分保障や、問題が生じた際の補償に関する問題。また、個別性

の高い支援に対する体制構築の困難さもある。多少なりとも支援補助学生が本人の体に触れる支援があることは課題だと認識しているが、ヘルパーを雇う体制を構築することができない。

- ヘルパー雇用の予算的問題が解決できても、人員確保や調整を大学で恒久的に担うこととは困難。
- 公的ヘルパーが昼休みの休憩時 2 時間／日のみの配置であるため、排泄介助の時間が限られている。そのため本人は日々、生活調整（水分を減らす、前日から排泄時間を計算する等）を強いられている状況にある。また、緊急的に専門的な支援を必要とした場合への対応は、緊急連絡体制を組んではいるが、万全とはいえない状況である。

## 6. 特記事項

- 2019 年 4 月より、公的ヘルパー（移動支援：20 時間／月）の部分について、授業期間中の 8 ヶ月間に集約して利用し、かつ厚生労働省の修学支援事業に移行予定。この移行により、通学時は公的ヘルパーを一日 3 時間、利用できるようになる予定。
- 今回の支援体制構築は、他大学のグッドプラクティスの情報を得ていたことが大きく寄与した。個別要素の強い学生への支援には、情報共有が必要。

## 【B大学】

### 1. 学校の情報

- (1) 種別：国立大学
- (2) 規模：大規模
- (3) 障害学生支援の体制：専門部署あり／専任スタッフあり／支援補助学生の養成なし

### 2. 学生の情報

- (1) 在学の状況：学部在学中
- (2) 居住の状況：出身は県外であるが、大学入学とともに母親と転居し、現在は同居している。
- (3) 障害の状況：脊髄性筋萎縮症／障害支援区分 6（行政サービスの利用は以前からあり。実家でもヘルパーを利用していた。）／身体障害者手帳（1種1級）
  - 体幹の保持も不能。右手首のみ動作可能で、車いすの操作をする。嚥下は問題ないが、食事介助が必要としている。側臥位での筆記は可能だが、紙を動かすなどのサポートは必要である。学年があがるにつれて iPad のフリック入力を使う（入力は非常に速く実施できる）。ただ、入力するのは横にならないといけないので、大学内では利用していない。本人が馴染んでいる書見台を支援員が持つて移動している。

### 3. 支援の概要

- 大学が雇用している支援者が介助を担当している。（勤務形態を3パターン持つていて組み合わせる）
- センター（支援室）のスタッフが突発的に対応することがある。
- トイレと食事はスポットで母親がきて、対応している。
- 4時半以降は支援員が勤務できないため（学内規則のため）、4時半以降は学生ボランティアが対応している。この学生ボランティアはトイレ・移乗・水分補給はしない（最低限の身の回りの取りまわしのみ）。
- 支援の引継ぎ（支援員と母親間）は、母親から支援員に到着時間（何時につきます等）の電話がある。
- 支援員がしているのは、排泄後の片づけ（お手洗いに流してくる）と毎時間の水分補給である。
- 食事は弁当を作る、学食に行く、などその時の状況に合わせている。咀嚼する力があるので、一定の配慮で問題はない。
- 行政サービスによる96時間の介護を利用している。自宅のみの訪問介護（入浴）である。
- 通学等で福祉サービスを利用されたことはない（母親と離れて外出するということを聞いたことがない）

- ・ 移動中に姿勢を戻す必要があり、支援員が行っている。
- ・ 通学に関しては、母親が自家用車によって行っている。
- ・ 通学の際の福祉車両用駐車場はもともと敷設されていたが、本人の利便性を高めるために4台駐車できるものを3台にしてアクセススペースを確保した。
- ・ 体育館にエレベーターを敷設した
- ・ 控室は3つ設置していた（移乗用のベッド、マット、排せつ物を処理するもの、空気清浄機）。動作感知式の電気の部屋は改修した。
- ・ 食事等の生協の利用は1か月に1度程度とのこと。

#### **4. 支援の構築**

- ・ 一般入試（1月後半）に配慮申請があった。オープンキャンパスにも来られていたようだが、支援室の立ち上げがその学年の途中であったために、情報共有が不十分で学部のみが把握していた。合格が決まってから入学までに3回程度の相談を実施した。
- ・ 市役所（福祉課）に問い合わせたところ、移動支援を利用できないことを言われたので、大学負担の検討に至った。センター長が副学長だったこともあり、学内での予算化は比較的円滑であった。
- ・ その後、他大学の例を踏まえ、厚生労働省事業等の利用を相談したが、保護者は消極的であった。
- ・ 本人や保護者から行政サービスを通学や学内で利用したいというニーズはなく、生活に関する介護は母親が実施するということになった。
- ・ 大学側では支援員を2名雇用している（年間70万円程度）。公募にあたっては、長期の休みに雇用がないことを条件に提示したうえで採用を行った。

#### **5. 支援の課題**

- ・ 2名の支援員は長期休みには勤務がないという条件で公募を出して介助員を雇用したが、年次が上がっていくにつれて、授業コマが減ってくるので、支援員の労務管理にも問題を感じている（随時センターから切り出している）。
- ・ お母さんが体調不良になったケースはこれまで1度生じたことがある。ただ、そのことでの欠席はない。
- ・ 春にぜんそくの対応で、急きょ母親に来てもらったことがある（服薬の判断は本人が行っている）。
- ・ 恐竜に興味があり、地層の研究もしてみたいが、どうしても行けない野外実習があった（近くのものにはチャレンジしてみたが、直接に目にすることができない）。
- ・ 母親への依存度が高く、本人も母親も公的なサポートを全面的に入れるのには抵抗を示している。

- 本人のニーズとして、大学での支援員をもっと潤沢にしてほしいという申し入れがあるが、パーソナルなケアな部分についての行政サービスの利用には消極的である。
- 公開講座のときに講義室前方にスペースを設けたが、一般市民から車いすが邪魔で見えないというクレームが出たことがあった。
- 時間割が変わっていくため、支援員の雇用が安定しない点がある。介助には専門性が必要ということで、行政サービスの利用が安定的ではないかと認識している。
- 支援員としての課題として、高等教育のスタッフとしてどう関わればいいのかがわからない場面があった。(個人的な相談の連絡への対応等)一対一の支援であるため、支援員と本人との距離感を保持することに難しさを感じている。
- 災害等、緊急時の対応については考えられていない。

## 6. 特記事項

- iPad を使用することになり、SNS での友人関係等、母親が知らない世界を本人は構築してきている。

## 【C大学】

### 1. 学校の情報

- (1) 種別：国立大学
- (2) 規模：大規模
- (3) 障害学生支援の体制：専門部署あり／専任スタッフあり／支援補助学生の養成あり

### 2. 学生の情報

- (1) 在学の状況：学部在学中
- (2) 居住の状況：自宅にて家族と同居
- (3) 障害の状況：先天性四肢欠損／障害支援区分 6（高校時は利用なし）／身体障害者手帳（あり）
  - 四肢欠損であるが、左足が少しあるので、そこで車いすの操作をしている。物を受け取る、体の移動にサポートが必要である。姿勢保持は、車いすでストレッチ、学部部局の休憩室で休憩することもある。マウス操作（書字）は口にくわえてタッチ等、文字は左足でタイピングしている。

### 3. 支援の概要

- 通学は、電車とバスで約 50 分の距離である。事前にバス会社と交渉を行った。通学時にヘルパーは利用しておらず、自力にて電動車いすで通学する。行政サービスの利用は検討中である。所属学部近くのバス停は傾斜があつて利用しづらいため、センター前のバス停を利用し、そこで大学雇用の事務補佐員と待ち合わせている。帰宅時間が遅くなる時は自力でバス停まで移動する。その際、横断歩道のボタンが押しにくいことがある。その他、降車場所で降りることができずにバスが発進してしまったことと、乗降に時間がかかるために他のバス利用の学生から苦情が出たことがあった。
- 大学内の移動やトイレ時には、大学が雇用している事務補佐員を配置して介助を行っている。雇用型で 6 時間／日にて 2 名が毎日勤務し、昼の時間帯に交代する。（一人 200 万円／合計 400 万円の人物費がかかっている）
- 事務補佐員は同性介助を考慮し、結果的に特別支援学校の勤務経験者を雇用することとなった。
- 講義には事務補佐員介助者が同室し支援を行うケースと、同室しないケースがある。
- 昼食は基本的に事務補佐員が実施している。
- 現在の取得講義は週 16 コマで、教職の取得を考えている。
- 初年時の実験時は、支援補助学生（学生スタッフ）が帶同していた。
- 学外においても、介助事務補佐員が介助を実施した。介護等体験実習（社会福祉施設 5 日間）にて本学事務補佐員介助者が 1 名ずつ 1 日交代で介助を行った。学

生とは当該施設にて待ち合わせ、介助内容は食事とトイレのみであった。当該施設職員より必要時には声かけがあるということで、基本は待機を行っていた。実習の準備にあたって、部局事務と教育委員会とで実習実施に関して検討が行われた。部局が事前打ち合わせの調整を実施した。実習先での事前打ち合わせには、介助者、学生本人が出席した。

- 介護等体験実習（特別支援学校2日間）では、本学事務補佐員介助者2名が2日間とも付添。本学で学生と待ち合わせ、介助者は公用車で通勤した。介助内容は食事とトイレのみであった。基本は待機室で待機し、必要時に連絡をもらって介助に入った。部局事務が実習先との打ち合わせ調整等を実施した。実習先での事前打ち合わせには、部局事務、介助者、学生本人が出席した。
- 教育実習（3週間）来年度実施予定であり、現段階では、介助等について、特に決定していない。母校（通常の学校）で行うことは決まっている。

#### **4. 支援の構築**

- 入学が決まり、体制の検討を支援センター・教務係・学部・担当理事が一堂に会して相談を行った。事務補佐員の雇用にあたって、部局（学部）では厳しいので、全学的な予算で計上することとなった。その時点で定期的に実施している障害者支援推進専門委員会に諮り、予算の要求を行った。
- 学生は申請書を学生支援課に提出する。専門委員会は支援のモニタリング機能を有し、資料等を作成する。

#### **5. 支援の課題**

- 事務補佐員の介助について、正課外の活動に対する配置が難しい。
- 本人が学内で行っているピアサポート活動等では、事務補佐員の介助が付けられない場合がある。
- パーソナルケアに係る人員が固定的であるが、人間関係の不和について、現在のところ特段の申し入れはない。雇い入れていることについて、このような人間関係が選択できないことへのリスクはある。
- 先述のピアソーター活動等、介助者を付けられない場合において、誰が介助を行うのかといった問題がある。支援室あるいは支援課のスタッフが担当する場合がある。
- 本人は現状に満足している状態であるが、社会自立のためにも行政サービスの利用を進める必要性があると支援者側は認識している。
- 同様の学生が次年度入学した場合に同様の体制を取ることができるかは懸念事項である。
- 本人の計画相談を行っているのは、子どもの頃からの療育機関である。連携を深めていく必要性がある。

- ・ 大学が雇い入れていることに伴って、社会に出た後には使えない支援となっている点に課題がある。
- ・ 講義では支援補助学生が入っていない。ピアサポート活動では、日常生活のサポート（食事）など、自発的かつインフォーマルなサポートが学生間で生まれている状態で進められている。このことについては誤嚥につながった時などのリスクについての議論がある。この点も含め、本人が支援を要請したいことがあっても、遠慮が生じている可能性がある。

## 6. 特記事項

- ・ 通常の講義期間外について事務補佐員は通常通り週 5 日勤務している。その際は介助業務ではなく、学生支援係や教務係の業務補助を行っている。8-9 月について、（介助業務が無いため）年休の消化を促進している。
- ・ 集中講義や補講については、事前に関係者で調整し、修学に支障のないよう支援している。
- ・ 2 名の内、1 名が欠勤する場合に関し、このような状況が今までになく、特段の対応をとったことはない。1 人が急に休む場合は、他の職員で支援を行うことになると想定される。

## 【D大学】

### 1. 学校の情報

- (1) 種別：国立大学
- (2) 規模：大規模
- (3) 障害学生支援の体制：専門部署あり／専任スタッフあり／支援補助学生の養成あり

### 2. 学生の情報

- (1) 在学の状況：学部在学中
- (2) 居住の状況：大学が用意した宿舎にて単身生活
- (3) 障害の状況：脊髄性筋萎縮症／障害支援区分 6／身体障害者手帳 1級（両上肢機能全廃・体幹機能障害（座位不能）（両下肢機能障害を含む））／女性
  - ・ 常時電動車いすを利用する。体位変換や物の受け取りと移動、食事などの介助が必要である。
  - ・ トイレ利用に際しては、着脱・移乗の介助を必要とする。
  - ・ パソコンの利用（フリック入力）による文書入力は可能だが、書籍等の荷物の出し入れや授業等のメモ作成には代筆者を必要とする。

### 3. 支援の概要

- ・ 自宅は大学の宿舎（大学の敷地内・バリアフリールーム）で、公的ヘルパーを利用して生活（重度訪問介護・移動支援による 24 時間利用）。
- ・ 朝の時間の自宅の介助に入っているヘルパー（重度訪問介護）が、宿舎の出入口で学生サポートにバトンタッチし、ヘルパーは次の休み時間まで待機。
- ・ 授業中の荷物の出し入れやノートテイクの支援を学生サポートが実施。
- ・ 休み時間になると学生サポートからヘルパーにバトンタッチし、ヘルパー（移動支援）が移動やトイレ利用の介助を実施。昼休みの移動、食事等の介助はヘルパーが実施。
- ・ 時間帯、通学先の建物や教室によって方法は異なるが、主に公的サービス（移動支援）か学生サポートが付き添っている。公的サービスの場合は自治体、学生サポートの場合は大学の費用負担。
- ・ 移動に時間がかかるほか、エレベーター未設置の建物では 2 階以上に上がれないため、履修する授業で使用する教室をアクセスしやすい教室に変更。使用する教室に車いす対応の専用机を用意。
- ・ 授業中にレジュメを取りに行く、課題を提出する際の支援、書籍の出し入れや教科書をめくる、PC の準備等の支援は学生サポート。
- ・ 定期試験等は、試験内容によって PC 受験、手書きで受ける場合は支援学生ほか教職員による消しゴムサポートの介助を利用している。いずれも昇降机を各教室に配置する。

- 学外実習等の時に公共交通機関での移動が困難な場合、福祉タクシーの利用（大学負担）。大学と事業所が直接契約して、外部のヘルパーが介助に入る場合も有る。実習先等との事前調整。

#### **4. 支援の構築**

- 本人からの事前相談を受けて、障害学生支援専門部署の主任コーディネーターが受験前から大学の所在地の自治体障害福祉担当者との相談を重ねた。
- 障害福祉サービスを通学や学内で使うことができない（当時）という制度設計は理解した上で、学生の通学を保障するために自治体裁量でのサービス利用を模索して、入学決定前から準備。調整できなかった場合には、大学が全て負担するというコンセンサスを水面下で取る。
- 合格決定後（2月中旬）に住まい探しを始める。
- 学外においては、計画相談を行うセンターのケースワーカー（相談支援専門員）を中心に、生活部分の計画を行いつつ、大学側と大学内でのサービス利用を調整。

#### **5. 支援の課題**

- 高等教育機関における合理的配慮と公的サービスのバランスに悩みながら進めた。
- 重度訪問介護を実施している事業所は少なくないが、現在やりとりしているのは4～5つ程度。
- 公的サービスと大学が実施する支援で基本的なことはカバーできていると思うが、フレキシブルなことへの対応や学外実習等が課題。
- 卒業研究がスタートした際に、公的サービスと大学が実施する支援のバランスをどのようにとっていくかが課題。

#### **6. 特記事項**

- 稀に検査入院等が必要になる場合があるが、その際の介助が課題。
- 本来は切れ目のない支援がのぞましいが、責任や費用負担の現状でそれが難しい部分もある。
- 高校生の一時期、友達に姿勢を変えもらったり、緊急時にトイレをお願いしていた経験から、友達関係のなかに介助が入り込みすぎると、お互い気を使い、やりづらいと考える。介助者がいると、細かい要求もしやすく、姿勢を変える、荷物を探すなど、トイレ以外にも助かっている。

## 【E大学】

### 1. 学校の情報

- (1) 種別：国立大学
- (2) 規模：中規模
- (3) 障害学生支援の体制：専門部署あり／専任スタッフあり／支援補助学生の養成あり

### 2. 学生の情報

- (1) 在学の状況：学部在学中（以下3名全員）
- (2) 居住の状況：家族と同居（以下3名全員）
- (3) 障害の状況：

Aさん：脊髄性筋萎縮症／障害支援区分5／身体障害者手帳1級（両上肢機能障害・体幹機能障害）

- 常時、電動車いすを利用する。休憩室でのベッド等への移乗介助、マッサージ、車椅子の座り直し、トイレ介助が必要である。また、食事の準備、片付け、口腔ケアに介助が必要である。
- 授業における教室内の通路確保、専用机のセッティング、教科書、筆記具等の取り出しも介助を要する。教室への送迎、室内外への出入りの際のドア開閉、エレベーター使用時の開閉延長、電動車椅子走行時の周囲確認（特に後進時の後方確認）、雨天時の雨具の準備等、教科書等購入時の買い物付き添い等、日常生活全般に介助が必要である。

Bさん：重症筋無力症／障害支援区分5／身体障害者手帳2級（体幹機能障害）

- 常時、電動車椅子を利用する。人工呼吸器を使用しており、喀痰吸引が必要なときは、本人が行っているが、大学でも介護福祉士が医師の指示書により対応できる体制にしている。人工呼吸器の使用中には、会話ができない。教室への送迎、雨天時の雨具の準備が必要である。

Cさん：脳性まひ／障害支援区分なし／身体障害者手帳2級（脳原性運動機能障害）

- 常時、自走式車椅子を利用する。車椅子の手押しハンドル部に吊り下げた教材等の撮り下ろし、トイレ介助（衣服着用時一部介助）が必要である。腰伸ばしの際、敷きマットのセッティング、室内外への出入りの際、開き戸開閉補助、雨天時の傘は介助、教室内の通路確保、専用机のセッティングが必要である。

### 3. 支援の概要

- 自宅は実家で家族と同居しており、家族（またはヘルパー）が車で送迎している。車の乗り入れは、建物入り口まで許可している。

- 大学内の障害学生のための休憩室で授業準備を行い、大学が雇用している介護員（非常勤職員として雇用、介護福祉士資格あり）が教室まで付き添い、教科書等を机上に配置する（学生が行う場合がある）。
- 介護員は、上記の他、2- (3) に示した事項の介助を行っている。
- 移動に時間がかかるので、移動距離が極力短い教室に、可能な限り変更している。他、車椅子用の机を学生の履修に合わせて配置（移動）している。
- 教科書等の出し入れについては、他の受講学生や担当教員が行っている。
- 介護員は授業終了後、教室まで迎えに行く。
- 他、昼休憩時には、介護員が排泄介助、昼食、歯磨き介助を行う。
- 4・5コマ目の授業がある場合は、介護員から外部の委託業者に引き続き、以降は委託業者が介助を行う。
- 現在の学年では、学外の実習等は少ないが、ある場合は家族が付き添う。なお、本格的な学外実習が始まる学年になった際には、大学が雇用している介護員または委託業者が支援する予定。
- 帰宅時は、家族（またはヘルパー）が迎えに来るので、家族に引き渡す。

#### **4. 支援の構築**

- 障害学生支援を担当する部署の専任教員が、受験前から高校等との情報交換を密に行った。他、受け入れ学部、保健管理センター、障害学生支援担当部署、事務部（学生支援部、施設部）で調整・協議した。学外組織とは、入学前に学生に福祉サービスを提供していたNPO法人と、入学後の支援方法について協議を行った。
- 学内での修学支援に、福祉サービスを利用することに通じて、入学前から関係自治体と協議を行ったが認められなかった。入学決定後も、大学が自治体と再三にわたり協議を行ったが、通学支援以外は認められなかった。よって、大学の運営資金を充てることを学長裁量で決定。（ただし、次年度以降、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」の適用について、関係自治体と協議した結果、学外での実習等の一部を対象とすることとされた。）
- 主治医との連携により、学内の介護員（介護福祉士）が、喀痰吸引が可能となる体制を構築。大学の費用負担で、学外の介助派遣事業者と契約し、夕方以降の遅い時間の講義にも介助が提供できるようにした。

#### **5. 支援の課題**

- 学内活動では、福祉サービス（公的支援）が受けられないので、大学が行っている授業支援のみでは、修学に不十分な点がある。
- 現在、本当に偶然に、介助の必要な3名の学生（同性）が同じコースに所属しており、1名の介助員を大学で雇用することでなんとか介助ニーズに対応できているが、もし、これが別々のコースや学部等、介助を提供する場所が離れていて、個々人に個別の介助者を雇用して提供する必要がある状況だったとしたら、介助

が提供できていたかどうかはわからない。今後、さらに複数の学部学科に所属する障害学生が入学してくる状況や、学外実習先が異なる状況が生まれると、現実的には大学では対応が不可能になってくるだろうと予想している。国立大学法人として、地域の学生たちの教育機会確保に努めたいという思いがあるが、財源や介助人材の確保については大きな課題がある。

- 平成30年から厚生労働省の「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」が開始されたが、必ずしも自治体の理解が促進されているわけではなく、大学、障害学生と自治体では乖離がある。

## 6. 特記事項

- 学生の介助に必要な経費負担について、各大学に任せられているのが現状であり、国として平等に教育を受ける権利が保障されるのが望ましいと感じている。

## 【F大学】

### 1. 学校の情報

- (1) 種別：国立大学
- (2) 規模：大規模
- (3) 障害学生支援の体制：専門部署あり／専任スタッフあり／支援補助学生の養成あり

### 2. 学生の情報

- (1) 在学の状況：学部在学中
- (2) 居住の状況：バリアフリー対応の学生寮にて単身生活
- (3) 障害の状況：脊髄損傷／障害支援区分 5／身体障害者手帳 1級（両上肢機能全廃・体幹の機能障害）

- 常時電動車いすを利用。体幹の維持は困難だが、車いす上でバランスを崩すことはない。自力で除圧可能。食事は自助具を使用して介助なしでとることができる。
- 排尿は膀胱留置用カテーテルを通してウロバッグに溜め、昼と夜の定時に破棄している。排便は自宅で訪問看護を利用して行っている。
- タブレット端末を利用した文書等の閲覧、操作、キーボードによる文書入力は可能だが、授業等のメモ作成には代筆者を必要とする。

### 3. 支援の概要

- 自宅は大学の学生寮で、公的ヘルパーを利用して生活（居宅介護：朝 2 時間、夜 2 時間、就寝前 1 時間）。
- 入居に際して、事前にリフト（浴室への移動、ベッドへの移乗等のため）の設置、スマートロックへの変更、ドアの取っ手の位置の変更などのバリアフリー改修を行った（大学の費用負担）。
- 通学は、学生寮から車いすで約 15 分かけて単独移動（雨天も同様）。特にヘルパー等は利用なし。
- 授業では、支援補助学生によるノートテイク支援、配布資料等のデータ化を利用しながら受講。最近はハンディスキャナを自分で持ち歩き、当日配布された資料はその場で電子化している。
- 授業間の移動は電動車いすで単独移動。
- 一部の授業で教室間の距離が長く移動が困難な場合に限り、福祉タクシーを利用して移動。福祉タクシーの費用やコーディネートは大学が行っている。
- 昼休みの時間帯に私費契約ヘルパーを利用し、尿破棄ならびに食事（準備、片付け）の介助を受けている。大学にいるその他の時間帯ではトイレ介助は不要。
- 尿漏れが起きたことがあり、そのときは本人がヘルパー事業所に直接連絡し、またま動けたヘルパーが急遽学生寮への帰宅、着替えなどの対応を行った。この

ときの費用は、事後的に相談して大学が負担した。

- 県外への移動を伴う実習系の科目では、日常的に利用している事業所からヘルパー（私費契約）が同行して排尿や食事の介助を行った。また、一部の実習では私費契約ヘルパーによる車での送迎を利用した。これらのヘルパー費用は大学負担。

#### 4. 支援の構築

- 推薦入試の合格決定後（12月下旬）の入学前面談で大学の方針を伝えた（原則として生活面は障害福祉サービス利用）。
- その後、障害支援区分の認定手続き、援護地の決定（出身自治体か大学の所在自治体か）に時間を要し、ヘルパー等の調整を開始したのは3月に入ってからとなつた。
- 学内での公的ヘルパーの利用を自治体が認めなかつたため、特例的な措置として大学が私費契約ヘルパーの費用負担を行い、昼休みの時間帯の介助者の確保を行つた。
- 自宅での公的ヘルパー利用については地域の相談支援事業所が調整を行い、学内のコーディネーターと相談支援専門員が連絡を取り合いながら学内外の支援体制を構築した。

#### 5. 支援の課題

- 大学の事業の範囲（施設・設備の改修、ノートテイク、学内移動の福祉タクシー等）の費用負担も大きい中で、トイレ利用等の介助者の費用負担を続けている状況であり、当該学生への支援の持続可能性、今後の同様の障害のある新入生の受け入れに大きな不安がある。
- 入学決定から新年度開始までの期間が短く、加えて援護地の決定に時間がかかつたため、支援体制の構築に極めて大きなマンパワーを割く必要があった。援護地の決定や適用するサービス等がよりスムーズに決まるようにならないと、4月からの学業開始は厳しいケースが生じるのではないか。

#### 6. 特記事項

- 大学が費用負担をしている私費契約ヘルパーは、普段、自宅での居宅介護にも入っている事業所であり、費用の負担者が変わっても同じ介助者が連續性をもって支援できるように計画が組まれている。
- 地域のヘルパー事業所でのヘルパー不足、同級生との接点の少なさ等への対応として、同級生がOJTを受けた上で地域のヘルパー事業所に登録し、学内のトイレ等の介助（大学の費用負担）に従事している。事業所は人員確保ができ、学生は同級生との交流が増える等の効果が見られている。

## 【G大学】

### 1. 学校の情報

- (1) 種別：国立大学
- (2) 規模：大規模
- (3) 障害学生支援の体制：専門部署あり／専任スタッフあり／支援補助学生の養成あり

### 2. 学生の情報

- (1) 在学の状況：学部在学中
- (2) 居住の状況：バリアフリー対応の学生寮にて単身生活
- (3) 障害の状況：脊髄性筋萎縮症／障害支援区分 6／身体障害者手帳 1級（座位不可）
  - ／男性
    - 常時ストレッチャー型のリクライニング可能な簡易電動車いすを利用。夜間は呼吸器を利用。寝返りできないので、夜間も除圧が必要。
    - 体位変換や物の受け取りと移動、トイレ、食事などの介助を必要とする。
    - パソコンの利用（ジョイスティックマウスによる入力）による文書入力は可能だが、書籍等の荷物の出し入れや授業等のメモ作成には代筆者を必要とする。

### 3. 支援の概要

- 自宅は大学の学生寮（大学の敷地外）で、公的ヘルパーを利用して生活（重度訪問介護による 24H）。
- 朝の時間の自宅の介助に入っているヘルパー（重度訪問介護）が、そのまま教室まで付き添い登校し、控室で学生サポーターと合流する。
- 授業の情報保障（ノートテイク、テキスト化）は学生サポーターが実施。
- 休み時間に横になる為、控室（倉庫だった場所）を確保。加湿器を用意する。

### 4. 支援の構築

- 2年生から3年生に進級するタイミングで自宅（家族と同居）から寮（単身生活）へ引っ越し、重度訪問介護の時間数も月に 300 時間程度から、交渉は難航したが 720 時間（24H/日）になる。交渉では本人が主体となり、強く必要性を発言した。
- 生存権に関わるものは大学に通っていようが、いまいが国からの支援になるべき。大学の財政状況で選択肢が変わるのはおかしいという考え方から、場所ではなく支援の内容によって考え方という方向にバリアフリー支援室の中で考え方を統一した。学内での共通理解として、生存権にかかわらない部分については大学で負担するという考え。

## **5. 支援の課題**

- 寮を出て、晴れていればヘルパーと一緒に車いすで登校するが、雨の日は車で送迎して欲しいという希望が本人から上がっている。バスも走っているが、混んでいて押されて骨折するリスクがある。福祉タクシー券を使い、残りは自治体へ負担を依頼しているが、許可がでない。過渡的な対応として大学が福祉タクシー費用を負担するという方針を検討したが難しい。現状では、合羽を着てヘルパーと一緒に登校している。

## **6. 特記事項**

- 支援室の中に専門部会が3つあり（施設、雇用、支援）、重要案件は部会で検討する。支援部会で重度訪問介護に関する問題を検討して承認した。最終承認は支援連絡会議になり、理事の他、各部局から一人ずつ担当教員が出席する。そこでの決定が大学の総意になる。
- 重度訪問介護の時間数は確保できたが、ヘルパー派遣事業所が少ないということから、人材の養成が重要だと考えている。自選ヘルパーの活用等にも期待している。

## 【H大学】

### 1. 学校の情報

- (1) 種別：公立大学
- (2) 規模：小規模
- (3) 障害学生支援の体制：専門部署なし／専任スタッフなし／支援補助学生の養成なし

### 2. 学生の情報

- (1) 在学の状況：学部在学中
- (2) 居住の状況：家族と同居
- (3) 障害の状況：弛緩性麻痺（筋ジストロフィー症による上下肢不自由）／障害支援区分5／身体障害者手帳1級
  - ・ 常時電動車いすを利用。体幹の維持および除圧は困難であるため適宜支援員による介助を受けている。
  - ・ 高校まで食事は介助員を配置せず、自分で食べていた。大学進学後、学生本人の話から、非常に努力して食事をとっていたことがわかり、現在は食事介助を受けている。
  - ・ 上肢の麻痺のため筆記は困難だが、ひざ元でペントタブレットを配置して使用することができる。
  - ・ 就寝時は人工呼吸器の使用している。

### 3. 支援の概要

- ・ 自宅で公的ヘルパーを利用して生活（居宅介護：朝2.0時間、夜2.5時間）。
- ・ 通学は、自宅から主に母親の送迎で約15分かけて移動（雨天も同様）。送迎するために新たに福祉車両を購入する必要が生じた。
- ・ 大学構内のロータリーで大学が雇用する支援員が支援を引き継ぐ。支援員から業間の移動支援、トイレ介助、食事介助、修学に必要な支援を受けている。
- ・ 授業前のパソコンの配置、紙資料の掲示など必要な準備を行う。当該学生が修学支援においても常時帯同されることを望んでいないため、必要な準備が整うと、授業中は支援員控室に待機している。タブレット端末を通して、必要なときに呼び出すこととしている。
- ・ サークル活動等の課外活動では公的ヘルパー制度を利用している（移動支援：40時間/月）。

### 4. 支援の構築

- ・ 当該学生と大学間では、高校低学年時から進学相談を進めており、また3年生11月時点という比較的早期の段階で入学が決まった。援護の実施者である居住地自治体から公的ヘルパー制度の利用が認められなかったものの、当該学生と大学間

で話し合いを始めるなかで、厚生労働省の指定研究を受けることになり、学内で支援員を直接雇用に至った（年間約120万円、単価1500時間/h）。厚生労働省の指定研究事業が終了してからは大学が同様の費用を全額負担をして、支援体制を維持している。

- 当該学生の母校教員から、学内支援員を担える専門人材の紹介を受けて、複数名の支援員でシフトを組んでいる。
- 入学前に全学予算の中から講義室のドアの改修や固定机の撤収等を行い、車いす対応の机やパソコン用アームの設置など当該学生が他の学生と同様に授業を受けられるように学内の環境整備を行った。
- トイレ介助の際、小便のときは支援員1名が対応するが、大便の時は保健指導員（保健室常勤スタッフ／看護師資格あり）がサポートに入り2名で対応している。

## 5. 支援の課題

- 支援員の人材確保のために、当該学生の母校教員がキーパーソンとなつたが、入学後なお新たな人材を探す場合に頼っている状態が続いている。ヘルパー事業所への外部委託も検討したが、費用の面から難しい。
- 同様の対応を要する学生が複数名に必要になった場合、これ以上の費用負担は難しいと考えている。
- 正課に位置付けられるインターンシップ（選択科目）があつたが、調整は行つたものの最終的に企業側の受け入れ態勢が整わず取りやめとなつた。現在、就労希望もあるため、大学として就職活動にも何らかのサポートが必要だと考えているが、どこまでサポートできるか不安も大きい。
- 今後学年が上がるにつれて、放課後の学内での研究活動への支援が必要になることが考えられる。その費用負担についても今後協議が必要だと考えている。

## 6. 特記事項

- 修学支援については支援補助学生の養成も検討したが、パーソナルケアについては支援員の存在が必要不可欠となるため、支援員の安定した雇用を保障するためにも支援補助学生の養成は保留の状態となっている。

## 【I 大学】

### 1. 学校の情報

- (1) 種別：私立大学
- (2) 規模：中規模
- (3) 障害学生支援の体制：専門部署あり／専任スタッフあり／支援補助学生の養成あり

### 2. 学生の情報

- (1) 在学の状況：学部在学中
- (2) 居住の状況：大学と同じ自治体内に家族と同居
- (3) 障害の状況：脳性麻痺による四肢の麻痺／障害支援区分 6／身体障害者手帳 1 級（脳移）
  - 常時電動車いすを利用。体幹の維持および除圧は困難。嚥下には問題はないが、食事には介助が必要。トイレには介助が必要。学内では普段おむつを使用している。
  - 書記は可能ではある、他の障害のため、書くことに関してドクターストップがかかっている。聞くことや話すことには課題はない
  - タブレット端末を利用した文書等の閲覧、操作、キーボードによる文書入力は可能。授業等のメモ作成には代筆者が入れない場合は最も負担の少ないタブレット端末のフリック操作を行う。
  - 土曜日はショートステイを利用し、日曜日は自宅で過ごしている。

### 3. 支援の概要

- 実家暮らしで、公的ヘルパーを利用して生活（居宅介護：朝 1.5h、夜 1.5h）。
- 通学は、自宅から主に母親の送迎で約 20 分かけて移動（雨天も同様）。公的ヘルパーの利用も検討したが人的資源が不十分ということで母親が体調不良時等の場合のみ利用している。
- 毎朝来学時に公的ヘルパーを利用し、昼食購入など学校生活の準備をして授業に臨む（移動支援：朝 0.5 時間）
- 授業は、支援補助学生によるノートテイク支援、配布資料等のデータ化を利用しながら受講。
- 授業間の移動は電動車いすで単独移動。雨天時には傘を差してもらう等で周囲の友人等の力を借りるときもある。
- 昼休みの時間帯に私費契約ヘルパーを利用し、食事の介助を受けている。
- トイレ介助専門のヘルパーが支援室に待機しており、必要なときに介助を受けている。

#### **4. 支援の構築**

- 合格決定後の入学前面談で大学の方針を伝えた（原則として大学は生活面での支援を行わず、トイレ介助のみヘルパーを配置している）。
- 大学入学前から障害支援区分の認定を受けており、大学で福祉サービスの利用に関して、親御さんが中心となって、ヘルパー等の調整を行った。
- 個人の都合もあり、公的ヘルパーの利用の時間加算が難しい状態であった。構内での公的なヘルパー利用は 0.5 時間/日に留まった。
- 大学負担でヘルパー事業所に外部委託をし、複数名在籍しているトイレ介助を利用する学生に対して 1 名のヘルパーを平日 7h 配置している（3800 円/時間）。1 日の中で 2~3 人程度のヘルパーが交代で入っている。年単位の契約で長期休暇中は必要な時のみ配置している。

#### **5. 支援の課題**

- 支給されている時間数（移動支援：30 時間/月）の制約から昼食は私費でヘルパーを配置している。
- 地域の人的リソース等の課題から母親が通学時の支援せざるを得ない状態である。
- 大学の事業の範囲（ノートテイク等）の費用負担も大きい中で、トイレ利用の介助者の費用負担を続けている状況である。複数名利用学生に対して 1 名という配置であるために介助者のジェンダーの問題（同性介助）を含めて支援の質を考えたときに、十分な対応ができていないという不安がある。しかし、1 名以上のヘルパーを配置する予算の確保は大学として過重な負担とも判断されかねない。
- 使える範囲で福祉サービス（厚生労働省の修学支援事業等）の利用を提案しているが、制度が複雑で本人や保護者の理解が不十分であると感じている。

#### **6. 特記事項**

- 当該校には常に複数名の重度障害学生が在籍している。

## 【J 大学】

### 1. 学校の情報

- (1) 種別：私立大学
- (2) 規模：大規模
- (3) 障害学生支援の体制：専門部署あり／専任スタッフあり／支援補助学生の養成あり

### 2. 学生の情報

- (1) 在学の状況：学部 4 年間在籍後、大学院在籍中
- (2) 居住の状況：自宅にて家族と同居（自動車で片道 15 分）
- (3) 障害の状況：先天性ミオパチー／障害支援区分 6／身体障害者手帳 1 級（体幹機能障害（起立困難）、両上肢機能障害）
  - ・ 常時、リクライニング機能つきの手動車いすを利用。立位や歩行は不可能。  
常時呼吸器の使用が必要。食事・排泄・移動は全て要介助。15 分おきに介助を得ながらの水分摂取が必要。
  - ・ 昼食時や休憩時にはベッド使用が必要。
  - ・ 授業時は、学生が中学時から使用している専用の机（4 台）を使用、メモ作成には代筆者が必要。

### 3. 支援の概要

- ・ 自宅では主に家族による介護、大学では公的ヘルパー（重度訪問介護：時間数等の詳細は、大学では未把握）を利用して生活。
- ・ 通学は家族の車送迎で約 15 分。大学内の駐車場で公的ヘルパーと交代。拠点としている校舎の休憩室で 1 日の準備を行う。大学からは入構及び駐車許可の対応。
- ・ 呼吸器着脱、トイレ、食事、水分摂取、移動は全てヘルパーが介助。多目的トイレは休憩室前。休憩室に設置された専用ベッドを利用して食事。
- ・ 水分補給等の介護を常時要するため、授業中もヘルパー同席。空調調整も行っている様子。
- ・ 学生支援スタッフがノート作成補助（代筆）サポート。授業内提出物等については、授業後に担当教員へメール提出する等の個別対応をとっている。ゼミでは発表時にマイクを使用。
- ・ 試験は時間延長・別室受験の対応を学部時代から行っている。
- ・ 授業後は、公的ヘルパーが駐車場まで付き添い、家族と交代。

### 4. 支援の構築

- ・ 入学にあたり高校やこれまで当該学生を支援してきた団体から入学後の支援について確認・要望あり。並行して学生と家族は自治体と相談・交渉し、大学内での公的サービスの利用の可能性を探っていた。自治体から大学へ複数回問い合わせ

があり、大学では対応不可と伝える。大学が対応不可の結論であれば支給との方向性が自治体内で出ていたようで、支給決定。

- 合格から入学までの1ヵ月半の間に、休憩室前の多目的トイレを学生仕様に改修(手すりの設置等)。また、休憩室に流しや給湯器、簡易ベッドの設置等を行い、学生が使用できるように対応。
- 早い段階から履修相談を行い授業確定。使用教室を限定して割り当てた。教室には本人の体に合わせて作られた机を設置(高校から4台移管)。固定机の教室は、一部を撤去してスペース確保。教室調整及び机の設置は、それぞれの担当事務組織が担当。在籍学科で使用する建物が一箇所に集約されていたこともあり、調整は比較的容易。学年が上がるにつれ、支援室が介在しなくとも各組織で対応できるように。
- 公的ヘルパーは、当初は学生をこれまで支援してきた団体のメンバーが事業所に登録する形で派遣され、複数人が関わっていた。二年次ごろより相談支援事業所の計画の下で支援体制を再整理。当該団体と事業所の役割を整理した。現在は、一人のヘルパーが毎日対応しており、入れない場合のみ他のヘルパーが来る仕組みになっている。
- 年に1回程度、相談支援事業所の呼びかけでケース会議実施。現状の確認・共有が主であるが、ゼミ教員や事務組織も含め広く参加している。

## 5. 支援の課題

- 建物等のアクセシビリティ。学部時代は大きな課題はなかったが、院生が本来使用する建物に学生仕様のトイレがないため、引き続き学部時代の休憩室・トイレを拠点にしている。講演やセミナー等で他の建物を使用する際には、簡易スロープで対応している。院生の研究という点を考慮すると行動が制限されている。
- ゼミ合宿で使用する大学施設のアクセシビリティも不十分。トイレ、風呂付の教員用の部屋を割り当て、母親とヘルパーが同行、宿泊することで対応。階段等はセミ生の協力で昇降。これらの調整はゼミ教員が積極的に行つたため支援室はほぼ関わらずに実施できた。しかしながら根本的にはアクセシビリティの問題であり、行動が制限されてしまっている点は否定できない。
- ヘルパーの位置づけについて。図書館の利用時など、支援室と考え方に隔たりがある。
- 大学入学以前に公的ヘルパーの利用はなく、入学時に支援体制をすべて構築する必要があった。

## 6. 特記事項

- 大学負担で食事・排泄介助をしたことはない。
- 別学生の事例もあり。進行性筋ジストロフィー。食事・排泄の介助を要する。登校時は居住地の事業所を利用し、事業所の車で大学へ。大学到着後、別事業所(大

学近辺）のヘルパーと交代し教室へ。電動車椅子のリクライニング、首の固定など、授業を受ける体勢にするまでを介助し退室。授業中は学生支援スタッフが配置され、荷物の取り出し、筆記のために手首位置の調整、紙の位置調整などをし、必要なときに代筆をサポート。授業終了時にヘルパーと交替。帰宅時はヘルパーと大学最寄り駅まで帰り、自宅最寄り駅までは単独で。最寄り駅にて家族が自家用車で迎えに来て帰宅。

- 学生支援スタッフは体に触れるサポートをしないことを原則にしているが、ヘルパーが退室したあと、車椅子から足を下ろしてほしい、筆記のために肘の位置をずらしてほしいとの要望があることもあり、その際の説明論理が難しい。「誰でもちょっととしたお願いをされたらできる範囲でするでしょ？」という位置づけで説明してやっているが、大学としておおっぴらには支援学生に依頼はできず、ヘルパーによるシームレスな支援ではあまり出ない課題を感じている。

## 【K大学】

### 1. 学校の情報

- (1) 種別：私立大学
- (2) 規模：大規模
- (3) 障害学生支援の体制：専門部署あり／専任スタッフあり／支援学生の養成あり

### 2. 学生の情報

- (1) 在学の状況：学部在学中
- (2) 居住の状況：週末は実家に帰り、平日は大学近辺に家族と居住
  - 障害の状況：障害支援区分 6／身体障害者手帳 2 級（慢性呼吸不全・筋力低下・四肢体幹の脱力（起立歩行不可能））
  - 常時電動車いすを利用。立位や歩行は不可能。慢性呼吸不全のため、人工呼吸器を要する。人工呼吸器なしで活動出来るのは 2 時間が限度のため、休憩時間に 30 分以上の酸素吸引が必要。
  - 摂食は問題ないが、準備や片付け等に介助が必要。トイレは着脱・移乗の介助を要し、前傾姿勢が保持できるための自立支援用具が必要。
  - 自力での筆記は可能だが、荷物の出し入れ等の支援、昇降机の配置が必要。

### 3. 支援の概要

- 大学入学に際し、大学近辺に平日生活するための家を借り、家族と同居。週末は実家に帰宅。
- 通学は家族の車送迎で約 15 分。到着後、公的ヘルパー（重度訪問介護：200 時間以上／月）と学生・事業所間で決めた場所で交代し、使用頻度の高い講義棟内にある救護室で学内専用の電動車椅子に移乗してから教室へ。学生の希望により、公的ヘルパーは授業準備までを行った後、退室。
- 公的ヘルパーは各講義棟に用意された救護室で待機。
- 教室には昇降机を設置。支援専門部署から管理課経由で各講義棟の管理人に準備を依頼。管理人が使用教室に合わせて移動・準備。教室変更の際も、学生からの連絡・申請に基づいて、このルートで依頼。昇降机は複数の建物に点在していたものを支援専門部署で一括管理するよう管理体制を見直した。
- 使用頻度の高い講義棟のトイレには自立支援用具を購入・設置。
- 昼食は食堂利用希望だが、約 30 分の休憩を考慮すると時間が足りないため、救護室でヘルパーと摂っている。空きコマがある日は、友人と食堂利用することもある様子。
- 救護室以外では人工呼吸器を使用していないため、1 コマの受講ごとに約 30 分の休憩を要する。そのため 2 コマ連続の受講とならないよう履修登録段階で助言。午前中は授業の合間に比較的長めの休憩時間があるため、午前に關しては連続した受講が可能。

- 授業終了後は、学生・事業所間で決めた場所で公的ヘルパーと家族が交代して帰宅。
- 公的サービスが利用できているため、支援学生の利用はなし。

#### **4. 支援の構築**

- 前任者と保護者間でやり取りをした際の認識違いや、大学負担で支援をした前例を保護者が知っていたこと等から、当初は大学負担で支援を利用できると思われていた。
- 入学決定後の面談（3月）の際に、実家のある自治体で障害支援区分の認定と公的サービスの大学内利用の可能性について相談をしてほしい旨を伝える。大学所在地の自治体では認められないことをコーディネーターが把握していたため、住民票の移動については事前に情報収集したほうがいいと伝えた。
- 自治体との1回目の相談では難色を示されたため、大学から自治体に連絡を取り、大学内利用の例も増えてきていること、卒業後や余暇活動での必要性等を説明。その後本人が数回、相談・交渉を重ね、3月末に認められた。
- 公的ヘルパー利用のため、大学と関係性の深い事業所を紹介。3月中旬から動き始めたため全日配置は難しいかもしれないと言われていたが、事業所のコーディネーターにも協力を仰ぎ、入学に間に合わせることができた。
- 各講義棟にある救護室利用については、急患者が出た場合等は移動することを前提に、学内・学生の合意を得る。
- この際に構築した支援体制を現在も維持。
- 支援利用に関する連絡・調整は、基本的には学生・保護者－事業所間で行っている。公式な連絡会議等は特になし。大学と関係性の深い事業所ということもあり、学内で見かけた時には、最近の状況などを聞くことはある。

#### **5. 支援の課題**

- 費用の問題。大学で生活支援は負担できない。公的サービスの利用が不可だった場合は、大学でヘルパーを依頼しトイレ介助等のスポット利用と支援学生による移動支援の形で支援を実施せざるを得ないが、緊急時に介助者が不在になるリスク、細々とした調整・コーディネートの負担等を考慮すると現実的ではない。
- 公的ヘルパー確保の問題。本学生の場合は、協力を仰げた事業所があり、そこで人員を確保できたが、他のケースでも上手くいくとは限らない。現に大学所在地の事業所ではヘルパーの派遣が可能と回答を得たのは1、2箇所のみ。
- 準備期間の問題。本学生の場合も詳細な情報を支援専門部署が得たのは入学決定後であり、かろうじて支援体制を整えることができた。しかし、オープンキャンパスに来ていなかつたり、大学が相談を受けていても入試担当部署で情報が止まっている場合もある。こうしたケースや、同年度に介助が必要な学生が複数入学する場合、実務面で対応できない恐れがある。

## **6. 特記事項**

- 授業の合間に比較的まとまった休憩が取れるため、1日の履修計画も本人のペースで組めている。このことにより現状では4年間での卒業が可能な見込みとなっている。ただ、本人はこのことを知って入学したわけではない。

## 【L大学】

### 1. 学校の情報

- (1) 種別：私立大学
- (2) 規模：中規模
- (3) 障害学生支援の体制：専門部署あり／専任スタッフあり／支援補助学生の派遣・養成あり

### 2. 学生の情報

- (1) 在学の状況：在学中（学部3年）
- (2) 居住の状況：自宅、家族と同居、バリアフリー改修済
- (3) 障害の状況：脊髄性筋萎縮症／障害支援区分6／身体障害者手帳1級（両上肢機能2級、両下肢1級）※障害者手帳は15年前にとったものから更新していない
  - 常時電動車椅子を使用。3歳から車椅子で生活しており就学前（5歳頃）から簡易電動車いすを利用してきました。体幹維持が難しく介助が必要。少しの衝撃で首が後ろに倒れることがあるが自力では戻せない。作業中は前傾姿勢が楽だがヘッドレストの位置がずれてしまうので、チルト機能などを利用して戻すようにしている。
  - 上肢機能障害により稼働範囲が限られているため、ボタンを押す、荷物の取り出しなどの動作は困難。手首より先は使えるので、食事などは使い慣れた器具（フォーク、ストロー）を使えば食べられるが、腕を持ち上げることと口を大きく開けることが難しいため小さくカットする。自宅以外（大学や人と一緒にという場面）では基本的には食べないようにしている。自宅で朝・夜の食事は家族と。
  - ジョイスティックマウスでの車椅子操作、オンスクリーンキーボードでPC操作が可能。
  - 家族と同居しているが、ほぼ一人で生活できているレベル。トイレ・移乗・身辺介助などはヘルパー（2事業所）を利用。夜間は呼吸器を利用。自治体（市の特定相談支援事業所サポート）のコーディネートで柔軟に対応してもらえることとなった。

### 3. 支援の概要

- （高校3年まで）自宅での介護は主に両親。高校（公立）においては専任教員がついており、トイレ・食事準備・授業準備は個別対応してもらえた。PC持ち込みはなく、自分でノート筆記を行っていた。
- 朝の身支度、朝食、送り出しまでは夜間ヘルパーの介助を受ける。通学にかかる移動（電車15分程度）は一人で行う。
- 授業前に学生サポーター（有償）と待ち合わせし、教室に向かう。授業前後の30分ずつを担当してもらい、授業準備はPCのセッティング、授業終了時はあと片付

けや身支度のサポートを行ってもらう。右側の方が向きやすいため、教室の形状に合わせて座席位置も検討し、必要があれば固定席とした。

- 学生サポーターの登録は 20 名以上あるが実質稼働は 9 名程度。学生が不在の際は支援室のコーディネーターや学生部職員が交代で担当する。
- 自治体から大学内へのヘルパー派遣が認められず、大学も生活介助はしないという姿勢だったため、トイレ・食事の介助が不十分である。日中はオムツで対応し、食事もとらなくてすむよう履修時間を工夫している。昼休みは支援室や学外でひとりで過ごすことが多い。
- 自宅前で身体介助のヘルパーと待ち合わせして帰宅。移乗と食事準備まで 30 分間。夜間は別のヘルパーが対応する。

#### 4. 支援の構築

- 学生の相談窓口となりコーディネートおよび支援実務を行うバリアフリー支援室（以下、支援室）と、障害学生の認定と予算執行の決定を行うバリアフリー委員会（以下、委員会）、合理的配慮の提供内容を決定するバリアフリー実施委員会（以下、実施委員会）の 3 層構造をとっている。
- 一般入試、3 月上旬に入学決定後、春休み中に打ち合わせ、模擬授業体験、学部教員との調整も開始した。
- 入学時に段差等は学生課で予算立て、対応を行った。
- ①学生が支援室に申請書を提出。②支援室より委員会に学生の認定を提案し承認を受ける。③支援室より実施委員会に配慮願い（合理的配慮内容）を提案し承認を受ける。④支援室より授業担当教員に配慮願いを通知する。⑤担当教員、教務課と細かな変更点を相談し、本人の了解を得て実施。⑥必要に応じて本人との面談や、チーム会議（担当教員・学部実施委員・教務課・支援室、ほか必要に応じて招集）を実施して調整を行う。
- 配慮実施の決定まではスムーズであったが、エレベーターのない古い校舎での授業にあたり、教室変更の必要が生じた場合には教務課などの事務職員の理解を得ていく作業には時間要した。（必修の場合には検討してもらいやすかったが、自由選択授業の場合は厳しく、選択を変えるように提案されることもあった）
- 学年が上がる際に微細な調整は行った。まず授業数は最大 1 日 3 コマまでとした。授業ノート、定期試験では筆記から PC 利用へ変更した。
- ヘルパーはポイント利用なので調整は自分で行っているが、急遽の時間割変更などがあった場合や、祝日授業の場合には対応ができず、混乱が生じ、やむなく欠席することもあった。
- 部活や起業などにもチャレンジし、自分の学びたいことには着手できている。

## 5. 支援の課題

- 課内外の行事（合宿やリサーチ）のための外出時にどこまで支援ができるか不透明である。学外での学生サポーターの派遣はできないため外部委託となるが、自治体との協議で福祉サービスが利用できる保証がない。入学時のオリエンテーション（宿泊キャンプ）は調整が間に合わず両親がついていくことになったが宿泊は行わず、1日参加のみとなった。
- トイレ・食事など、学内での生活介助・身体介助が現状できていない。居住地との協議ではヘルパー派遣が許可されず、大学所在地の自治体とも交渉しようとしたが協議に至らなかった。
- 休憩できるような部屋を確保できるとなおよい。安全確保の観点からセミオープンなところが望ましい。支援室は昼休みにクローズとなるため、休憩時間の居場所がない。
- 留学を検討しているが、ヘルパー利用については経済的な支援の必要性がある。
- 重度訪問介護修学支援事業について、自治体との相談・交渉のための準備はあるが、審査に時間がかかること、大学に対する条件の厳しさから実施に至る可能性が低い。
- 支援室コーディネーターが非正規職員であり、大学（法人）に対して、学生の権利保障や支援体制の拡充について意見や提案がしにくい状況がある。また、現在の支援体制や人的配置を数年後に維持する方針があるかどうかも未決定である。また、私学助成金の配分があるが一般財源となっているため障害学生支援の目的に沿った利用がなされない可能性がある。申請のための事務手続きには多くの労力をかけ、また学生の個人情報を提供しているにも関わらず、十分な対価がないと感じる。

## 【M大学】

### 1. 学校の情報

- (1) 種別：私立大学
- (2) 規模：小規模
- (3) 障害学生支援の体制：専門部署あり／専任スタッフあり／支援補助学生の養成あり

### 2. 学生の情報

- (1) 在学の状況：学部 4 年間在籍後、1 年間ブランクを経て、修士課程に在学するも、1 年次前期で退学
- (2) 居住の状況：学部生時は自宅にて家族と同居、大学院より大学近隣の民間アパートにて単身生活
- (3) 障害の状況：頸椎動静脈奇形／障害支援区分 6／身体障害者手帳 1 級（両上肢機能全廃・両下肢機能全廃）
  - 常時電動車いすを利用する。体幹の維持は困難。立位・歩行は不可能。物を置く・受け取る・動かす、体位変更等の日常動作、移乗はできない。摂食に問題はないが、食事介助が必要。大学での排泄の際は、多目的トイレ（介護ベッド・リフト設置）にてオムツ交換の介助が必要。
  - 授業中に褥瘡対策としてロホクッションを押すことによる除圧や電動車いすのチルト機能を使った臥位への体位変換が必要。
  - 扉の開閉・教科書等の荷物の出し入れ・iPad 設置と操作補助の支援、授業等のメモ作成には代筆者が必要。定期試験等は特定の教室に iPad を設置、学生がタッチペンを口に加え、iPad を操作して回答する方法で受験。時間延長(1.5 倍)、問題用紙拡大、学生の見やすい位置への掲示等が必要。
  - 教科書や書籍、配布資料等の教材の電子データ化（PDF 化）が必要。
  - 大学院 1 年次の前期に、公的ヘルパーと共に 2 日間の調査へ出かけた際、褥瘡が一気に悪化し、2 カ月の入院を余儀なくされる。ロホクッションの圧を一度も調整していなかったことが原因と思われる。現在、電動車いすをリクライニングとチルトができるものに変更中。体調快復を優先しての退学。

### 3. 支援の概要

- 学部生時は居宅介護を短時間利用していたが、家族による介護が主であった。単身生活では、公的ヘルパーを利用して生活（重度訪問介護：370 時間／月、居宅介護：60 時間／月）。
- 通学は、学部生時は家族の車による送迎で約 30 分。単身生活では、電動車いすで約 10～15 分かけて単独移動（雨天も同様）。大学敷地外の道路を単独移動中に肘がガクンと落ちたことがある様子。
- 大学敷地内の移動、食事介助、宿泊を伴わない学外実習は、支援補助学生を配置。

食事介助は、本人が希望を伝えて食事をする。

- 排泄介助は、学部生時は家族または私費ヘルパーが、単独生活では時間割調整をして登校前や帰宅時にアパートにて公的ヘルパーが対応。
- 授業時は、支援補助学生が昇降机の移動と設置、書籍等の荷物の出し入れ、iPadの設置と操作補助、代筆等を実施。
- 授業中の褥瘡対策（ロホクッションを押すことによる除圧、電動車いすのチルト機能を使った臥位への体位変換）は、支援補助学生および授業担当教員が実施。
- 定期試験等は、時間延長（1.5倍）、解答用紙拡大・見やすい位置への掲示、特定の教室使用、学生がタッチペンを口に加え iPad を操作しての回答等の支援を実施。
- 単身生活となった大学院時は、所属研究科で時間割を日中に集約する調整を実施。その結果、アパートで公的ヘルパーのみによる排泄介助が可能となり、また授業間に昼食を摂ることでアパートでの介助時間を少しでも多く確保できるようになった。
- 障害学生のための修学支援費（半期上限 12 万円まで、年間上限 24 万円）を大学より学生に支給。学部生時は、私費ヘルパー費用の一部となっていた。

#### 4. 支援の構築

- 学生が支援室に配慮依頼を申請。
- 支援室の運営委員とコーディネーターが、学生（未成年は保護者同席）に対して、障害の状態や希望する配慮内容について聴き取りを実施。
- 合理的配慮の提供内容検討会議を経て学長に報告し、配慮内容を決定。
- 学生に合理的配慮の提供内容決定通知と同意書を郵送。
- 決定内容への同意があった場合は、学内ネットワークにて全教職員が配慮内容の情報を共有。決定内容への同意が得られない場合は、再度、聴き取りを実施。
- 支援補助学生の募集を学生と共にを行い、配置（学部生時は 2～3 人体勢、大学院生時はシステム変更に伴い基本 1 人体制）。
- 大学として実施していない排泄介助にかかる私費ヘルパー費用の一部は、障害学生への修学支援費（年間上限 24 万円）で充当。

#### 5. 支援の課題

- 通学は、大学も自治体も支援ができなかった。
- 大学全体で、支援補助学生を利用する障害学生の増加に伴い、支援補助学生不足や大学の金銭的・マンパワー的な負担増が生じている。
- 大学院生への支援は、授業と授業以外の線引きが困難。
- 支援をすること・されることについての考え方や感じ方等の違いから、学生同士の支援による軋轢が生じることもあった。

- 大学として、排泄介助は実施していないが、修学支援費として、費用の一部を負担した。
- パーソナルな介助を必要とする学生への支援は、大学単独ではできない。大学在学時から地域とつながっていけたら、卒業後もスムーズに社会へ移行していくのではないか。
- 大学教職員として、自治体との話し合いに同行したい気持ちはあるが、話し合いがうまく進まなかつた場合、ある程度の責任を負わなくてはいけないのではないかと思うと躊躇する。自治体との話し合いについては、障害学生の大学通学を、自治体がどう認識するかによるところが大きいのではないか。

## 【N大学】

### 1. 学校の情報

- (1) 種別：私立大学
- (2) 規模：中規模
- (3) 障害学生支援の体制：専門部署あり／専任スタッフあり／支援補助学生の養成あり

### 2. 学生の情報

- (1) 在学の状況：既卒（2017年卒）
- (2) 居住の状況：バリアフリー対応の宿舎にて単身生活
- (3) 障害の状況：脳性麻痺 脳室周囲白質軟化症／障害支援区分6／身体障害者手帳1級（脳性麻痺 脳室周囲白質軟化症による両下肢機能全廃、体幹機能障害、両上肢機能の著しい障害）
  - ・ 常時、電動車いすを利用して立位や歩行は不可能。
  - ・ 体の移動や物の受け取り、物を置く、動かす、体位変換などの日常動作のほとんどに介助者が必要。
  - ・ 食事について、封を開けたり、配膳したりするなどの介助が必要。スプーンなどは操作可能。
  - ・ トイレ利用に際しては、着脱・移乗の介助を必要とする。
  - ・ 授業では、支援学生による書籍等の荷物の出し入れ、代筆などのサポートを受けていた。定期試験は、時間延長、マークではなく問題用紙に丸をつけるなどの配慮を受けていた。文字は書こうと思えば書けるが、短時間で量を求められる筆記作業は自力では難しかった。授業後感想メモも代筆をお願いしてもらっていた。

### 3. 支援の概要

- ・ 下宿先では、公的サービス（居宅介護：60時間/月、重度訪問介護：310時間/月）を利用して生活全般の介助を受けていた。
- ・ 通学は、宿舎から約15分をかけて移動（雨天も同様）。単独移動も可能だが、ほとんどの日で、夜間の公的サービスの従事者が無償で通学の見守りを行っていた。
- ・ 公的サービス外は一般友人を含めたボランティア登録学生（以下、周囲の友人等）が各種サポートを担っていた。
- ・ 授業準備（カバンから資料を取り、出席の処理をする等）は、周囲の友人等に依頼していた。状況によっては、見知らぬ学生に依頼することもあった。
- ・ メモを取ることは困難であったため、友人にノートのコピーを当該学生から依頼した。その際、支援担当部署の印刷機の使用を許可した。
- ・ 授業間の移動は電動車いすで単独移動。雨具の着用等、必要に応じて、周囲の友人等にサポートを要請していた。

- 購買での買い物、トイレ介助や食事介助については、周囲の友人等によるサポートを受けていた。
- 実習等の一部の授業で、当該学生及びトイレ介助担当の支援補助学生について、福祉タクシーの利用を大学が全額負担した。

#### **4. 支援の構築**

- 合格後の10月時点の入学前面談で大学の方針を伝えた（生活上の必要な公的サービスについては、当該学生及び保護者と行政とで調整する）。
- 高校在籍時に、学校の先生が呼びかけ、関係者（担当職員、看護師、ワーカー、PT・OT、地元相談支援員、自治体職員）で話し合いが設けられた。当該大学近隣のヘルパー事業所が当該学生のメンターの役割を果たしつつ、必要な説明を行った。
- 大学入学時のオリエンテーションで、当該学生が主体となり、同級生に対して学内のボランティア登録等の募集を行う機会を設けた。これらの機会を通して、クラス内でナチュラルサポートが生じやすい環境が生まれた。
- 移動支援、食事・トイレ介助を行うボランティア登録学生には、活動に応じて、半期毎に一定範囲内の額で報奨金を支払っていた。
- 自宅での公的ヘルパー利用については地域のヘルパー事業所が調整を行った。

#### **5. 支援の課題**

- 周囲の友人等のボランティアマインドに支えられているところが大きい。ナチュラルサポートのすべてに正当な対価を払う場合、大学としては金銭的に過度な負担と判断せざるを得ない。
- 自治体から十分な公的サービスの利用が認められなかつたが、ヘルパーとして当該大学の学生（重度訪問介護従事者）が配置されたこともあり、通学等も一緒になり、結果的には切れ目のない支援が行えていた。しかし、これらはボランティアマインドに支えられていた部分が大きい。
- 周囲の友人等に各種サポートを依頼することが多かつたが、特定の者に依頼が集中しないように配慮する必要があった。また、パーソナルケアに関しても当該学生が望まない者に依頼せざるを得ない状況も生じていた可能性があった。
- 休講等により授業が早く終わった場合には、ヘルパー利用時間を調整するために図書館等で待機せざるを得ない状況もあった。
- 周囲に支援を要請できる学生がいないときには支援専門部署の職員が対応することもあった。保健室のスタッフは1名しかいなかつたので、対応が難しいときも多かつた。

## 6. 特記事項

- ・ 宿舎は大学指定のアパート。当該学生の入学と入れ替わりで車椅子利用者の入居者が卒業したため、宿舎は一定のバリアフリー整備がなされており、宿舎管理者にも対応ノウハウがあった。
- ・ 当該大学には学内のボランティア登録の制度もあるが、どの学生が登録学生なのかは当該学生には判断が難しく、実際には状況に応じて周囲の友人にサポートを依頼していた。当該大学は福祉系の専攻を持つ大学であるために、支援の依頼等に対して抵抗感を持つ学生が少ないため可能な状況であったと想定される。
- ・ 当該学生以外にも同級生に複数名の重度障害学生が在籍していた。

## 【○大学】

### 1. 学校の情報

- (1) 種別：私立大学
- (2) 規模：小規模
- (3) 障害学生支援の体制：専門部署あり／専任スタッフあり／支援補助学生の養成あり

### 2. 学生の情報

- (1) 在学の状況：学部在学中
- (2) 居住の状況：自宅にて家族と同居
- (3) 障害の状況：先天性多発性関節拘縮症／障害支援区分 6／身体障害者手帳 1 級（両上肢機能全廃・両下肢機能全廃）
  - 常時電動車いすを利用。発話や体幹の維持は問題ないが、首から下の関節に拘縮があるため、物を持ち上げる・置く・受け取る等の日常動作、体勢変更や移乗はできない。腰から上を反動で動かすことは可能。摂食は問題ないが、準備や片付け等の介助が必要。排泄時はベッド移乗・着脱の介助等が必要。
  - 筆記は可能だが、鉛筆を握る際に指の間に鉛筆を挟みこんだり、筆記のための高さ調整が必要。
  - 扉の開閉・教科書めくり・PC 準備の支援、授業等のメモ作成には代筆者が必要。レポートは、PC 操作（スクリーンキーボード利用）では易疲労するため、iPhone（フリック入力）で作成。

### 3. 支援の概要

- 自宅では、家族と公的ヘルパーを利用して生活（重度訪問介護：231 時間／月、現在は週 2 回利用）。
- 通学は、自宅より公共交通機関を乗り継ぎ、電動車いすで約 90 分かけて単独移動（雨天も同様）。特にヘルパー等は利用なし。エレベーターのボタンは、高さが合えば、肘で押している。
- 昼休みは、大学契約のヘルパーを利用し、食事・排泄介助を受けている。低学年次に時間割がタイトだった時は、一日 2 回利用することもあった。
- 大学内にベッド付きトイレが 1ヶ所しかなく、休憩時間内の排泄介助および移動に時間がかかるため、授業担当教員へ遅刻配慮を依頼。
- 移動および授業内の学生サポート配置はなし。周囲の学生や教職員の協力を得ている。筆記用具等の出し入れは、教室まで同行したヘルパーがすることもある。メモができないため、入学当初は IC レコーダー利用をしていたが、現在は学生自ら、授業後に友人や周囲の学生に声かけをしてノートを見せてもらうか、代筆をしてもらっている。

- 定期試験等は、時間延長（1.5倍）、解答用紙拡大、教職員による消しゴムサポート、机の調整（学生が探してきた机の利用）等の支援を実施。
- 現在、授業内へのPC持込、および定期試験時のPC利用や解答用紙にラインやマス目を引いてほしいとの希望について、検討中。
- 授業内試験は、担当教員の許可があれば、PC利用を許可。

#### **4. 支援の構築**

- 受験前に入試時の配慮確認と入学後の配慮について紹介（教務課・入試課・保健センター・コーディネーター同席）。
- 内容は、當時、同じような学生が在籍してきた経緯があつたため、（入学当時は通学や学内で障害福祉サービスは利用できないこと、大学内の慣例として、食事や排泄介助が必要な学生に対しては、ヘルパー介助を大学負担で実施するが、今後、利用学生の増加等の状況変化により、ヘルパー配置ができない可能性があること、授業間のみのヘルパー配置となること等。
- 合格後、コーディネーター・教務課と複数回の面談をし、入学後の配慮について再確認。
- コーディネーターと配慮内容について調整し、教務課へ申請。
- 教務課が授業担当教員等へ配慮文書を通知。
- 学部で障害学生の情報を共有。
- 大学と契約しているヘルパー事業所と食事・排泄介助をスポットで利用するための調整を実施。

#### **5. 支援の課題**

- 大学のルール上、授業間のみのヘルパー配置となるため1日1コマのみの日、および正課授業以外の活動（資格講習、部活動等）にヘルパー配置はできない。
- 次年度より、大学で契約をしているヘルパー事業所の人員不足等により、大学負担でのヘルパー調整ができない状態に陥っている。
- ヘルパーをスポットで利用するための調整が困難なため、大学内にヘルパーを常駐してもらう案も毎年出るが、金銭面、学生のニーズ等を勘案し、現実的ではないと話が立ち切れる。
- 現在、厚生労働省の修学支援事業の利用について、行政との話し合いを開始すべく、学生への説明を終えたところ。保護者からは「公的サービスを利用できたとしても、ヘルパーを探すことができるのか？」との不安の声も聞いたが、大学からスポット利用でヘルパーを探すよりは、望みがあるのではないかと考えている。
- これまで、大学負担が前提の支援体制構築だったため、地域のワーカー等との関係構築や自治体との連携・協議等をしてきていない。
- 移動や授業内での支援の必要性はじゅうぶんにあるが、インフォーマルな支援に依拠している。

- 授業や定期試験時の PC 利用等については、不正防止や試験監督の負担増の検討もさることながら、新しい支援を開始することでの入学希望者が増えること等の懸念もある。

## 6. 特記事項

- 大学が契約しているヘルパー事業所は、自治体が違うため、普段、学生が自宅で利用している重度訪問介護の事業所ではない。

## 【P大学】

### 1. 学校の情報

- (1) 種別：私立大学
- (2) 規模：大規模
- (3) 障害学生支援の体制：専門部署あり／専任スタッフあり／支援補助学生の養成あり

### 2. 学生の情報

- (1) 在学の状況：研究科在学中
- (2) 居住の状況：家族と同居（大学とは違う自治体）
- (3) 障害の状況：アテトーゼ型脳性麻痺／障害支援区分 6／身体障害者手帳 2級（両上肢機能障害）、1級（体幹機能障害、座位不可）
  - 常時電動車いすを利用、足で操作する。上肢に麻痺があり、物を取る、握る、字を書くなどの動作や食事、トイレにおいて日常的に支援が必要。
  - 外出時はメールを打つなどのサポートが必要だが、家ではタブレット端末を自身の足で使ってメールなどの連絡をしている。
  - 構音障害があり、電話でのやりとりは困難。対面では慣れが必要だが口頭でのやり取りは可能。
  - 余暇活動では、近隣の大学図書館等への移動に、公的サービス（移動支援等）を利用している。

### 3. 支援の概要

- 通学においては、公的サービスを利用して、支援者が帯同している。学内では引き続き、同じ支援者が移動とトイレの介助をし、その分の費用を大学が負担している（週1回3時間）。
- 自宅では、公的ヘルパーを利用して生活（居宅介護：朝2時間、夜2時間、就寝前1時間）。
- ヘルパー事業所は居住地近くの事業所（余暇活動等で利用）と大学近くの事業所（通学時に利用）を併用している。

### 4. 支援の構築

- 当該学生から入学前の事前相談がない状態で、支援専門部署が当該学生の存在を把握する前に通学時の支援に入っていたヘルパーが無償で学内の移動・生活介助及び修学支援を開始した。修士課程に在学していた当時は、移動及びトイレ等のパーソナルケアは母親が担い、修学支援（ノートテイク）は他の学生がボランティアで行っていたと情報を得ている。
- 博士課程入学後、しばらくして所属研究科窓口に当該学生から相談があり、その後、支援専門部署にも移動・生活介助及び修学支援について相談があった。そこ

で大学と当該学生とで話し合いの場が持たれた。その結果、学生のサポートスタッフによるトイレ介助などの支援体制がないこと、また既に通学時のヘルパーが入っていることや連続性を考慮して、学内での移動及び生活介助についてはヘルパー事業所に入ってもらい、その分を大学が費用負担を行うことで双方の合意を得た（単価：2500円/時間）。ただし、修学支援については大学院（ゼミ形式で授業を行い、受講生と教員の協力で配慮するため、そもそもノートテイクは不要と説明）と当該学生（それでもノートテイクを付けてほしいと要望）との合意形成ができていない状況にある。

- イレギュラーの対応が必要になる場合があっても、可能な限り対応する旨を大学から当該学生に伝えている。

必要が生じていないため、当該学生のために新たに施設改修等は実施されていない。

## 5. 支援の課題

- 当該学生は大学院生ということもあり、比較的短時間しか大学に滞在していないため、特に必要負担について大学内で議論は生じていないが、例えば、長時間の利用が想定される学部生に同様に費用負担をすることは難しい。今後の同様の障害のある新入生の受け入れに大きな不安がある。

## 6. 特記事項

- 修士課程入学前に当時の支援専門部署が面談した際の記録に「学部生時（他大学で）はノートテイク及び移動、食事の支援を母親か友人、排泄の介助を母親かヘルパーが実施。テストの代筆は学外のNPOに委託していた」と記載があった。前述の通り、修士課程では母親が移動とトイレの介助を、授業では他の受講生がノートテイクを行なっていた。母親が高齢ということもあり、博士課程入学後、あらためて今回相談に至った。
- 当該大学では一人の障害学生に対する支援の上限金を定めているが、当該学生のケースはその上限に抵触していない。

## 【Q大学】

### 1. 学校の情報

- (1) 種別：私立大学
- (2) 規模：大規模
- (3) 障害学生支援の体制：専門部署あり／専任スタッフあり／支援補助学生の派遣・養成あり

### 2. 学生の情報

- (1) 在学の状況：既卒（学部4年・大学院2年在籍）
- (2) 居住の状況：自宅、家族と同居
- (3) 障害の状況：デュシェンヌ型筋ジストロフィー／障害支援区分 6／身体障害者手帳1級：四肢体幹
  - 常時電動車いす利用。立位不可。体の移動・体位変換・物の受け取りなど日常動作の多くに介助が必要。除圧はリクライニング、チルト機能、足の昇降機能があり本人操作が可能。入学当初は、上肢が比較的動かせたので、食事（通常食）、筆記、スライド式の扉の開閉なども可能だった。
  - 在学中（4年次の春）に肺炎にかかり体調を崩して以降、嚥下障害となり経管栄養摂取、人工呼吸器の利用開始となる。体幹維持が徐々に困難になり、筆記・移動・トイレなど学修・生活全般に支援を導入する形に変更された。
  - PC利用は可能、大学院修了後、プログラミング関係の仕事を在宅で行っている。

### 3. 支援の概要

<入学当初～3年次>

- 自宅から家族の送迎で最寄り駅へ、約1時間かけて一人で電車利用、大学最寄り駅から教室までヘルパー（移動支援）を利用した。
- 1年生春学期は昼1時間1回（25時間／月）、1年生秋学期からは朝・昼・夕の3回に回数を増やして移動支援とトイレ介助を利用した（40時間／月、授業間のスポット利用、在住自治体でも例外として認められた）。通学頻度は入学から3年次までは毎日（5～6日／週）だった。
- 昼食は、高さ可変机を利用し、ヘルパーからの配膳サポートがあれば自分で食べられた。
- 授業中の荷物の出し入れなどは友人のサポートを受けた。教員向けの配慮事項の中に、授業準備などのサポートについて教員から周囲の学生への周知・声掛けをするという内容が含まれていた。
- 授業に参加。定期試験は別室・時間延長あり。
- 宿泊型の研修では家族同行、教員用の宿泊施設を貸し切り利用し、参加できた。その後はフィールドワーク実習がない講義を選択。

- 実験棟のエレベーターが狭く、乗降の際にフットレストの取り外しが必要だったが、友人に手伝ってもらっていた。エレベーターが混雑してなかなか乗れないこともあったが、学生らも譲ってくれたり気遣ってくれたりしていた。3年次からは移動支援のために学生サポーター利用を開始した。科学実験には TA／実技系職員の支援を受けて可能な範囲で参加した。
- サークルにも積極的に参加していたが、支援室などは関与せず、仲間とともに活動していた。

<4年次～>

- 春休みに体調を崩し、4年次春は入院期間もあった。人工呼吸器利用を開始、経管栄養摂取に切り替えることになったので家族（両親と弟、おば4名）が交代で付き添う体制に変わった。介助用の部屋を準備してもらい、常時家族が待機でき、体位変換や排泄介助以外に、ベッドでのストレッチなどもできるようになり快適に過ごせた。
- 昼休憩が短く、経管摂取を本来1時間かかるところを15分程度で急いで行うため、その後体調を崩しやすかった。
- 移動・食事・排泄・授業準備の介助として朝・昼・夕に1回ずつスポットで利用（上限月40時間内）。
- 筆記が困難になり、授業中の代筆支援のため学生サポーターを派遣。入院期間中は不定期に実施。別室受験、時間延長に加えて、PC受験となった。
- 研究室内での研究方法・内容の調整を行った。フィールドワークなどは行わず、データ解析、プログラミングなど本人のできる内容へ変更した。通学頻度は週3日程度となった。

<修士課程在学中>

- 授業数が減り、1年生春学期は週3日、それ以降は週1～2日の通学。通学時は家族親戚の付き添い。
- 試験ではなくレポート提出、机については車いすに設置してあるテーブルを利用していた。
- 学芸員資格取得のために、2年間に分けて夏季講習での博物館実習を実施。大学内の博物館との事前調整のうち、学生サポーターのアテンドを付けて実施できた。修了時に資格取得できた。
- 就職活動は困難だった。なかなか成果が出ず、採用側からは資格を取得していないと採用するのは厳しいと伝えられた。修了後に肢体不自由に特化した就労移行支援事業所に通所し、範としてプログラミング関係の資格取得をし、半年後に就労先が決定した。在宅勤務を行っている。

#### 4. 支援の構築

- 指定校推薦。高校3年11月に入学決定の際に、学科教員が複数で高校を訪問し、対応方法について引継ぎの機会があった。

- 入学前に障がい学生支援室への登録、相談を開始した。支援室を利用している先輩（当時学部4年生）との引き合わせが大きな転機だった。先輩との共通点が多く意気投合し、多くの情報提供を得ることができた。本人は高校まで福祉サービス利用の経験はなかったが、自治体との交渉方法、移動支援などのサービス利用の仕方などを教えてもらうことができ、在住の自治体から移動支援の給付を受け、大学近辺の事業所からサービスを受ける体制づくりができた。両親にとっても在学中の先輩の他にも別の肢体不自由学生やその両親とのつながりを持つことができ、情報を得ることができて安心感があったとのこと。
- 障害の進行により、状態に応じて学生サポーターの派遣や、支援内容を見直し、細やかに変更・調整が行われた。学びたい内容が明確にあり、学部学科、指導教員の理解もあったので、実験や実習などへの参加も可能な範囲で実現できた。

## 5. 支援の課題

- 医療ケア（経管栄養摂取）が必要になった際、移動支援の枠組みでは行えなくなり、結果的に家族の付き添いが必要となった。
- 学生サポーターにトイレ介助など専門的な身体介助は難しく、移動支援なども自分で確保しなければならない点で進学や就職を最初から諦めてしまう人も多くいる。自治体との交渉の仕方や既存のサービス内容を詳しく知っていないと利用できないという状況にある。大学進学前に地域のサービスを利用している経験などに関連してくるのではないか。また、学生サポーターができる支援の範囲、安全管理などの問題もクリアしなければならない。
- 1人の学生のために継続的に支援体制を組んでいくための予測を持つことは重要だが、雇用の維持、体制を維持するための学内リソースや予算の問題がある。また、多様な支援が必要な学生が複数になった場合は想定できない。
- 地域の福祉支援の事業所の質（柔軟性があるかどうか）、大学所在地周辺のリソースの数などに影響を受ける。
- 大学が困った場合に自治体には相談したいが、順序などを十分に考慮しないと結果的に本人に不利益となることもある。
- 学生にとっては、同じ障害のグループ、あるいは同じようにサービス利用しながら通学・就職している仲間とつながり、本人自身が情報を得る（あるいは自分も情報を提供すること）経験があることは望ましい。当該学生は先輩とのつながりが大きな転機であったし、支援室の学生コミュニティに参加できたことが良かった。保護者にとっても大学やその先の情報交換の場は必要。

## 2-1-6 補足調査（学生インタビュー）

インタビュー調査を進めるなかで、大学を対象としたインタビュー調査だけでは、学生本人の直接的なニーズを把握しきれないことがわかった。よって、具体的に生活支援を活用しながら大学で学んでいる学生に対してインタビューを行い、その修学や支援の実態を明らかにすることとした。また、この補足調査により、生活支援に関する学生の心理的な課題や本質的なニーズを明らかにしたい。

学生へのインタビュー調査にあたっては、学生自身のよりダイレクトな意見・生活実態を把握するために、大学に対するインタビュー調査（半構造化面接）とは異なり、基本的に自由な対話形式（非構造化面接）の方法を採用した。よって、得られた情報は、調査担当者によるコラム形式とし、重度障害のある学生の支援のあり方を検討するための基礎資料とする。

以下、補足調査（学生インタビュー）4件の結果について、学生の状況、支援の状況、所感の項目に分けて示す。

### 【Aさん（国立大学）】

#### 学生の状況：

- ・脊髄性筋萎縮症／障害支援区分6／身体障害者手帳1級（両上肢機能全廃・体幹機能障害（座位不能）（両下肢機能障害を含む））／女性
- ・常時電動車いすを利用。体位変換や物の受け取りと移動、食事、トイレなどの介助が必要。
- ・大学の宿舎にて単身生活。公的ヘルパーを利用（重度訪問介護・移動支援による24h）。

#### 支援の状況：

合格発表（2月）の前から、障害学生支援専門部署が、障害福祉サービスを通学や学内で使うことができない（当時）という制度設計は理解した上で、学生の通学を保障するために自治体裁量でのサービス利用を模索して準備するという土壌がある。学外においても、計画相談を行う団体の相談支援専門員に相談し、生活部分の計画を大学側とも調整しながら準備していた。

入学準備について学生に思いを聞くと、「大学内での生活は、学生サポーターがいる」と聞いていたので、学内は心配していなかった。高校の時に普通高で学び、支援員が入っていたので、同じ感覚かな？と思っていたら、そのとおりだった。一人暮らしは、生活が心配だった。大変だろうなとイメージはしていた。相談支援専門員からも「無理かもと言われた。」という。実際に、24時間介助の体制が決まったのは、3月末になる。介助の方法等については、4月になり、家族が一度だけ抱えるところを見せて伝えたのみなので、最初は、ヘルパー10人以上に介助方法を全て伝えることがとても大変であった。ただ、高校生の一時期、友達に介助や緊急時のトイレをお願いしていた経験から、友達関係のなかに介助が入り込みすぎると、お互い気を使いやるづら

いと考えているので、今のように公的ヘルパーが入ると、細かい要求もしやすく、トイレ以外にも助かっている。

#### **所感 :**

学生自身が自治体や介助派遣団体等との交渉窓口となり、必要な介助について主体的に発言できるよう（支援者に支えられながら）準備を進められたことが、学内外の生活を組み立てる上でとても重要であった。このことから、今後、学生の自己決定を尊重し、自己権利擁護の意識を持てるよう学生を育て支援する組織やリソース、大学進学等のライフステージの変化にも対応できるように移行支援を担う組織や制度も必要であると感じた。

また、学生サポートへノートテイクなど学習支援以外の役割を担わせることへは、互いの関係にも影響し業務内容には注意が必要である。介助関係以外にも、住まい探し一つ取ってみても、車いすを利用する障害のある学生にとって、探し難い状況があり、生活を始める準備に時間が必要と感じた。

### **【Bさん（国立大学）】**

#### **学生の状況 :**

- ・脊髄損傷／障害支援区分 5／身体障害者手帳 1級（両上肢機能全廃・体幹の機能障害）／男性
- ・常時電動車いすを利用。体幹の維持は困難だが、車いす上でバランスを崩すことはない。食事は自助具を使用し自立。排尿はカテーテルを通してウロバッグ、排便は自宅で訪問看護を利用。
- ・大学の学生寮にて単身生活。公的ヘルパーを利用（居宅介護：朝 2h、夜 2h、就寝前 1h）。

#### **支援の状況 :**

推薦入試（12月下旬）の合格決定後、障害支援区分の認定手続きや、援護地の決定（出身自治体または大学の所在自治体）に時間を要し、ヘルパー等の調整を開始したのは3月に入ってからとなる。学内での公的ヘルパーの利用を自治体が認めなかつたため、大学が私費契約ヘルパーの費用負担を行い、昼休みの時間帯の介助者の確保を行う。自宅での公的ヘルパー利用については地域の相談支援事業所が調整を行い、学内の障害学生支援専門部署と相談支援専門員が連絡を取り合いながら学内外の支援体制を構築した。

入学準備について学生に思いを聞くと、「高校生の時に国立のリハビリテーション施設に入所して生活訓練（車いすの製作、排尿・排便の方法・食事の工夫など）を受けた。その時に、同様な障害のある人達と出会う経験や、生活するために必要となる

介助の話なども少し聞く機会があり、役立っている。また、過去に肢体不自由の学生がこの大学に在籍していたことは知っていたので、何とかなるのではという漠然とした安心感はあった。」。障害学生支援専門部署と対話していると、「確実なことは言えないという感じだったが、何とかなるか、と言うより最悪は親に頼るしかないとは思っていた。」。

大学での学びに関しては、ノートテイク支援のために必要な支援補助学生の確保に課題がある。学生の登録は多いが、欲しい時間に入れる人が少ない。授業を受ける上で必要となる支援なのだが、本人の実感としては全授業の半分くらいしか支援補助学生を確保できていない様子。

#### **所感 :**

学生自身が自治体や介助派遣団体等との交渉窓口となり、必要な介助について主体的に発言できるよう（支援者に支えられながら）準備を進められたことが、学内外の生活を組み立てる上でとても重要であった。この学生の場合、大学進学等のライフステージの変化に対応できるよう、高校の頃にリハビリテーション施設で生活スキルを学ぶ経験があった事も重要であった。このことから、高校まで親の介助により生活していた学生が、大学入学を契機に、それまでの生活とは異なる単身生活を始めるに際して、入学前に介助者等を活用した生活イメージを持つことの大切さと困難さを感じた。

また、入学決定から新年度開始までの期間が短い為、援護地の決定や利用する福祉サービスの内容等が順調に決まるようにならないと、他の学生と同様に4月からの学業開始は厳しい場合も出てくるだろうと感じた。他に、公的ヘルパーを学内で利用する為の理解が自治体から得られないと、継続的に身体介助の必要な学生の支援を大学予算によって対応するのは難しいと感じた。

### **【Cさん（私立大学）】**

#### **学生の状況 :**

- ・頸椎動静脈奇形／障害支援区分6／身体障害者手帳1級（両上肢機能全廃・両下肢機能全廃）／男性
- ・常時電動車いすを利用。体幹の維持は困難。体位変更等の日常動作や食事、トイレに介助が必要。
- ・家族と同居。家族による介護。通学も家族の車による送迎。

#### **支援の状況 :**

入学後、学生からの配慮依頼申請を受け、障害学生支援専門部署が、学生（未成年

は保護者同席）に対して障害の状態や希望する配慮内容について聴き取りを実施。その後、合理的配慮の提供内容検討会議を経て配慮内容を決定し、支援補助学生の募集等を行う。大学として実施していない排泄介助にかかる私費ヘルパー費用の一部は、障害学生への修学支援費（年間上限 24 万円）として充当する。通学に関しては、大学も自治体も支援できていない。

大学での生活について学生に思いを聞くと、「大学のピアサポーター制度は、すごく使いやすい。誰をどこにつけるかを完全に自分で管理していたので、かなりやりやすかった。人を集めのも自分でやっていた。」とのこと。ただ、大学全体で、支援補助学生を利用する障害学生の増加に伴い、支援補助学生不足や大学の金銭的・マンパワー的な負担増が生じていることと、支援をすること・されることについての考え方や感じ方等の違いから、学生同士の支援による軋轢が生じることもあった。

#### 所感：

公的ヘルパーを学内で利用する為の理解が自治体から得られないと、継続的に身体介助の必要な学生の支援に対応するのは、大学の予算や支援補助学生の質の確保などの面から難しく、自治体の理解が必要だと感じた。また、学生自身が自治体との交渉窓口となり、必要な介助について主体的に発言できるように支えてくれる支援者や団体に出会っていないことも、公的ヘルパーの利用に至らなかった要因になると思われる。このことから、今後、学生の自己決定を尊重し、自己権利擁護の意識を持った学生を育て支援する組織やリソース、大学進学等のライフステージの変化にも対応できるように移行支援を担う組織や制度も必要であると感じた。

その他、ピアサポーター制度などが柔軟に運用され本人の要望に沿っている場合には良いが、運用方法や予算の変更があった場合には、大学側と障害学生間で、十分な対話が必要になると感じた。

### 【Dさん（私立大学）】

#### 学生の状況：

- ・脊髄性筋萎縮症／障害支援区分 6／身体障害者手帳 1 級（両上肢機能障害・両下肢機能障害）／男性
- ・常時電動車いす（上下昇降・チルト機能付き）を利用。体幹の維持は困難。体位変換や物の受け取りと移動、食事、トイレなどの介助が必要。
- ・家族と同居。公的ヘルパーを利用（重度訪問介護 409h/月、身体介護 50h/月）。

#### 支援の状況：

入学決定後、障害学生支援専門部署に連絡が入り、保護者に連絡（学生本人は入院中）し、来校してもらう。学部学科、学生部、障害学生支援専門部署とともに本人の

希望や状況について詳しく聴き、大学の支援の実績や可能な配慮について説明を行う。保健室看護師からも保護者への個別面談をして、聴き取りを行う。入学確定後、本人に来校してもらい、実際の教室で模擬授業を行うことから、授業を受ける上で必要となる支援についてのイメージを共有する。履修にあたり、教務課に教室変更（エレベーターの無い建物）を依頼し調整した。すべての授業を希望通り変更することが難しかった為、教務課より本人の希望に近い履修内容を提案してもらい調整した。

公的ヘルパーの学内利用に関して、地域のキーパーソンになる特定相談支援事業所（社協）の担当職員と協議をおこなったが、ヘルパーの派遣は許可されなかった。大学住所地の自治体に対しては、障害学生支援専門部署から問い合わせを行うが、協議には至らずに終わった。そのため、大学内では学生サポーターが授業の支援に入っているが、それ以外は無い。

入学準備について学生に思いを聞くと、「親が仕事へ復帰したこともあり、大学に入る前から夜間の寝返りと呼吸器の装着などに重度訪問介護の介助者を入れていました。家族との同居ですが、公的ヘルパーを活用して自ら生活をコントロールしています。しかし、大学内での身体介助（トイレと食事）は得られていなく、おむつの装着と食事しない（またはカフェで少し手伝ってもらう）という戦略で通学しています。なぜかと言うと、応援してくれる計画相談の担当者もいますが、自治体との交渉時に、通学と大学内での重度訪問介護の利用はできないと言われて引き下がってしまったからです。」。

#### 所感：

学生自身が自治体や介助派遣団体等との交渉窓口となり、必要な介助について主体的に発言できるよう（支援者に支えられながら）準備を進められ、学外での生活を組み立てることはできた。しかし、学内の生活に関しては、公的ヘルパーを利用する為の理解が自治体から得られない中、継続的に身体介助の必要な学生の支援に大学が対応するのは、予算や支援補助学生の質の確保などの面から難しく、介助者の利用に至らなかつたのは非常に残念に感じた。また、学生自身が交渉窓口となり、主体的に発言してきてはいるが、計画相談の担当者は社協の人（多少自治体との距離が近い）なので、粘り強く交渉することで自治体の対応が変わるというような事は伝えてはくれなかつたことも、公的ヘルパーの利用に至らなかつた要因になると思われる。このことから、今後、学生の自己決定を尊重し、自己権利擁護の意識を持った学生を育て支援する組織やリソースが必要であると感じた。

現在、大学内での身体介助（トイレと食事）が得られていない為、おむつの装着と食事を取らないという工夫をしている事に関しては、本当にそれで良いのだろうかと疑問に感じた。

## 2-1-7 考察

### 【概観】

本調査により明らかになったことは、各大学における修学支援及び生活支援の実施主体や責任の所在が、それぞれの状況に応じて様々であるということである。要因としては、個々の学生の状況のみならず、家族も含めた生活支援ニーズの持ち方、大学の支援体制や支援の考え方、又自治体の認識・判断や地域のリソース（事業所等）が様々であることがあげられる。

一方、「一人暮らし」をしているケースにおいては、本調査の対象となった学生の全てが、それぞれの住居における生活支援で福祉サービスを活用している。ただし、これらの学生のなかでも、大学内の生活支援においては福祉サービスを活用できていないケースもある。つまり、障害の程度を勘案して生活支援の必要性は認められながらも、住居と大学内という物理的な違いによって、福祉サービスが提供されないという実態がある。現状の総合支援法においては、制度設計上、自治体においてこのような判断がなされることが考えられるが、一方では、大学内での生活支援において、福祉サービスの活用が認められているケースもある。

また、ほとんどケースにおいて、授業をはじめとする修学支援は大学の責任によって支援が実施されており、この点（授業等における合理的配慮）については、大学としても責任をもって対応する必要性を認識していることがわかる。つまり、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の義務に基づき、修学支援は大学が実施すべきものであるという認識がひろまっていることが確認できる。

しかし、このような状態であっても、食事や排泄介助については、大学の責任、つまり合理的配慮として実施すべきものという整理は難しいようである。一部の大学においては、大学の責任（コスト負担）において支援職員やヘルパーを雇用しているケースもあるが、「（自治体との相談を経て）福祉サービスを活用できなかったから」という理由に基づくものが多い。つまり、本来は福祉サービスでまかなわれることを目指しつつも、自治体の判断や地域リソース（事業所等）の状況によって、それが実現せず、大学としての対応に迫られているものと読み取れる。そして、大学としての負担も実現しない場合は、家族や私費契約のヘルパー、つまり、学生本人側にコストの負担が生じていることがわかる。重度障害のある学生が大学で修学するにあたって、他の学生には生じないコストの負担が生じることについては、改善の余地があると思われる。

### 【生活支援の実施主体】

前述したとおり、大学における生活支援ニーズへの対応方法は様々である。それに個別の事情を含むため、それぞれの対応方法について良し悪しを判断するこ

とは難しい。ただし、それぞれの対応方法のメリット・デメリットについては、客観的に考察することが可能である。

#### ・家族又は私費契約ヘルパーにより対応したケース

学生本人にとって身近な存在である家族が介助を担当する場合、それまでの経験上、介助の方法に精通しており、学生本人にとっても「特別な指示がいらない（暗黙の了解がある）」など、メリットはある。また、大学においては通学時間が固定されていなかったり、フレキシブルにスポットで介助を利用しやすいという点もメリットになるだろう。しかしながら、家族が対応するという場合は、極めて依存度が高い状況・関係性であるという側面もあり、例えば、介助を担当する家族の健康状態等によって、介助が実施できないというリスクがある。また、現実的な問題として、学生本人は永続的に家族の介助に頼るということは難しいため、その他のリソースを活用する必要も生じるが、限定的な介助者との関わりはその妨げになるということも否定できない。また、言うまでもなく、家族が介助することには一定のコストが生じており、これは私費契約のヘルパーということになると、より明確である。大学で学ぶということにあたって、他の学生には生じないコストが生じるということはデメリットであり、教育を受けるという基本的な人権という側面からも改善が望まれる。

#### ・大学の負担により対応したケース

先に述べたとおり、大学内における生活支援を大学の負担で実施しているケースは、そもそも「福祉サービスが活用できなかったから」という理由に基づくものが多い。ただし、大学内における生活支援を大学が負担するのか、又福祉サービスが負担するのかという点については、学生本人にはあまり影響がなく、いずれにしても学生側のコストはかかるないという点において同じである。本調査では、大学が負担する場合にも大きく二つの方法があることがわかった。一つ目は、大学が介助者を職員等の位置づけで雇用するというパターンである。この場合、大学内に常に介助者が待機している状態となること、又決まった職員が支援担当として固定されることから、学生も含めて介助に慣れていくことがメリットとして考えられ、とりわけ大学組織との距離感が近いため（内部の人間となるため）大学の都合によって柔軟な動きがとりやすい。一方で、介助者の専門性が十分に確保できるかという問題、又大学の雇用制度により業務（介助）に何らかの制約が生じる場合がある。また、仮に学生との相性が悪い（介助の相性、又は人間関係としての不和）でも、介助者を変更することは容易ではない。もう一つの方法として、大学が地域の事業所などに委託するというパターンがある。この方法であれば、介助者派遣のコーディネートや現場での介助については、福祉サービスを活用した場合と同様の状況が生まれ、当然ながら介助の専門性も一定レベルをキープしやすい。ただし、いずれの方法であっても、大学として学生が在学中に常に金銭的なコストが生じることがい

うまでもなく、場合によっては過重な負担とみなされ、重度障害のある学生の受け入れに対して消極的になってしまう恐れがある。また、合理的配慮の観点からは大学としての本来業務に不隨しているかということで議論がおこることも想定されるため、このような生活支援が障害者差別解消法の範疇と考えられるのか、総合支援法の範疇と考えるのかということを検討する必要が生じるのではないだろうか。

#### ・福祉サービスを活用したケース

福祉サービスを活用する場合のメリットは、介助の専門性が確保しやすいとともに、複数の介助者、又は事業所が介在するため依存先の分散（選択肢の増加）がメリットといえる。また、生活支援という極めてデリケートな介助を、ある程度ビジネスライクに利用できるという点は、学生本人の心理的な負担を考えても重要な観点と考えられる。ただし、福祉サービスが活用できる場合でも、大学が本来行うべき合理的配慮については、積極的且つ強い責任のもとに大学として実施すべきことである。そのためにも、修学支援と生活支援の範疇の違いを丁寧に整理しておくことが必要であり、そのための専門性の確保・向上は不可欠である。この点は、大学内の支援部署・支援担当者に求められるべきことといえる。また、最大のメリットは、地域生活（大学在学中の私生活も含む）や社会に出てからのライフスタイルとの連続性が確保できるという点である。個々の学生の生存権に基づいて、大学生生活及び社会生活がおくれるようにするということは、社会として確保すべきことであると考える。一方、デメリットであるが、この場合のデメリットとは課題と表現することが妥当であるだろう。ここでいう課題とは、制度設計をはじめとしていくつかあげられるが、この点については本節の最後に述べることとする。

#### 【大学において必要となる生活支援の試算】

以下、大学における生活支援について、必要と思われる支援の時間数を試算する。

##### ①生活支援が必要となる学生数の試算

厚生労働省の資料<sup>1</sup>によれば、平成28年度に153名の肢体不自由を対象に調査をしたところ、区分6が15ケース、区分5+区分4（区分5に近い部分介助状態と解釈）が15ケースとなっている。つまり、肢体不自由のある学生のうち、20%程度は全介助又は部分介助の状態であるといえる。

---

<sup>1</sup> 厚生労働省、平成28年度障害者総合福祉推進事業、指定課題1、大学等に通学する障害者に対する支援モデル事業、成果報告書、平成29年3月、国立大学法人筑波大学。

この割合を、同年（平成 28 年度）の日本学生支援機構の調査<sup>2</sup>の統計にあてはめると、肢体不自由のある学生の総数は 2,659 名となっているため、20%が何らかの生活支援を必要とする人数と仮定すると、概ね 500 名ほどが存在しているという見方が可能である。ただし、大学生の年代では区分認定を受けていないケースも一定数あると推測できるため、この人数は区分認定の数とは一致しないと思われる。以下、要点をまとめる。

#### ・生活支援が必要となる学生数の試算

厚生労働省の資料から：肢体不自由のある学生のうち、20%程度が何らかの生活支援を必要とする。

日本学生支援機構の調査から：上記の資料にあてはめると、肢体不自由のある学生のうち、500 名程度が何らかの生活支援を必要とする。

なお、本調査で対象となったケース（19 ケース）のうち、学生の障害支援区分（以下、区分）6 が 14 ケース、区分 5（又は区分なし）が 5 ケースであった。複数のケースを対象とした大学もあったため、調査した大学数（17 校）とは異なっている。いずれにしても、先に述べた厚生労働省の資料とは内訳が異なるが、これは対象となったケースが限定的であったことの影響といえる。

#### ②大学内で生活支援が必要となる時間数の試算

本調査の結果から、区分 6 に関しては概ねほとんどの動作において介助が必要となる全介助の状態であり、区分 5（又は区分なし）の場合は一定の動作において介助が必要となる部分介助の状態であるといえる。もちろん、個人差はあるが、大まかな解釈として暫定的にこのように取り扱う。

区分 6 の場合は、大学に通学してから帰宅するまでの間、（授業等での合理的配慮は除いて）待機等も含めて切れ目なく介助が必要である場合が多い。一方、区分 5（又は区分なし）の場合は、部分的な生活支援となるため、スポットでの支援が標準的であると考えられる。

例えば、一般的な大学生（1 年次～4 年次までの学年の違いによる時間割の変化もふまえて）の平均的な時間割を考えると、区分 6 の場合、一日平均 3 コマ程度（90 分 × 3 コマ = 270 分）+お昼休み（60 分）+授業前後の移動等（計 30 分）、つまり 360 分（=6 時間）程度の支援が必要になるといえる。また、区分 5 の場合（スポットでの生活支援）は、お昼休み（60 分）+授業前後の移動等（計 30 分）、つまり 90 分（=1.5 時間）程度の支援が必要になるといえる。以下、要点をまとめる。

---

<sup>2</sup> 日本学生支援機構、平成 28 年度（2016 年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書。

#### ・大学内で生活支援が必要となる時間数の試算

区分 6（全介助と仮定）：平均 360 分（＝6 時間）程度

区分 5（部分介助と仮定）：平均 90 分（＝1.5 時間）程度

あくまで限られたデータからの算出であるため、参考の試算という域を出ないものであるが、これらにより、日本全国の大学における生活支援の量的な必要性を試算することができる。

ただし、実際には個人差が少くないことに加えて、修学の状況によっても生活支援の必要性は大きく異なるものである。例えば、一般的な座学を中心とした安定した修学環境がある場合と実験や演習など、場合によっては長時間・長期間に及ぶ修学環境では、ニーズも大きくことなるだろう。分野によっては、学外での実習がある場合もあるし、宿泊を伴うような場合もあるため、本節での試算はあくまでも限定的なデータと複数の暫定的な仮定に基づいた目安であることを再度申し添える。

#### 【課題】

大学における生活支援の最大の課題は、その解決策が定まっていないという点である。個々の学生の状況はそれぞれ異なるのは前提であるが、活用できる支援の選択肢や制度設計上の問題、そして支援資源の課題により、解決策を見いだすことには困難さが生じている事態は改善する必要があるだろう。いうまでもなく、重度障害のある学生に対して生活支援を構築することが困難であるということが、そのようなニーズのある者の大学進学の妨げになることは避けなければならない。教育を受けることが全ての人の基本的な権利であるとすれば、この課題は大学のみの課題ではなく、社会としての課題であるという位置づけになるだろう。

この場合、福祉サービスが大学のなかにおいても活用できるということが一つの選択肢となるが、実際には福祉サービス供給の最大の基準となる総合支援法において、このような支援は範疇外となっており、自治体の裁量に任されてしまうため、自治体ごとの認識や判断によって、対応の温度差が生じることとなる。基本的な人権は地域によって変化するものではないということは言うまでもないことであるが、本調査においては、それらが如実に表れており、早期の是正が求められる。一方、自治体が前向きな判断をしたとしても、地域のリソース（事業所やヘルパーの数）が十分に確保できないという課題は残るだろう。ただし、これは大学における生活支援などが、事業所としての基本的なサービス提供の対象となっているか、という点が大きく関係するものである。一般的に考えて、総合支援法の範疇外となるサービス提供を、事業所の基本的なメニューには加えないだろう。しかし、本調査で取り上げているような介助が総合支援法の範疇内となるとすれば、そのサービスを事業所のメニューとして加えるケースは増加すると予想される。これは、私生活では

サービスを提供しているが、大学内ではサービスを提供していないというケースがあることからも十分推測できることである。

また、このような生活支援にあたっては、平成30年度から新たな事業（厚生労働省・重度訪問介護の大学修学支援事業）が開始されている。ただし、この事業においては支給される金額に上限があること、又継続して支給されるかは不透明であること、さらに大学としての支援体制の構築状況や見通しなどが条件となっており、学生としても大学としても利用しにくい側面がある。また、「必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において」という文言から、このような生活支援は大学で実施されるべきという前提に基づいていると判断できるため、多くの大学においてこのようなコストが確保できるのかという点が疑問であると同時に、持続可能性の課題もあげられる。また、支援体制が構築できているかどうかという判断は、各自治体に委ねられる形となるため、結果として（同じような状況があったとしても）本事業が活用できるかどうかには地域差が生じており、ここでいう地域差とは、学生個人に対する支援の差と言い替えることができるだろう。何より、調査対象となつた大学からも「生存権の観点から、福祉サービスで提供されるべきではないか」との意見があり、この点については十分な検討が必要になるだろう。

本来、大学における生活支援を考える上で重要なことは、そのような支援を大学が負担するのか、福祉サービスを活用するのかという議論ではないのではないだろうか。つまり、誰がその責任を負うのかという議論ではなく、学生本人にとって、あるいは社会のあり方として、どのような状況であることが望ましいのかという議論をする必要があるだろう。大学に対するヒアリング調査においては、様々な問題解決の方法が把握できたことは成果といえるが、それ以上に重要な課題が生じていることを認識する機会となった。

## **2-2 障害団体ヒアリング**

### **2-2-1 目的**

日常的に車いすを利用し、通学時の移動や学内移動、食事、トイレ利用等に介助や見守りを必要としている重度の身体障害を有する大学生等が、高等教育機関に通い、滞りなく学生生活を送るための支援のあり方を検討するため、重度障害学生に対する支援に関する意見を聴取することを目的に、障害関係団体に対するヒアリング調査を行った。

### **2-2-2 調査方法**

集団形式を基本とし、集団形式でのヒアリングの日程で都合がつかなかった団体については別途、訪問してヒアリング調査を行った。ヒアリングに際しては、重度障害学生に対する支援に関する「重度障害学生の通学について」「重度障害学生の学内における身辺介助について」「その他、重度障害学生への支援について」の3つの論点を設定し、それぞれの論点別に自由記述を求めるアンケートフォーマットへの記入を依頼・事前回収した。回収したアンケートフォーマットは論点別に各障害関係団体からの意見を整理して、ヒアリング調査の当日配布資料とした。ヒアリング内容は録音し、音声データをテキストデータ化した上で、内容の整理と分類を行った。

### **2-2-3 調査対象**

以下の基準により選定を行い、調査協力依頼に応じた全国規模の7団体を対象とした。

- ・重度障害学生としての当事者経験を有する構成員がいる
- ・重度障害学生から通学時の移動や介助に関する相談を受けて支援体制構築のための援助を行った経験がある
- ・障害福祉サービスに関する意見表明の経験がある

調査対象の団体名は以下のとおりである。

全国脊髄損傷者連合会／全国自立生活センター協議会／DPI 日本会議／日本バリアフリー協会／日本筋ジストロフィー協会／日本相談支援専門員協会／全国障害学生支援センター（順不同）

## 2-2-4 結果

得られた各団体の意見について、論点別に整理・分類を行った。以下に要点を示す。

### 【論点1. 重度障害学生の通学について】

- 教育機関へのアクセス保障が重要である
- 通学時の介助は障害福祉サービスで行われるべき
  - 重度訪問介護を利用できるようにするべき
  - 重度訪問介護は「通年かつ長期にわたる外出」が告示により対象外であり、現実としてそれを根拠に通学時の利用が行われないので問題である
  - 現行でも「通年かつ長期にわたる」場合のみに対象外であり、通学に利用できないとは書かれていない
  - 将来的には「通年かつ長期にわたる」としても通学について重度訪問介護が利用できるようにすべき
  - 本体給付に乗せないと地域格差が出る／地域生活支援事業の移動支援では市町村が対象者や対象場面を任意に設定できる
  - 学内のボランティアを利用した通学はボランティア個人の体調やカリキュラムの都合によりキャンセルになる場合があり安定的に活用しがたい
  - できれば18歳以前から利用ができることが望ましい
- 2018年度創設の「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」
  - 一定の評価ができる
  - 評価できる一方での課題：登下校で別の介助者が付く場合など、介助者の往復交通費が別途必要になる場合がある／自治体間移動を前提としたとき、転出先で利用可能かどうかが不明／本制度を利用することで、重度訪問介護の支給決定を毎月変更しなければならない

### 【論点2. 重度障害学生の学内における身辺介助について】

- 身辺介助の責任が福祉側にあることが明確化されるべき
  - 介助支援が大学の合理的配慮として提供される場合は、負担が過重でないという条件があり、介助支援が必要な状況にそぐわない
  - ヘルパーがノートテイカーを兼ねるのかどうか整理されていない
- 地域共生社会の理念に立つと大学生が障害学生の介助やサポートを経験することも重要

### 【論点3. その他、重度障害学生への支援について】

- 生活全体を個別給付サービスで一本化するべき
  - 生活全体を重度訪問介護や個別給付のサービスで一本化するべき

- ・自宅、通学、学内と、用途や場所によってヘルパーを代えざるをえない仕組みは、本人、事業所、ヘルパーのいずれにも不都合・非合理的で使い勝手が悪い
  - ・学内ボランティアを基本として不足分を事業所に依頼するケースでは、ボランティアについては性別や時間割によってコーディネートが難しく、負担が偏りがち／ボランティアが「入れない」時間帯だけ事業者が入る形であると、経営の観点では採算に合わない
  - ・本体給付であればサービス等利用計画の対象となり、相談支援事業所による支援が可能となる
- 大学における障害学生支援の明確化
- ・大学側の障害学生支援の体制の状況は当事者や支援者にほとんど情報提供されていない
  - ・大学側が、授業、課題提出、テスト等で合理的配慮の提供が十分でない場合があり、また、環境整備についても大学として求めたい部分は大きい
- ワンストップでサービスが提供されるべき
- 自治体間移動を伴う広域調整における相談支援のあり方は大きな課題である
- 大学生としての生活全体の支援
- ・キャンパス生活を送る中での学生同士の関係構築等、学生個々の生活に合わせたサービス提供を行う必要がある
  - ・学生としての生活と福祉サービスが調和は障害学生の成長の糧となる
- エンパワメント
- ・自己決定や自己権利擁護の意識を持つようにするための取り組みは重要
  - ・一方で、学生に自治体や大学に対して交渉させるのは酷だと感じる場面があり、本来は社会の側が制度を用意すべきではないか

## 2-2-5 考察

障害関係団体7団体に対するヒアリング調査を行い、身辺介助が必要な重度障害学生に対する支援に関する意見を収集して、整理・分類を行った。ヒアリング調査に参加した障害関係団体が表明した意見はいずれも、実際に重度障害学生の相談を受けての支援実践や、障害学生としての当事者経験に裏付けられており、重度障害者に関する支援に関する問題構成を明確にするための高い妥当性があると考えられる。

今回の調査で得られた結果を踏まえ、今後の重度障害学生の支援のあり方として以下の5点を指摘する。

## **①重度障害学生の生活全体を見通した相談支援**

学生個々の生活に合わせ、大学生としての生活全体を見通した個別の相談支援が行われるべきである。特に、身辺介助を提供するための大学との連絡調整や、多くの障害学生が直面する自治体間移動における広域調整は、相當に経験の高い相談支援専門員でも実践経験がほとんどない。相談支援専門員が、このような重度障害学生の生活全体を見通した相談支援を実施できるよう、支援構築のための考え方を整理し、相談支援の具体的な方法論を早急に開発する必要がある。

## **②大学内身辺介助の障害福祉サービス化**

重度障害学生の通学及び大学内身辺介助は、障害福祉サービス（介護給付）により行われ、具体的には重度訪問介護をはじめとする個別給付である必要がある。また、現在は計画相談の対象外である大学内身辺介助について、指定特定相談支援事業による計画相談の対象とすべきである。

## **③全ての生活場面におけるシームレスな制度設計**

身辺介助サービスが、学内、通学、自宅といった場所や用途別にそれぞれ異なる制度であると、その都度ヘルパーを代えざるをえず、介助者交代を行う時間・場所の都度の調整や、介助の指示をその都度行う必要があるなど、日々の生活において介助を要する障害学生にとって非常に不都合で非合理的である。実際に介助を行うヘルパーにあってもカラ時間が発生するため非合理的であり、人材確保とサービス提供の運営管理を行うサービス提供事業所側にも同様の問題が大きい。したがって、全ての生活場面を分断させずに、一本化したシームレスな制度設計が必要である。2018年度から新設された「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」は、従来空白地帯であった大学内での身辺介助及び通学をカバーするという意味で画期的な制度だが、今後は、②と③の観点に立ち、本体事業に組み込む形で発展させる、すなわち重度訪問介護および居宅介護を大学内の身辺介助について対象拡大する必要がある。

## **④大学が行う障害学生支援の範囲の明確化と確実な実施**

②と関連して、大学が行う障害学生支援の範囲を明確にすべきである。その上で、基礎的環境整備や本人の申し出に基づく修学上の合理的配慮の提供が、全ての大学において、着実に実施される必要がある。

## **⑤大学における障害学生支援の範囲に関する、障害学生・自治体・福祉サービス提供機関等による理解の促進**

初等中等教育段階では教育委員会が特別支援教育支援員を活用して学校内の身体介助を提供していることの延長線上で、大学内身体介助の責任は大学側にあると認識している関係者は少なくない。大学内身辺介助を障害福祉サービスとして実施す

るには、障害学生はもちろんのこと、支給決定を行う自治体、サービス調整を行う相談支援事業所、サービス提供を担うヘルパー事業所が、大学における障害学生支援の範囲を正しく理解することが不可欠である。

## **2-3 機関ヒアリング**

### **2-3-1 目的**

日本国内の高等教育機関が組織する複数の団体において、介助の支援を必要とする重度障害のある学生の支援を対象として、情報を収集したり、支援のあり方を検討する部署や委員会、検討会等を運営するなど、何らかの活動を行っているかどうかを調査することを目的とした。

### **2-3-2 調査方法**

調査担当者が、以下の5機関を対象に、直接訪問または電話でのヒアリング調査を行った。ヒアリングでの調査担当者は、各機関での障害のある学生の支援を担当する部署の担当者に対して、「介助の支援を必要とする重度障害のある学生の支援を対象として、情報を収集したり、支援のあり方を検討する部署や委員会、検討会等を運営するなど、何らかの活動を行っているかどうか」という質問を行った。そのほか、関連する活動についても自由に聴取した。

#### **1. 一般社団法人 国立大学協会**

全国86の国立大学法人が正会員として加盟する協会。

ウェブサイト：<https://www.janu.jp>

#### **2. 一般社団法人 公立大学協会**

全国92の公立大学が会員として加盟する協会。

ウェブサイト：<http://www.kodaikyo.org>

#### **3. 日本私立大学協会**

全国386学校法人、406大学が加盟する協会。

ウェブサイト：<https://www.shidaikyo.or.jp>

#### **4. 一般社団法人日本私立大学連盟**

全国110学校法人、124大学が加盟する協会。

ウェブサイト：<http://www.shidairen.or.jp>

#### **5. 独立行政法人 国立高等専門学校機構**

全国に51の国立高等専門学校を設置・運営する法人。

ウェブサイト：<https://www.kosen-k.go.jp>

### 2-3-3 結果と考察

5 機関へのヒアリングにおいて、重度障害のある学生の在籍数や対応状況は施設的な支援のために把握している、という回答があったのは、国立高等専門学校機構のみであった。その他の4機関からは、介助の必要性のある重度障害のある学生の状況を把握する組織的な活動はない、という回答が得られた。ただし、同機構は、所属する51の国立高専を合計して、学生数が約5万人となる単一の法人であり、他の4つの機関が、多数の法人等が所属する大学の協会であることと、合計学生の数という観点から見ると、同機構と他の4つの機関とは位置づけが異なる。

ヒアリングにおいては、主目的である介助の必要な障害学生についての取り組みは聴取されなかつたが、いくつかの機関において、障害のある学生に関連する活動について聴取することができた。国立大学協会では、障害者差別解消法の成立後、文科省の対応指針が策定された折には、各国立大学法人が作成し公開する必要のある「対応要領」のひな形を、時限付きワーキンググループを組織して作成し、一般公開。国大協広報誌第44号（2017年3月）では、障害学生支援の特集を行っていた。日本私立大学協会では、学生部が障害学生支援をテーマとした研修を毎年独自に開催していた。日本私立大学連盟では、同連盟が刊行する機関誌「大学時報」第370号において、障害学生支援の特集を行っていた。

以上のことから、「障害学生支援」という観点は各大学に広がりが見られているものの、介助を必要とする重度障害学生という観点は、未だ組織的な共有理解とはなっていないことがわかった。

## **第3章 諸外国の重度障害学生に対する支援の実態等の調査**

### **3-1 目的**

欧米の多くの高等教育機関では、重度障害のある学生の生活面に関する支援は personal care と整理され、大学等では対応しない旨が明示されているとの指摘もある（筑波大学、2018）。我が国における高等教育機関における重度障害学生の支援のあり方を検討するうえで諸外国の動向は大いに参考となることから、障害者差別禁止に関する法整備が早期に整備された諸外国における重度障害学生への支援の概略を把握し、我が国におけるあり方検討の基礎資料を得ることを本調査の目的とした。

### **3-2 調査方法**

#### **3-2-1 調査対象国**

文部科学省や厚生労働省等の諸外国調査の対象となることが多く、関連する調査データや文献が豊富であること、早期に障害者差別禁止法制が整備され運用されてきたことを重視し、北米2か国（アメリカ、カナダ）、ヨーロッパ4か国（イギリス、フランス、ドイツ、デンマーク）、アジア2か国（オーストラリア、韓国）の計8か国を対象とした。

#### **3-2-2 調査の手続き**

上記の8か国における、①障害学生数、②障害種別、③障害者差別禁止に関する法制、④高等教育機関における障害学生支援の枠組み、⑤障害者に対する社会保障制度、⑥重度障害のある学生の身辺介助に関する高等教育機関と社会保障制度の役割分担について、文献調査やWeb情報（公的機関や大学のホームページ）により情報を収集し、各国の重度障害のある学生への対応の概略を把握した。

なお、重度障害者に対する生活支援に関する制度成立の背景は各國とも多様であり、高等教育機関とケア制度との役割分担が明文化されていないケースも想定されたことから、欧米各国の中でも特に早期から障害者差別禁止に関する法整備を進めてきたアメリカ、欧米各国とは異なる文脈で早期から障害者差別解消の法整備が早期に行われた韓国については、我が国の今後の方向性を考える上で有益と思われる特徴的な状況・取り組みがあることを踏まえ、現地での視察あるいは有識者招聘による情報交換を行った。

### **3-3 調査結果の概要**

以下に、調査対象の8か国ならびに日本における重度障害学生の支援に関する概要を示す。各国の制度等の詳細については次節に示す。なお、重度障害のある人に対する介助者の呼称やその根拠となる制度名は国によって異なることから、本節で

は可読性等を考慮し、アメリカにおける介助者の呼称である「PCA (Personal Care Attendant)」ならびに「PCA 制度」という語を総称として用いる。

	障害学生数	学内における PCA 制度利用の可否	PCA 制度以外の学内等における身辺介助の仕組み等
アメリカ	2, 563, 000(11. 1%)	利用可	
カナダ	45, 000( 3. 0%)	利用可	
イギリス	302, 705(13. 6%)	利用可	
ドイツ	327, 000(19. 0%)	利用可	
フランス	-	利用可	
デンマーク	9, 155( 2. 0%)	利用可	
オーストラリア	60, 019( 5. 8%)	利用可	
韓国	9, 013( 0. 4%)	利用不可	障害学生数に応じた補助金を財源に、学生のチューター雇用、専門介助者の雇用等により大学毎に対応
日本	31, 204( 1. 0%)	利用不可	配分された各大学の予算内で、介助者の雇用、学外の事業所への委託、学生ボランティア等で対応

### 3-4 アメリカにおける重度障害学生への支援

#### 3-4-1 調査の概要

米国は1990年の障害のあるアメリカ人法や1973年のリハビリテーション法に基づき、障害者における権利は先端的である。ハワイ大学では、このような法律ができる以前から障害学生を1960年代からサポートするなど高い評価を得ている。また、ハワイ大学には障害学研究センター (Center on Disability Studies : CDS) があり、環太平洋全体の障害に関する研究やトレーニングを行なっている。この調査では CDS のディレクターと創立者に米国の障害者の現状について聞き取り調査を行った。同様に、元ハワイ大学の障害学生二人からも、パーソナルケアの現状の聞き取り調査を行った。また、社会保障制度についてはハワイ州立の社会福祉士に聞き取り調査を行った。

なお、研究計画時は The Massachusetts Rehabilitation Commission を調査対象候補としていたが、調査日程の調整が困難であり、また CDS をはじめ複数の機関のステークホルダーより精度の高い情報を得ることができると判断し、調査先をハワイ大学ならびにその関係者へと変更した。

### 3-4-2 アメリカにおける PCA 制度等に関する基本情報

#### ①国全体の障害学生数

米国全体の障害者数は 2017 年の調査で人口の 12.7 % である（総人口 3,218,237,000 人のうち 40,713,800 人）(Erickson, et al., 2019)。また、NCES(2016) の高等教育機関における障害学生の調査によると米国全体の障害学生数は 2011～2012 年度の総学生数の 11.1 % である（23,055,000 人中の 2,563,000 人）。障害学生のうち、2008 年の調査で、肢体不自由の学生数は障害学生全体の 15.1 % であり (GAO analysis of NPSAS 2000 and 2008)、年間の調査では、4,170 の高等教育機関のうち、76% の機関は肢体不自由を含む運動障害のある学生が一人でも入学していることがわかった (Raue & Lewis, 2011)。肢体不自由の学生のうち、PCA の利用者数は不明であるが、PCA 関連サービスを提供したという高等教育機関は 7 % とされている (Raue & Lewis, 2011)。

#### ②障害者差別禁止に関する法制

##### 1973年リハビリテーション法第504条

- 障害による差別の禁止（高等教育や就労において）
- 米国連邦政府から助成を受けている公的機関に適用
- 学生は、自己の障害を申告し、サービスを受けるかどうかの認定が必要となる
- 職業リハサービス及び支援は、差別のないことを保証しなければならない

##### 障害を持つアメリカ人法（ADA）

- 2008 年に改正され 2009 年に改正法 the Americans with Disabilities Act Amendments Act: ADAAA が施行
- ADA は 1990 年に制定され、アメリカにおける最も包括的な公民権法で障害による差別を禁止し、障害者が他者と同じく生活を営むことができる機会を保証するものとされている
- 公的および民間の場面で、様々な人や障害に広く適用される
- 当人は自己申告し、障害による主要な生活活動に制約があることを証明できる診断書を提出しなくてはならない
- 「合理的配慮」の提供

### ③高等教育機関における障害学生支援の枠組み

高等教育機関の障害学生支援は上記の法律に基づき、障害学生支援室が対応している。

### ④障害者に対する社会保障制度

アメリカの 社会保障制度としては、 老齢・遺族・障害年金 (OASD: Old-Age, Survivors, and Disability Insurance) のほか、高齢者等 の医療を保障するメディケア (Medicare : Medical + Care) や低所得者に医療扶助を行うメディケイド (Medicaid : Medical + Aid) がある。また、 補足的所得保障 (Supplement Security Income:SSI) や貧困家庭一時扶助 (TANF:Temporary Assistance for Needy Families) といった公的扶助制度がある。PCA に関する制度として、メディケイドは通常の医療サービスをカバーする以外に、メディケアがカバーしない長期ケア (介護) をもカバーする。PCA を利用している学生数は明らかではないが、長期ケアメディケイドに対する 2015 年度米国政府の支出は 750 億ドルであった。

米国は、個人の生活に干渉しないことを原則としているため、PCA を規定する法律はない。ただし、PCA を必要とする場合、以下のサービスから提供される場合がある。なお、幼稚園から高校までは、IDEA 障害者教育法に基づき、学校内で PCA が学校（学区）の費用負担により提供される。

- Medicaid Title XIX
- Title XX Social Security block grants
- Title III Older Americans Act funds, State general funds ; Department of Veterans Affairs Aid and Attendance Program
- Title II, Section 203 of the Ticket to Work and Work Incentives Improvement Act of 1999

### ⑤重度障害学生の身辺介助に関する高等教育機関の役割について

大学のサポートは大学内の修学がメインのため、パーソナルケア（着替え、車椅子への移動、車椅子からの移動、食事、個人衛生、キャンパス内の移動など）はリハビリテーション法のセクション 504 も、障害を持つアメリカ人法 (ADA) のタイトル II または III も、高等教育機関がパーソナルケアサービスを提供することを要求していない。

### 3-4-3 ハワイ大学マノア校等におけるヒアリング結果

#### ①ハワイ大学 Center on Disability Studies (CDS)

協力：Dr. Patricia Morrissey, Director, Center on Disability Studies,

University of Hawaii & Dr. Robert Stodden, Founder, Center on  
Disability Studies, University of Hawaii

#### Personal Care 等に関する制度

- 米国には、VRP (vocational rehabilitation program)・メディケイド (Medicaid) という米国政府からのプログラムがある。
- VRP 80%は州の助成による、就労するまで援助を実施するプログラムである。
- VRP は働く能力がある障害者を援助するため、大学の学位も就労するのに必要ならば、学費、通学に関するサポートも可能である。
- 援助には優先順位があり、必ずしもサポートがすぐもらえるわけではない。
- メディケイドの支援を受けるには、収入にも制限がある。
- VRではISP（インディビジュアル・サービス・プラン）の計画に基づき、個人、個人の状況によって交渉して VR カウンセラーと一緒に計画が立てられる。
- パーソナルケアに関しては家族の中で提供できる人がいれば、そこも加味される条件がある。
- PCA のサービスを使うためには、目的が明確であるかが問われる。
- PCA が 24 時間いるとはいえ、起きてから準備をするまでの間に PCA が動いたとして、そのあとの時間はどうするのか等、詳細に確認をする人がいなければならない。
- 個々の場面に応じた支援を確認することが大事。何のためにそのサービスが必要なのか、例えば家族がナチュラルにサポートするのはどこか、公的なサービスを利用するのはどこか、本人へのアウトカムに基づいて詳細に計画する必要がある。
- サービスを享受するため、行政からお金をもらう根拠を明確にする必要がある。また、サービスによって実際どれだけの効果があったかを考慮する必要がある。

#### 重度障害学生の身辺介助に関する高等教育機関の役割について

- 現在、ハワイ大学では障害学生支援室 (Kokua) は各学期 800 人くらいをサポートしている。

- 大学での修学について必要なものの提供に関しては、基本的に ADA（障害のあるアメリカ人法）によって定められている。これらは義務的な提供に関して強制的なものである。
- 大学では環境的な事項に関しては配慮できるが、個人的な生活事項の支援に関するものはできない場合もある。3000万円くらいの予算が障害学生支援室にはあるが、全ての要求が満たされるとは限らない。お金が無くなると、待たないといけない場合があるという不合理も現実としては存在し、その不合理を国に訴えることは可能である。
- 個人の責任において設置される生活支援の範疇は基本的にカバーしない。
- コミュニティにおけるサービスの利用について、知らない学生も少なからずいる。
- あくまでも支援者（大学側）がしてあげるのではなく、自分で自立することができるよう、導いていくことが重要。目標は、可能な限りナチュラルサポートを目指すことである。
- 学生自身がかなり重度であっても、まずどうにかして自立できるかという方法を試してみた上で、障害学生支援の役割は自立できることを念頭に置き、環境的にできないところがあれば法に基づいて変更するが、最終的には自分でできることを自分で構築できるように導くことが肝要である。
- 大学ではないが、就業の場合には介助者を雇用者と交渉することができる。自分を雇うには、これが必要だという交渉は可能と考えられる。もちろん、そのことによって断られることもある。交渉がうまくいかない状況がある場合、クレームを申し立てることはできる。そういう正当な理由ではなくて、（合理的配慮を受けた上での）職務上の能力が劣るということであれば、当然、雇われない場合が生じる。

## **②ハワイ州の登録社会福祉士**

協力：Ms. Hiroko Kobira, LSCW

### 障害者に対する社会保障制度

- 米国は1972年のエドロバーツを始め、障害者自立センター（CIL）が全米で300以上も立ち上げられる。
- ハワイ州にもCILはあるが、予算が限られている。

### 総合医療保険・長期介護

- 厳しい基準がある。
- 営利保険会社と州（国）が委託契約

- ケアコーディネーターには、RN (resisted nurse) か LSW (licensed sw) しかなければならない。
- この制度の根幹は、質の高いサービスによって、コストを抑えることである。
- そういう意味において、質の高い制度であり、質の高いコーディネーターが従事しているといえる。

### ③重度障害のあるハワイ大学卒業生（1）

協力：Dr. Joakim Peter, Senior Specialist in family and school engagement for migrant families of children with significant disabilities in Hawaii.

- ミクロネシア諸島出身（チューク）
- 15歳の時、友達と遊んでいて落下し、脊髄を損傷
- ハワイで治療とリハビリを受ける
- 車椅子での生活が始まり、高校の先生によりチュークに戻って高校生活を続ける
- 高校に通うことにより、生徒の中からボランティアを集め、サポートを受けることができるようになって自分のケアをマネジメントすることを学んだ
- 最初に家族や信頼のおける仲間を集め、マネジメントを進めることが大切
- グアム大学に進み、自分のサポートは自分でマネジメントした。大学には障害学生支援室は3年になるまでなかった
- 大学ではノートテーカーのサービスを得ることができたが、介助は家族や仲間を頼った
- そしてハワイ大学に進学し、寮生活をはじめ、その時は自分で生活支援のサービスを構成し、授業での配慮については障害学生支援室に調整してもらった
- のち、再度ハワイ大学で博士号を取得した。その時も以前と同様に自分で生活支援のサービスを構成し、授業での配慮については障害学生支援室に調整してもらった。ノートテイクの他クラスの移動、またキャンパス内のバスの使用ができた。
- 環境を整えるのは簡単だが、個人レベルで教授にアドボケイトを相談するのは困難であったため、障害学生支援室はその役割をしてもらった
- 自分が生活するにあたって、家族、そしてその家族との関係性が大切。家族というのは血縁だけではなく、絆のある仲間との関係性が重要
- プログラムがあっても機能しないという現実も生じる。プログラムを使わずに自分でやるっていうことに関して、「あっても無いようなサービスだと自分が困る」という立場で考えるようとする

#### ④重度障害のあるハワイ大学卒業生（2）

協力：Mr. Brian Kajiyama, Lecturer, College of Education, University of Hawaii

##### Personal Care 等に関する制度

- メディケイドは、毎月 1000～1200 ドル以上の収入がある人を対象としないサービス。また、ライセンスのある人たちを送ってくれるサービスである。
- ブライアンさんの場合、就業以降は収入の制限があって、メディケイドの支援はもらえなくなつた。
- 学生時代はメディケイドを使用して、パーソナルケアを一年間使用。メディケイドのサービスは、投薬の時の介助サービスとして役に立つた。
- 問題は、実際に PCA が必要な分だけしかもらえないので、ブライアンさんの場合は夜 2 時間しか必要がなかったことから、2 時間だけで働いてくれる介助員を見つけることが難しかった。仮に人がいても、4 時間とか 5 時間とか、長時間のニーズがある人のところのが高収入になるので、短時間のニーズの人には使いづらいシステムである。
- 介助者もいつも同じでないので、気持ちとして大変だった。
- DVR では PCA は提供してもらえないで、解決してもらうために他のエージェントに回されたこともあった。
- DVR のサービスは、学費と本を払ってくれた。
- 大学に入るまでは、IDEAに基づいて、通常学級で受講できた。特別クラスは OT、PT のみ、週に 1 時間受講。
- 幼少の頃は、Easter Seals が地域の中でのサポートをしてくれた。

##### 重度障害学生の身辺介助に関する高等教育機関の役割について

- 障害学生支援室が色々なサービスを提供。
- パーソナルケアはない。メディケイドが難しく、結局は母親にお願いをしている。
- 全ての障害のある学生に伝えたいのは、自分自身でアドボケイトすること。
- 他の人が自分のニーズを訴えるのは簡単だけど、自分自身も障害をもって生活しているので、自分のニーズは自分が一番わかっていると思う。
- 障害のある子どもたちにも、可能性は無限で未来を切り開てほしい。

##### <文献>

Erickson, W., Lee, C., & von Schrader, S. (2019). 2017 Disability Status Report: United States. Ithaca, NY: Cornell University Yang-Tan Institute on Employment and Disability(YTI).

Raue, K., and Lewis, L. (2011). Students With Disabilities at Degree-Granting Postsecondary Institutions (NCES 2011-018). U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics. Washington, DC: U.S. Government Printing Office.

U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics. (2016).

### 3-5 韓国における重度障害学生への支援

#### 3-5-1 調査の概要

韓国における障害教育福祉評価で4年連続最優秀賞するなど、先端的な位置づけにある忠北大学校障害支援センターより、実務レベルの責任者である李養淑（イ・ヤンスク）氏を招聘し、大学における障害学生支援の現状や社会保障制度との関係等について聞き取り調査を行った。また、同様に障害学生支援に関して高い評価を得ている延世大学、ナザレ大学の障害学生支援担当者からも、補足的に聞き取り調査を行った。また、韓国の障害学生支援に関する有識者である群馬大学教育学部准教授・任龍在氏より、補足の聞き取り調査を行った。

#### 3-5-2 韓国におけるPCA制度等に関する基本情報

##### ①国全体の障害学生数

教育部特殊教育政策課（2017）第5次特殊教育発展5年計画（2018～2022）によれば、2017年現在の韓国における障害学生数は9103名であり、これは大学生・大学院生の総数2,113,300名（文部科学省、2018）の約0.4%にあたる。

##### ②障害者差別禁止に関する法制

###### 障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律（2007年）

- 2000年にアメリカで開催された「障害をもつアメリカ人法（ADA）」制定10周年記念シンポジウムに影響を受け、障害者団体による運動が活発化
- 団結した障害者団体主導による立法
- 直接差別、間接差別、正当な便宜供与（合理的配慮）の拒否等を差別と規定
- 雇用を含むあらゆる生活領域をカバーする総合的な差別禁止法

##### ③高等教育機関における障害学生支援の枠組み

- 各大学に障害支援センターが設置され、障害学生への合理的配慮の提供を行う。国より障害学生の人数に応じた補助金の追加配分があり、各大学はそれを財源に支援体制の整備ならびに支援の提供を行う。障害学生支援への取り

組みの状況は、定期的に定量的に評価され、それが大学評価等に反映される監査制度がある。

- 障害学生については、入学定員外で入学を認めることができ、その授業料も障害学生支援のための財源に充てることができる。
- 大学による取組状況の格差、障害支援センター担当者の力量への依存（一方で学生の自主性の減少）が課題である【任龍在氏への補足聞き取り】

#### ④障害者に対する社会保障制度

##### 活動補助人制度

- すべての障害のある人の日常生活を補助する制度
- 保健福祉部の所管
- 14～65歳までの重度障害者が利用できる
- 寄宿舎以外に居住している場合の自宅における介助（通学中の介助を含む）
- 障害人福祉法に基づく
- 制度上、夜間も含めて24時間の介助の制約はないが、人が足りないこと、悪用例もあることもあり、家族介助も珍しくない。
- 基本的には国庫補助で、負担額は収入によって変わる。
- 活動補助人制度の利用者数（学生に限らず）、予算等は以下のとおり（企画財政部、2019）。
  - 8.1万人（2019年）←7.1万人（2018年）
  - 時給12,960ウォン（2019年）←10,760ウォン（2018年）

##### 勤労支援人支援制度

- 職場で業務をする際の支援を行う
- 所管は労働部
- 時給は6000ウォン（日本円で600円程度）。95%が国庫負担で5%が自己負担。
- 利用が認められないケースも少なくないため、活動補助人制度を援用しているケースもある。

#### ⑤重度障害学生の身辺介助に関する高等教育機関の役割について

PCA制度に相当する活動補助人制度は、原則として学内における介助での利用は認められていない。各大学では、障害学生の人数に応じて配分される予算等を財源に、大学独自に介助者を雇用したり、障害学生ドウミ（ヘルパー）による介助を提供したり、地域のボランティアを活用したりする等の対応を行っている。通学については、単身生活をしている者については活動補助人制度（PCA）を使うことができ

るほか、自治体が整備する福祉タクシーを利用して自宅から通学することができる。障害学生ドウミの概要は以下のとおり（天地日報 2019, 1. 29）。

- ・ 障害学生ドウミ（ヘルパー）支援事業、2005 年～、教育部実施
- ・ 1～3 級の障害学生（学内委員会が決定すれば、4～6 級も対象となる）のニーズ確認→大学が教育部申請→予算配分
- ・ 2018 年、102 大学、567 名ドウミ、783 名障害学生支援
- ・ ドウミの月最大活動時間 160 時間にし、時給 8000 ウォンを支給

### 3-5-3 忠北大学障害支援センターへのヒアリング

協力：李養淑（忠北大学校障害支援センター）

#### ①障害学生ドウミ（ヘルパー）の活用

- ・ 登録された大学生が、障害のある大学生の修学の支援（例：代筆、学習の補助）に加え、生活面の支援（例：移動支援、寄宿舎における生活の介助）を行う制度。
- ・ 担当する支援の内容によって要件は異なる（例：PC テイクであれば、1 分間に 400 打できることが要件、学習補助であれば一定以上の成績）
- ・ 身体介助等を行う学生サポーターに、介助の専門技術をレクチャーすることはないが、安全管理やエチケットなどの教育を事前に行う。あとは当事者同士でコミュニケーションを取り、個々に合わせた介助等のやり方を探ってもらう。
- ・ 所管は韓国教育部（Ministry of Education）。
- ・ 2005 年に制度化され、2015 年に教育部の外郭団体である韓国奨学財団に移管した際に、現在の名称に変更された。
- ・ 時給は 8,000 ウォン（日本円で 800 円程度）であり、勤労学生一人あたり、月 60 時間を上限とする（月あたり最大で 48 万ウォン）。
- ・ この金額は、自宅からの通学生であれば他にアルバイト等をしなくても大学生活が成り立つ金額であり、比較的“良いアルバイト”の範疇に入る
- ・ 時給の他にボランティア活動に対して学点（単位）を与える仕組みがあり、勤労奨学生のインセンティブになっている
- ・ 費用の 80% は国庫負担、20% が大学負担（制度制定時に指針作成）
- ・ 20% の大学負担についての法的義務はないものの、2005 年の法制定時に教育部より実施を求める指針を発出している。
- ・ 20% 分の大学負担に対して、大学が独自に上乗せをすることは是とされている。かつては特に力を入れている大学を表彰する制度があった。現在は、サポート制度に限定せず、障害学生支援体制全体を評価する仕組みに移行しており、大学評価（支援金）における加算要件となっている。

- 大学評価の根拠法は、( i ) 障害人などに対する特殊教育法、( ii ) 障害人差別禁止及び救済に関する法律、ならびに ( iii ) 高等教育法となっている
- 国全体の学生ヘルパーの利用者数、学生サポーター数、予算規模は公表されていない(参考:忠北大学では 20 人の利用学生に対して勤労奨学生が 42 人、うち 37 人が学生サポーター、5 人が学外の一般人サポーター)
- 介助については学生ヘルパーではなく、自宅と同じように活動補助人制度が使えるほうが良いという現場の支援者の声は多いが、具体的な動きはない。

## ②専門支援者の雇用

- 2010 年に開始された制度であり、所管は教育部
- 速記(聴覚障害の学生に対する支援)、手話通訳、点訳などの専門的な支援を担う。
- 1 年のうち長期休業を除く 8 か月のみ、国から給与の支援があり、月給の 80% は政府からの支援、20% は大学負担となっている。
- 専門速記者の時給は 2 万 3000 ウォン～3 万ウォン。月額の最高が 156 万ウォン(うち 128 万ウォンが国)。
- 大学で独自に手話通訳や点訳などを担当する専門サポーターを雇用している場合もあり、時間制で 2 ～ 7 名雇用していることもある。
- 延世大学では、学生サポーター 80 人と専門速記者 8 人で、年間 1 億 5000 万ウォン(うち国の負担が 80% 、大学の負担が 20%)。

< 文献 >

文部科学省 (2018) 諸外国の教育統計」平成 29(2017) 年版

教育部特殊教育政策課 (2017) 第 5 次 特殊教育発展 5 年計画 (2018～2022)

企画財政部 (2019) 2019 년 나라살림 예산개요 (2019 年度政府予算概要)

天地日報 <http://www.newscoj.com/news/articleView.html?idxno=596744>

## 3-6 欧米諸国における重度障害学生への支援【文献調査】

### 3-6-1 調査の概要

Web 上で公開されている公的機関、大学、支援機関等の情報は公開データ、学術誌等をもとに、①障害学生数(障害種別を含む)、②障害者差別禁止に関する法制、③高等教育機関における障害学生支援の枠組み、④障害者に対する社会保障制度、⑤重度障害のある学生の身辺介助に関する高等教育機関と社会保障制度の役割分担、

⑥PCA 以外の枠組みで大学生の身辺介助を行っている場合の制度等の 6 項目について調査を行った。ただし、研究計画において②としていた「障害種別の障害学生数」については公開されたデータが乏しく、多くの国で「不明」であったことから、①と統合して連番の調整を行った。また、③の高等教育機関における障害学生支援の枠組みについては、情報量が膨大になること、本事業の趣旨と直接的に関係しないことを踏まえ、有用な情報の得られたカナダとイギリスのみに限定している。加えて、PCA 以外の枠組みで大学生の身辺介助を行っている場合、どのような制度等を利用しているのかについても得られた情報を⑥として掲載した。

### 3-6-2 カナダ

#### ①国全体の障害学生数<sup>3</sup>

15-19 歳の障害者数： 96,060 名 うち高等教育在席者 12.3%

20-24 歳の障害者数： 99,440 名 うち高等教育在席者 33.2% (カレッジ・トレードスクール含む)

≈約 45000 人 /3% (2006 年)

#### ②障害者差別禁止に関する法律

カナダ憲章(the Charter)第 15 条にて障害者に対する平等および無差別を規定している。カナダ政府は憲章が国連障害者権利条約の第 5 条に一致し、合理的配慮の提供にも対応するものであるとしている。連邦、州、準州における各法律の人権に関する規定はこの憲章を根拠としている。

カナダの連邦をまたいだ人権規定としては、カナダ人権法(the Canadian Human Rights Act (CHRA)) が挙げられる。カナダ人権法に関しては、障害者権利条約第 35 条に基づくカナダの包括的な最初の報告の § 25 の和訳を内閣府の公式サイトより引用する。

カナダ人権法 (CHRA) は雇用、製品提供、通例として公衆に開放されたサービスと施設、宿泊施設において、障害に基づく差別を禁止している。この法律は、カナダ政府、ファーストネーションズ政府、銀行、航空、通信、放送、州をまたいだ運輸、輸送部門などを含む、連邦政府によって管理されている民間の業務に対して適用される。すべての州・準州には類似した人権法があり、それらは、管轄区域内の雇用、製品へのアクセス、住居を含む、一般的に公衆に開放されたサービスや施設といった領域における差別を禁止している。

引用元：

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h28kokusai/shiryo\\_04\\_01.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h28kokusai/shiryo_04_01.html)  
(2019/3/8 閲覧)

<sup>3</sup> Human Resources and Skills Development Canada(2011) pp. 18-23 より概算

### ③高等教育機関における障害者支援の枠組み

連邦政府内の雇用・社会開発省(Employment and Social Development Canada)は、下部組織であるカナダ学生ローン(Canada Student Loan)を通じて各連邦国内の障害のある大学生に対し、恒久的障害のある学生のためのカナダ学生補助金(Canada Student Grant for Students with Permanent Disabilities)と、恒久的障害のある学生へのサービスおよび設備のためのカナダ学生補助金(Canada Student Grant for Services and Equipment for Students with Permanent Disabilities)の二つを支給している。<sup>4</sup>後者は勉強のための介助、ノートテーカー、ATなどを含む障害による勉学上の障壁を除去するためのサービス、物品購入の費用を支援している。また、これに加え、各連邦政府が障害のある学生に対する給付金を設定している場合がある。

一方、各大学の取組としては、テストや授業時の配慮、キャンパス内のアクセシビリティに関する案内といった基本的なサービスの提供が複数の大学で行われている。

例えば University of Alberta では、授業、試験時の配慮を中心に Accessibility Resource としてコンテンツをまとめている。

<https://www.ualberta.ca/current-students/accessibility-resources>

University of British Columbia では、キャンパスによって対応が違う。バンクーバーキャンパスでは Equity & Inclusion Office という部署がアクセシビリティについての相談に乗っているほか、トレーニングや研修を提供している。

<https://equity.ubc.ca/about/>

オカナガンキャンパスでは、Disability Resource Center が授業やテスト時の配慮の申請手続きや、教材の別フォーマットでの提供に関する案内を行っている。

<https://students.ok.ubc.ca/drc/welcome.html>

University of Toronto ミッソシーガキャンパスでは、Accessibility Service が障害学生支援を提供しており、授業や試験時の配慮の申請、教材の別フォーマット、ノートテーカーなどの人的支援の提供をはじめ様々なサービスを提供している。

<https://www.utm.utoronto.ca/accessibility/>

PCA についてはオンタリオ州の身体障害者支援団体 the Ontario March of Dimes( <https://www.marchofdimes.ca/EN/programs/Attendant/Pages/Attendant.aspx> )と連携を取っており、この団体から PCA の提供を受けた際に団体と大学が連携する取り決めがあるが、PCA の手配そのものは学生が行うものとされている。

<https://www.utm.utoronto.ca/accessibility/future-uoft-students/parent-information>

Carlton University では、The Ontario Ministry of Health and Long Term Care からの出資を受けて、学生寮に住む肢体不自由のある学生に対して PCA サービスを

---

<sup>4</sup> カナダ政府(2018)

無料で提供するプログラムを実施している。PCAは24時間365日を対象にしており、寮での生活からキャンパスライフまで包括的にサポートする。

<https://carleton.ca/pmc/attendant-services-program/>

#### ④障害者に対する社会保障制度

PCAに関する制度概要

カナダでは、各地に自立生活センター(Independent Living Centers)が設立されており、国立のアンブレラ組織である Independent Living Canada (<http://www.ilcanada.ca/>)がそれらをとりまとめている。基本的にはこれらのセンターがそれぞれの州の保健にかかわる省庁、および地域保健サービスと連携しながらアテンダント・ケアサービスを提供している。多くの州が独自のPCAに関連するプログラムを運用しており、根拠となる法律も各州で定められている。ここでは Spalding 他 2006. に掲載されている情報を元に、報告当時の利用者数が明らかになっている自己管理型プログラムを中心に紹介する。

- ブリティッシュ・コロンビア州

プログラム名 : Choices in Supports for Independent Living

根拠法 : British Columbia Society Act

管轄と財源 : BC Ministry of Health

利用者数 : 100名

内容 :

パーソナル・アテンダント・ケアのみを対象とした給付金。州政府の保険省が給付の可否を判断し、ケースマネージャーが必要な利用時間を算出する。ブリティッシュ・コロンビア社会法の規定により、支援を行うグループも登録する必要がある。

19歳以上の身体に障害を持つ人が対象で、最大1時間あたり25カナダドルが支給される。収入によっては一部自己負担が発生することもある。

アテンダントの斡旋に課題があるとされている。

- アルバータ州

プログラム名 : Self Managed Care Program

根拠法 : Home Care Act of Alberta

管轄と財源 : Department of Healthにより支給および統括されており、地域の保健機関(Health Authorities)が運用している。

利用者数 : 1178名 (2003年)

内容 :

最大月 2930 カナダドル、あるいは事業者の場合 1 時間あたり 13.35 カナダドル、認可を受けた看護師の場合は 16.43 カナダドルが支給される。ケアに必要な時間数は OT がアセスメントを行い判断する。

サポートサービスのみが給付対象で、申請者はホームケアの利用者である必要がある。アテンダントやサービスプロバイダの斡旋に課題があるとされている。

- オンタリオ州

プログラム名 : Self Managed Home Care Attendant Program

根拠法 : Ministry of Community and Social Services (MCSS) Act

管轄と財源 : Ontario Ministry of Health and Long-Term Care が出資しているが、運営主体は自立生活支援 NPO である Center for Independent Living in Toronto (CILT) が担っている。

利用者数 : 725 名

内容 :

CILT はサービスの運用を主体的に担い、利用者へのアセスメントを行っている。利用者に対する相談やサポートサービスは、オンタリオ州各地の自立生活センターが担当している。

プログラムの対象者は 16 歳以上の身体障害のある人で、州内において法的に雇用主となれることが条件となっている。毎日 6 時間までケアを受けることができ、自宅や職場などで利用される。

## ⑤重度障害のある学生の身辺介助に関する高等教育機関と社会保障制度の役割分担

基本的には地域の自立生活センターが保健機関と連携しサービスを提供。州によっては州政府が大学に出資し、学生寮への入居者に対して大学独自で身辺介助を提供するケース、そして大学と自立生活センターが提携して、州からの経済支援を受けて身辺介助を提供するケースが確認されている。

## ⑥PCA 以外の枠組みで大学生の身辺介助を行っている場合の制度等

オンタリオ州のトロント、ユーロン地方では、介助サービスを受けるために CILT 内に設置された介助サービス申請センター (Attendant Service Application Centre (ASAC)) に申請書を提出する必要がある。このセンターはオンタリオ州内の介助サービス事業のデータベース、 Ontario Attendant Service Directory (Greenbook) ([http://cilt.ca.previewyoursite.com/cilt\\_database\\_site/greenbook\\_system/green\\_book/intro.asp](http://cilt.ca.previewyoursite.com/cilt_database_site/greenbook_system/green_book/intro.asp)) を維持、運用している。このデータベースの中には現在 3 つの大学サポートプログラムが登録されている。

## 1. Carleton University Residence Attendant Services Program

高等教育機関における障害者支援の枠組みで既に紹介した、学生寮に住む障害学生に対する介助サービス。地域の保健機関である

Champlain Region Local Health Integrated Network を介して、Ontario Ministry of Health and Long-Term Care が出資している。介助者は特殊な訓練を受けた同大学の学生で、一般的な介助制度と同様に通年の身辺介助サービスを提供している。12名がこのサービスを利用している。

参考リンク：

GreenBook System

[http://cilt.ca.previewoursite.com/cilt\\_database\\_site/greenbook\\_system/green\\_book/detail.asp?projectID=9](http://cilt.ca.previewoursite.com/cilt_database_site/greenbook_system/green_book/detail.asp?projectID=9)

大学のプロジェクトページ

<https://carleton.ca/pmc/attendant-services-program/>

## 2. University of Waterloo Attendant Services Project

ワーテルロー大学がワーテルロー地方の自立生活センターと提携して学生にサービスを提供。学生寮の入寮申請の際に大学にアテンダントケアを希望する旨を伝えるか、直接自立生活センターで申請を行うことで利用できる。大学の公式サイトではこのプロジェクトについての言及が見当たらなかったため、詳細は不明。GreenBook の記載によれば利用者は 5 名。

参考リンク：

GreenBook System

[http://cilt.ca.previewoursite.com/cilt\\_database\\_site/greenbook\\_system/green\\_book/detail.asp?projectID=10](http://cilt.ca.previewoursite.com/cilt_database_site/greenbook_system/green_book/detail.asp?projectID=10)

## 3. Brock University Attendant Outreach Services

ブロック大学の入寮者に対して、Ontario March of Dimes 財団を通して介助サービスが提供される。利用者数は公開されていない。

Ontario March of Dimes による介助サービスはオンタリオ州で最大規模を誇り、財源は地域の保健機関(Local Health Integrated Networks)から賄われている。この財団はトロント大学の学生に対しても介助サービスを提供している。

参考リンク：

GreenBook System

[http://cilt.ca.previewyoursite.com/cilt\\_database\\_site/greenbook\\_system/green\\_book/detail.asp?projectID=153](http://cilt.ca.previewyoursite.com/cilt_database_site/greenbook_system/green_book/detail.asp?projectID=153)

大学のプロジェクトページ

<https://brocku.ca/residence/apply/faqs/march-of-dimesattendant-care/>

Ontario March of Dimes

<https://www.marchofdimes.ca/EN/programs/Attendant/Pages/Attendant.aspx>

### 3-6-3 イギリス

#### ①国全体の障害学生数

302,705人 / 0.13% (2017/18)

うち肢体不自由学生数 8,415人 (2017/18)

#### ②障害者差別禁止に関する法律

イギリスにおける障害者差別禁止に関する法律としては、2010年平等法(Equality Act 2010)が挙げられる。この法律はこれまで性別、障害、民族に対してそれぞれ規定されていた複数の対差別法に代わるもので、あらゆる分野に基づく差別を非合法化している。また、公共セクタ平等義務(Public Sector Equality Duty)の規定により、公的機関はその機能を行使する際に、平等化の問題を考慮することが義務づけられている。さらに同法は、公共、民間関わらず、サービス提供者に対しては合理的配慮の提供を義務づけている。

2010年平等法は、北アイルランドは適用対象外となっている。

#### ③高等教育機関における障害者支援の枠組み

障害学生給付金(Disabled Students Allowance, 以下 DSA)がイギリスの高等教育機関における障害者支援の根幹をなしている。DSAは障害を持った学生のニーズに応じて、学業に従事する上で障害によるバリアを取り去る為に必要なコストを賄うものである。給付金のための予算は政府によって割り当てられ、英国内の4地方にそれぞれ設置されている DSA を執行する機関に分配される。イングランドの場合、政府外公共機関である Student Loan Company が運営する Student Finance という組織がその執行を担う。

障害のある学生は、まず Student Finance に申請を行う。これに対し、Student Finance は申請者にアセスメントの指示を出す。多くの大学内に、DSA-QAG(障害学生給付金品質保証グループ <https://dsa-qag.org.uk/>)という DSA 専門の認定組織によって認証を得たアセスメントセンターが配置されており、これらは一般的に Access Centre と呼ばれている。申請者はここでアセスメントを受け、アセスメントの結果を受けて DSA-QAG の認証を受けたサプライヤに対して機器・支援の利用手続きを行う。これらの料金は Student Finance からサプライヤに直接支払われる。

イングランドの多くの大学には Access Centre とは別に障害者リソースセンターも配置されている。これらのセンターでは 2010 年平等法に基づいてアクセシビリティの確保、試験や授業の配慮提供、教材のオルタナティブフォーマットを提供する。これに加え、一部の大学では DSA-QAG 認証サプライヤの紹介、支援機器の試用・貸し出し・トレーニングといった取組が見られ、特にサービスの充実しているところでは大学独自のパーソナルアシスタントの提供が行われる場合もある。

#### ④障害者に対する社会保障制度

##### PCAに関する制度概要

###### 【生活支援】

米国の PCA に最も近い制度は、Supported living services (<https://www.nhs.uk/conditions/social-care-and-support-guide/care-services-equipment-and-care-homes/supported-living-services/>) と思われる。サービスの提供については各自治体が管轄しており、詳細は各自治体のウェブサイト上で確認できる(Haringey council の例：<https://www.haringey.gov.uk/social-care-and-health/help-housing/supported-living-services>)。生活上支援が必要な場合、2014 Care Act に基づく自治体によるニーズアセスメントによって、必要な支援と自治体による助成額が決定する(<https://www.haringey.gov.uk/social-care-and-health/help-housing/supported-living-services#pays>)。

自治体や慈善団体、あるいは業者によってサービスが提供される。サービス内容は事業者によって異なるが、日常的な身の回りの介助から主治医の訪問や地域社会での行事参加、求職活動なども支援する。

サービスの提供業者は National Health Service (NHS) から検索する事が出来る(<https://www.nhs.uk/Service-Search/Supported-living-services/Location-Search/1835>)。また、各自治体で業者のリストを公開している場合もある(Birmingham city council の例：[https://www.birmingham.gov.uk/directory/55/care\\_homes\\_home\\_support\\_and\\_supported\\_living/category/1007](https://www.birmingham.gov.uk/directory/55/care_homes_home_support_and_supported_living/category/1007))。

### 【就業支援】

職場で介助が必要な場合、労働年金省の提供する Access to work ( <https://www.gov.uk/access-to-work> ) というプログラムを通して支援を受ける事が出来る。アセスメントによって必要と判断された支援に対して、その利用料を労働年金省が負担する。ただし、支援の手配は利用者またはその職場が行う必要がある。

### 【高等教育支援】

障害学生給付金(Disabled Students Allowance, DSA <https://www.gov.uk/disabled-students-allowances-dsas>)が、Student Loan Company ( <https://www.slc.co.uk/> ) をはじめとする政府外公共機関によって運営されている。DSA の認定を受けた学生は、チューター、メンター、ノートテーカー等の非医学的支援(Non-Medical help)を受ける事が出来る。これらの支援は DSA-QAG の認証を受けた非医学的支援提供業者が提供する。また、こうしたサービスを独自の予算で行う大学もある。

一部の大学では、Personal Care Support という語を用いて日常生活支援について言及しているが、基本的には政府の障害者支援のウェブサイトを案内するにとどまっている。

### 【初等・中等教育支援】

#### ・ SEN(Special educational needs)

子供が特別な教育的ニーズを持っていると考えられる場合、教師や SEN コーディネーターにその旨を相談することが出来る。

アセスメントの上で学校はその児童のサポートプランを作成し、それに沿って支援が行われる。

参考：

<https://www.gov.uk/children-with-special-educational-needs/special-educational-needs-support>

Special educational needs and disability A guide for parents and carers  
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/417435/Special\\_educational\\_needs\\_and\\_disabilities\\_guide\\_for\\_parents\\_and\\_carers.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/417435/Special_educational_needs_and_disabilities_guide_for_parents_and_carers.pdf)

#### ・ An education, health and care (EHC) plan

SEN で提供可能な支援をニーズが上回る場合、EHC プランが利用できる。自治体でアセスメントをしてもらい、その結果次第で自治体によってサポートプランが作成される。それと同時に子供に対してパーソナルバジェットが割り当てられる。パーソナルバジェットはダイレクトペイメントとして受け取り、親が自分

で支援内容をアレンジすることも可能になっている。

<https://www.gov.uk/children-with-special-educational-needs/extra-SEN-help>

- ・ダイレクトペイメント or 代理受領

Supported living services については、基本的にはニーズアセスメントを通じて自治体がケアをアレンジする。ただし、申請して認められた場合、ダイレクトペイメントとして自分の口座に直接補助金が振り込まれ、申請者自らがケアをアレンジする事が出来る。

Access to work では労働年金省が、DSA については運営機関がサービス提供者に直接料金を支払う。

- ・利用の条件 など

いずれもニーズアセスメントを通じて、その結果に応じたサービスが適用される。

### PCA 利用者数

利用者数について、The Academic Network of European Disability Experts (ANED)によって包括的にまとめられている。( [https://www.disability-europe.net/downloads/624-uk-8-request-07-aned-2009-task-5-request-template-uk-to-publish-to-ec\\_p.14-20](https://www.disability-europe.net/downloads/624-uk-8-request-07-aned-2009-task-5-request-template-uk-to-publish-to-ec_p.14-20))

イングランドでダイレクトペイメントを利用する成人の数は 2007-8 年で 67,000 人。

Access to work の枠組みで PA を利用した人数は、2006-7 年で 24,000 名、その際の労働年金省の予算は 62,000,000 ポンド。

PA そのものの利用者数は、ENIL によると約 250,000 人と報告されている。

### PCA の根拠法

- ・Community Care Direct Payments Act (1996) ダイレクトペイメントによる PA 利用の規定。

- ・2014 Care Act (2014)

### 管轄

Access to work の枠組み…労働年金省

その他…地方自治体

### 財源

Access to work の枠組み…政府予算

その他…地方自治体

## ⑤重度障害のある学生の身辺介助に関する高等教育機関と社会保障制度の役割分担

NHS の Supported living services の説明では、例として通学や通勤時のサポートを挙げているため、学生も利用できるものと判断できる。この制度はあくまで自治体によるものであって、障害学生給付金(DSAs)によってサポートされるものではない。

## ⑥PCA以外の枠組みで大学生の身辺介助を行っている場合の制度等

特になし

### 3-6-4 ドイツ

#### ①国全体の障害学生数

327,000 人 / 19% (2006)

うち肢体不自由学生数：約 42,500 人(国全体の障害学生数 × 筋骨格系および支持装置に関連する問題を訴える障害学生の割合 13%)<sup>5</sup>

#### ②障害者差別禁止に関する法律

ドイツ連邦共和国基本法(The Basic Law)第三条は平等について規定されており、1994 年に障害による不適切な扱いの禁止が追加された。社会法典(The Social Code)第 9 編では障害者に対する平等を確保するための給付について規定がなされ、これに対応する形で二つの対差別法制が制定されている。

ひとつは障害者平等法(Act on Equal Opportunities for Persons with Disabilities)で、2002 年に制定された。障害者平等法は、障害による不利な状況をなくし、障害者の社会参加を促す目的の法律で、公的権力を持つものに対する障害者差別の禁止を規定している。

もう一つは 2006 年に制定された一般平等取扱法(英 : The General Anti-Discrimination Act / General Act on Equal Treatment<sup>6</sup>, 独:Allgemeines Gleichbehandlungsgesetz)で、障害が元で発生するその他の不利益を防止するための法律で、雇用、およびその他日常におけるサービス提供者などとの取引上での差別から障害者を保護する内容となっている。

<sup>5</sup> Waldschmidt 他 2010. P. 20.

<sup>6</sup> 出典により英訳の表記揺れあり

### ③高等教育機関における障害者支援の枠組み（未調査）

### ④障害者に対する社会保障制度

#### PCAに関する制度概要

障害者が自分でアレンジするタイプの PA サービスは 1980 年代に始まり徐々に発展した。現在はサービスには以下が含まれる：

- \* パーソナルケア
- \* 家事のアシスタンス
- \* 移動介助
- \* 職場、職業訓練、大学での介助
- \* リクリエーション活動における介助

PA による介助を受ける場所は、自宅、職場、休暇中の外出、友人の訪問など様々。原則としては、自宅、職場、学校、大学、職業訓練など生活上のあらゆる重要な領域で利用可能。重度の障害にあり広範囲にわたる介助の必要な人は PA の利用が承認される。これはミーンズテストによって判定される。

受給者になるためには、重度の障害を持っていると公的に認定され、就業を前提とした社会的統合の一般的目標に取り組んでいなければいけない。

2008 年より法律上でもダイレクトペイメントによる支給（パーソナルバジェット）が認められるようになった。パーソナルバジェットで自分でアレンジするか、介護業者のクライアントとしてサポートをアレンジして貰うか選ぶことができる。自分で PA を雇用している障害者は、予測値で 1500-2000 人程度。

職場における介助は就業リハビリテーション制度の一部として提供される。財源が地方自治体の場合もあれば連邦雇用局の場合もある。PA のニーズが仕事に関連したものでない場合のみ、ダイレクトペイメントが受けられる。

一時金としては個々のケースによるが、毎月 400-1300 ユーロ程度。

パーソナルバジェット・PA 制度は地方政府・自治体によって支出・運営されており、利用のためには自治体や地方に申請する必要がある。

自立生活センターの一部では、自分で PA のマネジメントをしたい人に対するカウンセリングを行っている。

また、「バジェットカウンセラー」という専門職がある。この職業は障害者団体に雇用されているか、フリーランスでサービスを提供しており、依頼者はパーソナルバジェットの枠組み内で利用できる。

#### PCA利用者数

1500～2000 人

#### PCAの根拠法

ソーシャルアシスタントに関する法律(Social Assistance legislation)による統合サポート。この法律は 2008 年にパーソナルバジェットの権利を

保障。

#### 管轄

連邦労働社会省(Federal Ministry of Labour and Social Affairs)

#### 財源

社会保障事務所(Social Security Office)

### **⑤重度障害のある学生の身辺介助に関する高等教育機関と社会保障制度の役割分担**

PCA サービスの内容に大学での介助も含まれており、連邦労働社会省によって身辺介助がサポートされていることが伺える。

### **⑥PCA以外の枠組みで大学生の身辺介助を行っている場合の制度等**

PCA で対応可能

## 3-6-5 フランス

### **①国全体の障害学生数**

8,452 人 / 割合不明 (2008-2009)

うち肢体不自由学生 : 1,893 人 (2008-2009)

### **②障害者差別禁止に関する法律**

フランスでは主として、個別の法律にそれぞれ差別禁止規定を設けることで障害を理由とした差別に対応している。例えば労働法典では雇用における障害を理由とした差別の禁止、建築・住宅法典ではアクセシビリティの保障を謳っている<sup>7</sup>。障害者権利条約のフランス政府による最初のレポートでは、差別禁止規定として刑法典が挙げられている。

一方、複数の EU 指令を取り入れる形で、近年になって包括的な差別禁止法が制定された。「差別との闘いの領域における共同体法の適用にかかる諸条項に関する 2008 年 5 月 27 日の法律 2008-496 号<sup>8</sup>( <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000018877783> )」で、内容は「【2000/43/EC】(人種差別禁止指令)、【2000/78/EC】(雇用枠組み指令)、【2002/73/EC】(ジェンダー指令)、【2004/113/EC】(物品・サービス分野での性差別禁止指令) 及び【2006/54/EC】(労働分野での性差別禁止指令) を国内法化したもの」<sup>9</sup>となっており、直接差別と間接差別の定義はこの法律でなされている。

<sup>7</sup> 永野 2011.

<sup>8</sup> 鈴木 2009 の和訳を採用.

<sup>9</sup> 鈴木 2009. P.49.

また、「障害者の権利と機会、参加と市民権に関する 2005 年 2 月 11 日の法律 2005-102 号（<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000809647>）」では、合理的配慮の提供義務や積極的行動、雇用における物品やサービスへのアクセス、教育へのアクセス、および公共サービスを受ける権利が主な内容とされている。<sup>10</sup>この法律では、障害者が PA を利用できる月ごとの時間数も定められている。<sup>11</sup>

### ③高等教育機関における障害者支援の枠組み（未調査）

### ④障害者に対する社会保障制度

#### PCAに関する制度概要

Disability Compensation Benefit(Prestation de compensation / PCH)は以下に使えるパーソナルバジエットである。

- \* - 人的なアシスタンス
- \* - 補助器具（永続、一時どちらも対応）
- \* - 住居、車両の適合、移動の追加コスト
- \* - 動物による支援

使える範囲は在宅、職場、学校、訓練で、額はアセスメントによって決定される。なお、PA については DCB で賄う利用時間に一律の制限が設けられている。大学などに通う学生や訓練中の者は、DCB をパーソナルアシスタントに充当することができる。DCB の対象となった学生は親の収入にかかわらず、平均月 1300 ユーロが支給される。

パーソナルアシスタントは NGO、一般企業それが提供している。自立生活に関する法整備が行われたことがきっかけで、アシスタントを派遣する業者は増えている。

国は障害者に対し平等の扱いを補償するとしているが、各地で受けられるサービスにはばらつきがある。

#### PCA利用者数

Disability Compensation Benefit(Prestation de compensation / PCH)は 2008 年で 58,200 人が受領。しかしそれをどのサービスに利用したかの統計はない。

#### PCAの根拠法

障害者の権利と機会、参加と市民権に関する 2005 年 2 月 11 日の法律 2005-102 号(Loi n° 2005-102 du 11 février 2005 pour l'égalité des droits et des chances, la participation et la citoyenneté des personnes handicapées)

---

<sup>10</sup> European network of legal experts in gender equality and non-discrimination 2018. p.157.

<sup>11</sup> ENIL 2015b. P. 1.

### 管轄

MDPH (Maison Départementale des Personnes Handicapées) (2005 年法によって新たに設立された組織)

### 財源

国と地域両方に財源があるが、ステークホルダーが多く複雑な情勢になっている。

## **⑤重度障害のある学生の身辺介助に関する高等教育機関と社会保障制度の役割分担**

DCB では学生の利用も考慮されている。

## **⑥PCA 以外の枠組みで大学生の身辺介助を行っている場合の制度等**

DCB によって賄われている。

## 3 - 6 - 6 デンマーク

### **①国全体の障害学生数**

9,155 人 / 2%

(2017 年、障害者年金を受給する高等教育に通う学生を対象とした)

### **②障害者差別禁止に関する法律**

デンマークでは、全ての人は法の下に平等であり、これが立法における原則となっている。<sup>12</sup>デンマークの代表的な差別禁止法としては、1996 年に施行された労働市場等における差別禁止に関する法律( <https://www.retsinformation.dk/Forms/R0710.aspx?id=179869> )が挙げられる。この法律では主に雇用における差別禁止を規定するもので、第 5 条では雇用主が障害者に対して合理的配慮を提供することが義務づけられている。

2018 年の時点で、デンマークでは労働市場以外の領域での障害に基づく差別を禁止する法律は制定されていない。<sup>13</sup>

### **③高等教育機関における障害者支援の枠組み（未調査）**

### **④障害者に対する社会保障制度**

#### PCA に関する制度概要

障害者在宅でのケアと介助は自治体に提供義務がある。サービスを受けられるのは症状や機能障害の内容によってではなく、「一時的あるいは永続的な肉体的、

<sup>12</sup> デンマーク政府 2011. p. 8.

<sup>13</sup> European network of legal experts in gender equality and non-discrimination (2018b). p. 7.

精神的能力の低下あるいは特殊な社会問題を伴う人」と社会サービス法 §83 に定められている。

ケアの対象者は、アシスタントとなる相手を自分で選べる、ダイレクトペイメントでの受け取りも可能。一人で外出することができない 65 歳未満の人は、毎月 15 時間まで付き添いが認められている。

例外的な量の支援が必要な障害者に対しても、自治体はケアや見守り、付き添いに必要な経費を賄わなければならない。例えば障害者自身でヘルパーのシフト編成や派遣元とのやりとりが可能な場合にこれが適用できる。雇用における障害者への保証に関する法律により、仕事に関係することで週 20 時間までパーソナルアシスタンスを利用できる。

PA の利用者は、在宅、職場、学校、訓練などにおける介助についても補助金が設定されている。2007 年では 65 歳未満の 2152 人が週 20 時間以上の介助を受けていた。うち 1302 名が施設に、850 人が自宅に住んでいた。

#### PCA 利用者数

約 2500 人

#### PCA の根拠法

- ・社会サービス法(Social Service Law) (1998)
- ・雇用における障害者への保証に関する法律(the Law on Compensation to Disabled People in Employment)

#### 管轄

自治体および地域の組合

#### 財源

地方自治体が政府から予算として獲得し、申請者のニーズに応じて額を割り当てる

### **⑤重度障害のある学生の身辺介助に関する高等教育機関と社会保障制度の役割分担**

学校、訓練などにおける介助についても補助金が設定されている。

### **⑥PCA 以外の枠組みで大学生の身辺介助を行っている場合の制度等**

PA 制度を利用

## 3-6-7 オーストラリア

### **①国全体の障害学生数**

2015 年 12 月現在、留学生を除く全学生の 5.8% にあたる 60,019 人

## ②障害者差別禁止に関する法律

- ・1992年制定の障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act）
- ・2005年制定の教育における障害基準（Disability Standards for Education）

## ③高等教育機関における障害者支援の枠組み（未調査）

## ④障害者に対する社会保障制度

### PCAに関する制度概要

全国障害者保険制度法（National Disability Insurance Scheme (NDIS) Act）は、日常生活や社会活動への参加に影響する重大かつ永続的な障害のある65歳以下のオーストラリア人や永住権保持者を対象に、個々人の生活上の目標の達成において合理的かつ必要な（Reasonable and necessary）サービスを利用するための費用を提供している。NDISは、各州で異なっていた支援・受給資格を全国で統一し、また受給者個人が利用する支援の種類やその提供元を選択したり予算管理できるようにした制度である。

### PCA利用者数

NDISの利用者数は、2018年12月31日時点で、244,653人。

うちPCA利用者のみは不明。

<https://www.ndis.gov.au/understanding/ndis-rollout>

### PCAの根拠法

全国障害者保険制度法（National Disability Insurance Scheme (NDIS) Act）

2013

### 管轄

全国障害者保健局 The NDIA is the National Disability Insurance Agency.

### 財源

連邦政府が半分（=メディケアの保険料（国民の税金。課税収入の2%。2019年7月から2.5%）、各州・テリトリーが半分を負担している。

<http://www.jsrpd-blog.org/blog-entry-305.html>

## ⑤重度障害のある学生の身辺介助に関する高等教育機関と社会保障制度の役割分担

NDISには、高等教育や職業教育を受けるためのサポートも含まれている。そのサポートが利用者のゴールや目的のために有益かどうか、そのサポートが利用者の障害そのものに関連するかどうかによって支給の可否が判断される。授業料や教科書を購入するための費用は支払われないが、障害のために追加的な費用が発生する場合（オーディオブックが必要なときなど）は、支給の対象となりうる。

<https://www.ndis.gov.au/about-us/operational-guidelines/including-specific-types-supports-plans/including-specific-types-2>

障害学生が利用する支援に関する費用負担については、以下のように定められており、大学に通うための移動支援も NDIS から支払われる。

#### 7.15

NDIS は、日常生活における学生の障害の機能上の影響に関して学生が求めるサポートについては責任を負う。(すなわち、教育上の、あるいは職業訓練上の成果に主に関連する部分についてはカバーしない。) 例えば、個人的なケアアシスタント (PCA) や、教育機関や職業訓練施設間の移動、障害ゆえに必要な教育・職業訓練から雇用への専門的な移行支援などである。

7.15 The NDIS will be responsible for supports that a student requires which are associated with the functional impact of the student's disability on their activities of daily living (that is, those not primarily relating to education or training attainment), such as personal care and support, transport to and from the education or training facility and specialist supports for transition from education or training to employment that are required because of the person's disability.

#### 7.16

NDIS は、教育上の、あるいは職業訓練上の成果に主に関連する、学習支援やサポートサービスについては責任を負わない。例えば、指導 (teaching)、学習に関する支援 (learning assistance and aids)、建物の改修、教育から雇用への一般的な移行支援 (transport between education or training activities)、などである。

7.16 The NDIS will not be responsible for the learning and support needs of students that primarily relate to their education and training attainment (including teaching, learning assistance and aids, building modifications, transport between education or training activities and general education to employment transition supports).

[https://www.comlaw.gov.au/Details/F2013L01063/Html/Text#\\_Toc358793048](https://www.comlaw.gov.au/Details/F2013L01063/Html/Text#_Toc358793048)  
<https://www.adcet.edu.au/disability-practitioner/student-access/ndis/>

大学に通うための PCA (身の回りの支援と移動支援) は、NDISにおいて「サポ

ートの目的：コア」のグループに位置づけられる Assistance with self-care activities および transportation に該当する。Transportation は、パートタイム学生であれば年額\$2,472 、フルタイム学生であれば\$3,456 まで支給される。

## ⑥PCA 以外の枠組みで大学生の身辺介助を行っている場合の制度等

特になし

### 3-7 考察

本調査により得られた情報は多岐にわたるが、大学における生活支援のニーズに対してどのように応えるべきかという本事業の主題に沿えば、特に重要な結果は以下の 4 点に集約される。

- (1) 調査対象国 8 カ国のうち韓国を除く 7 カ国では、通学や学内における身辺介助に、自宅等と同様に PCA を利用することができる [3-4-2 ⑤、 3-5-2 ⑤、 3-6-2 / 3 / 4 / 5 / 6 / 7 の各⑤]。
- (2) PCA を利用できない韓国においては、障害学生数に応じて予算を確保するための制度設計がなされている [3-5-2 ③、 3-5-3 ①]
- (3) 学生個人と大学の責任の範囲が明確である [3-4-2 ⑤、 3-4-3 ①]
- (4) 学生自身が支援をマネジメントする力を身につけること (Self-advocate) の重要性とそのための支援に力点が置かれている [3-4-3 ①③]

#### 【生活支援のニーズに対応する支援リソースについて】

(1) に示すように、本調査の調査対象国のうち欧米 7 カ国については、すべて日本の障害福祉サービス等に該当する保険制度あるいはバジェットを、在宅に限らず職場や学校で利用することができる制度設計としていることが明らかとなった。これは日本に置き換えれば、重度訪問介護や居宅介護などを自宅等での日常生活から学業までシームレスに利用できる制度設計となり、社会保障審議会障害者部会や平成 30 年度報酬改訂検討チームにおける障害者団体ヒアリング (2015 ; 2017) で表明された「重度訪問介護の個別給付化」という要望と軌を一にするものと言えよう。

調査対象国のうち唯一、日常生活を支援する PCA 制度とは異なる仕組みで学内における身辺介助を提供していたのが韓国であった。ただし、韓国においては、障害学生数に応じた各大学への予算配分や定員外での学費の確保など、支援にかかる財源を確保する仕組みが整備されている点が日本と異なる。介助にかかる費用負担を大学の独自予算に求めた場合、「節約」のために重度の学生を排除したりサービスの質を意図的に低く抑えたりする等の弊害が予想されることから（同様の自治体の

地域生活支援事業の地域格差という形で現に生じている)、韓国における障害学生支援の財源確保の仕組みは大いに参考になるだろう。

なお、韓国においては、障害学生ドゥミ（ヘルパー）による介助の質の問題が指摘されているほか、学内外での介助制度の切り替えに伴う支援の連続性の問題、大学間の対応の格差といった課題も生じており、当事者の生活の安定性や介助者の養成コストや調整にかかるコストの低減のために、本来的には PCA 制度に相当する活動補助人制度の利用の拡大が望ましい〔3-5-3①〕。

### 【生活支援のリソースが活用されるための条件について】

アメリカでは、移動や身辺の介助（トイレ、食事、着替え等）は personal care であり、学生個人の責任でマネジメントするものであるという考えが、大学と学生双方で共有されており、その線引は極めて明確であった。学生は自身の責任のもと、利用可能な社会保障制度に申請をしたり、独自にボランティアを募ったり、家族によるサポートを手配しており、そのコーディネートのプロセスに大学は関与していない。同様の線引を日本に当てはめるとすれば、トイレ利用等の生活面の介助を必要とする学生は、学生自身の責任の下、居住自治体にサービス利用の申請をしたり（相談支援専門員への相談も含む）、周囲の学生等からボランティアを募り、自身の支援をマネジメントするということになる。

日本では、こうした学生本人や大学の責任の範囲が曖昧であるのが現状であり、そのことが学生自身や大学、自治体、支援機関等の動きを鈍らせる大きな要因となっていることから、責任の所在にかかる議論は早急に収束させる必要があるだろう。なお、本邦においても、「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」二の2では、『・・・したがって、例えば、医療行為など実施にあたって高度な専門知識や法令上の資格が必要とされる行為や、食事・排泄等の介助行為などは、国土交通省所管事業の本来の業務に付随するものとはいえず、合理的配慮の対象外と考えられる』と明記されており、同種の課題に関する事業者の責任の範囲が明確化されている点には留意すべきである。

この責任の範囲に関連して、大学ならびに当事者が共通して強調していたのは、セルフアドボケイトの重要性であった。自身の責任において生活環境を整えるためには、利用可能な制度に関する知識、申請等の方法、自身の状況を説明する力、援助を求める力などが重要なとなるが、こうした能力は一朝一夕で獲得されるものではなく、獲得が促される環境が幼少期から計画的に整えられている必要がある。特にこうしたセルフアドボケイトが求められる移行期において、本人をサポートし、ライフステージに合わせた情報提供等を行う支援者が配置される仕組みも重要な考え方られた。

<参考資料>

1. カナダ

カナダ政府(2014): 障害者権利条約第35条に基づくカナダの包括的な最初の報告.

<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=CRPD/C/CAN/1&Lang=E> (2019年3月8日閲覧)

カナダ政府(2018): Education funding for people with disabilities. <https://www.canada.ca/en/services/benefits/disability/education.html> (2019年3月13日閲覧)

Karen Spalding, Jillian R. Watkins, A. Paul Williams (2006): Self Managed Care Programs in Canada: A Report to Health Canada. <https://www.canada.ca/content/dam/canada/health-canada/migration/healthy-canadians/publications/health-system-systeme-sante/2006-self-managed-soins-autogeres/alt/2006-self-managed-soins-autogeres-eng.pdf> (2019年3月14日閲覧)

Sandra Carpenter (2010): Centre for Independent Living In Toronto Planning Day. <https://www.cilt.ca/wp-content/uploads/2017/11/IL-Presentation.pdf> (2019年3月15日閲覧)

Human Resources and Skills Development Canada(2011): Disability in Canada: A 2006 profile. [https://www.canada.ca/content/dam/esdc-edsc/migration/documents/eng/disability/arc/disability\\_2006.pdf](https://www.canada.ca/content/dam/esdc-edsc/migration/documents/eng/disability/arc/disability_2006.pdf) (2019年3月15日閲覧)

2. イギリス

イギリス政府(2013): Equality Act 2010: guidance. <https://www.gov.uk/guidance/equality-act-2010-guidance> (2019年3月8日閲覧)

イギリス政府: Access to Work. <https://www.gov.uk/access-to-work> (2019年3月14日閲覧)

イギリス政府: Care services, equipment and care homes. <https://www.nhs.uk/conditions/social-care-and-support-guide/care-services-equipment-and-care-homes/> (2019年3月14日閲覧)

イギリス政府: Direct payments. <https://www.nhs.uk/conditions/social-care-and-support-guide/money-work-and-benefits/direct-payments/> (2019年3月14日閲覧)

イギリス政府: Supported living services. <https://www.nhs.uk/conditions/social-care-and-support-guide/care-services-equipment-and-care-homes/supported-living-services/> (2019年3月14日閲覧)

イギリス政府: Children with special educational needs and disabilities (SEND). <https://www.gov.uk/children-with-special-educational-needs/extra-SEN-help> (2019年3月14日閲覧)

イギリス政府: Help if you're a student with a learning difficulty, health problem or disability. <https://www.gov.uk/disabled-students-allowances-dsas> (2019年3月14日閲覧)

ケンブリッジ大学: Guidance on Personal Care Support in England. <https://www.disability.admin.cam.ac.uk/students/incoming-students/guidance-personal-care-support-england> (2019年3月14日閲覧)

Sarah Woodin, Mark Priestley and Simon Prideaux (2009): ANED country report on the implementation of policies supporting independent living for disabled people. United Kingdom <https://www.disability-europe.net/downloads/624-uk-8-request-07-aned-2009-task-5-request-template-uk-to-publish-to-ec> (2019年3月14日閲覧)

ENIL (2015a): ENIL Personal Assistance Survey United Kingdom. [https://enil.eu/wp-content/uploads/2016/09/20.-PA-table\\_UK.pdf](https://enil.eu/wp-content/uploads/2016/09/20.-PA-table_UK.pdf) (2019年3月13日閲覧)

DSA-QAG (2016): DSA Process Explained End to End. <https://dsa-qag.org.uk/students/what-are-dsas/dsa-process> (2019年3月14日閲覧)

HESA: Who's studying in HE?: Personal characteristics. <https://www.hesa.ac.uk/data-and-analysis/students/whos-in-he/characteristics> (2019年3月15日閲覧)

### 3. ドイツ

山川和義, 和田肇(2008): ドイツにおける一般平等立法の意味(特集 雇用平等とダイバーシティ). 日本労働研究雑誌 50(5), 18-27, 2008-05. (PDF版: <https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2008/05/pdf/018-027.pdf> 2019年3月8日閲覧)

ドイツ政府(2013): 障害者権利条約第35条に基づくドイツの包括的な最初の報告. <http://docstore.ohchr.org/SelfServices/FilesHandler.ashx?enc=6QkG1d%2fPPRiCAqhKb7yhsleRIDp%2fbIid%2bwLdltzU17kCS%2bNwuDOB0AbXw6B2cnRgI6u4zK6xa8kfSf4oVeRcgWYYVmtHtKK4QfU7heswigXmUjHWx0JDkhMPRRMDVYt> (2019年3月8日閲覧)

Anne Waldschmidt(2009): ANED country report on the implementation of policies supporting independent living for disabled people. Germany <https://www.disability-europe.net/downloads/343-de-8-aned-2009-task-5-request-07-independent-living-09-06-26-to-publish-17-08-09-to-ec> (2019年3月14日閲覧)

Anne Waldschmidt & Sandra Meinert (2010): ANED country report on equality of educational and training opportunities for young disabled people Germany. <https://www.disability-europe.net/downloads/569-report-on-equality-of-educational-and-training-opportunities-for-young-disabled-peopple-germany> (2019年3月15日閲覧)

#### 4. フランス

European network of legal experts in gender equality and non-discrimination(2018a): Country report Non-discrimination France 2018. <https://www.equalitylaw.eu/downloads/4747-france-country-report-non-discrimination-2018-pdf-2-96-mb> (2019年3月13日閲覧)

鈴木尊絃(2009): フランスにおける差別禁止法及び差別防止機構法制. 外国の立法：立法情報・翻訳・解説 / 国立国会図書館調査及び立法考査局 編 (242) 2009-12 p.44~70. (PDF版: <http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/242/024202.pdf> 2019年3月13日閲覧)

永野仁美(2011): フランス差別禁止法. 差別禁止部会 第2回 H23.1.31 資料3. <http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/law/promotion/k2/k2s3.html> (2019年3月13日閲覧)

ENIL (2015b): ENIL Personal Assistance Survey France. [https://enil.eu/wp-content/uploads/2016/09/7.-PA-table\\_France.pdf](https://enil.eu/wp-content/uploads/2016/09/7.-PA-table_France.pdf) (2019年3月13日閲覧).

Catherine BARRAL, Jésus SANCHEZ and Pascale ROUSSEL with the collaboration of Yvonne Bertrand (2009): ANED country report on the implementation of policies supporting independent living for disabled people. France <https://www.disability-europe.net/downloads/268-aned-independent-living-report-france> (2019年3月14日閲覧)

Catherine Barral & Dominique Velche (2010): ANED country report on equality of educational and training opportunities for young disabled people France. <https://www.disability-europe.net/downloads/389-fr-12-aned-2010-task-5-request-11-report-final> (2019年3月15日閲覧)

#### 5. デンマーク

ENIL (2015c): ENIL Personal Assistance Survey Denmark. [https://enil.eu/wp-content/uploads/2016/09/5.-PA-table\\_Denmark.pdf](https://enil.eu/wp-content/uploads/2016/09/5.-PA-table_Denmark.pdf) (2019年3月13日閲覧)

European network of legal experts in gender equality and non-discrimination(2018b): Country report Non-discrimination Denmark 2018. <https://www.equalitylaw.eu/downloads/4683-denmark-country-report-non-discrimination-2018-pdf-2-58-mb> (2019年3月13日閲覧)

デンマーク政府(2011): 障害者権利条約第 35 条に基づくデンマークの包括的な最初の報告. [https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fDNK%2f1&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fDNK%2f1&Lang=en) (2019 年 3 月 13 日閲覧)

Steen Bengtsson (2009): ANED country report on the implementation of policies supporting independent living for disabled people. Denmark <https://www.disability-europe.net/downloads/352-dk-7-request-07-aned-2009-t-ask-5-denmark-approved-final-to-publish-in-layout-to-ec-final-versie> (2019 年 3 月 14 日閲覧)

Statistics Denmark (2019): Population by period, sex, socioeconomic status, education, region and time. <https://www.statbank.dk/KAS209> (2019 年 3 月 15 日閲覧)

## 6. その他・共通

内閣府(2018): 平成 28 年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する国外及び国内地域における取組状況の実態調査報告書. <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h28kokusai/index-w.html> (2019 年 3 月 8 日閲覧)

内閣府(2014): 平成 25 年度障害者権利条約の国内モニタリングに関する国際調査報告書. <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h25kokusai/index-w.html> (2019 年 3 月 8 日閲覧)

European Network on Independent Living (2013): Personal Assistance Services in Europe. <http://www.enil.eu/wp-content/uploads/2012/06/European-Survey-on-Personal-Assistance-Final.pdf> (2019 年 3 月 14 日閲覧)

## 第4章：あり方提言

### 4-1 あり方提言について

日常の生活に必要となる動作に障害がある学生（以降、重度障害のある学生と呼称する）にとって、他者による身体介助は、日々の生活を送る上で欠くことのできないものである。自宅での日常生活においても、出かけた先の活動においても不可欠であるし、学校での生活においても不可欠である。食事やトイレ、物の出し入れ、荷物の持ち運び、ドアの開閉、書籍のページめくり、PC やスマートフォンの操作など、およそあらゆる場面に身体介助ニーズは存在する。重度障害のある学生は、大学での教育機会に他の学生と同じように参加するためには、何らかの資源から、介助を得る必要がある。しかしながら、後述するように、現状は個人が高等教育の機会に参加する場合の介助資源には制限がある。そのため重度障害のある学生にとって、介助をどこからどのように得るかは、極めて深刻な課題となっている。

障害の社会モデルの観点に立てば、障害のある人々の社会参加を想定していない社会環境によって、重度障害のある学生の周辺には、さまざまな社会的課題や社会参加に関する困難が集中している。そのため、介助の問題だけではなく、幅広い社会的課題の検討が本来は必要であるが、本事業においては、特に不可欠な課題である介助の問題に絞って議論する。

まず本章では、第2章の国内実態調査と、第3章の諸外国調査の結果および考察を元にして、今後のあり方を検討・提言する。まず、第2節（4-2）において現状の課題を述べる。次に、第3節（4-3）で、重度障害のある学生に介助を提供するためにどのような社会制度が望まれるのかを述べる。最後に第4節（4-4）では、高等教育機関に求められる責務と支援のあり方について述べる。以上をもって、今後の日本の高等教育とその周辺において、重度障害のある学生へ支援に関するあり方の具体的提言を行うことを本章の目的とする。

## 4-2 現状にある基本的課題

重度障害のある学生への介助には、現在の日本においては、制度的な支援が用意されているとは言い難い状況にある。日本で1970年代に始まった障害者運動と、1980年代に、国際的な障害者自立生活運動を背景として全国で整備が進められた介助者派遣の仕組みは、居宅と地域での自立生活を支える介助制度として成熟しているものの、現在のところ、高等教育に進学して学ぼうとする重度障害のある学生を想定した制度とはなっていない点に基本的な課題がある。本節では、この基本的課題について、障害者総合支援法と大学の費用負担による介助にある課題について、それぞれ詳説する。

### 4-2-1 基本的課題（1）障害者総合支援法による介助の制約

第1章の、大学と障害学生を対象としたヒアリングの結果では、複数の自治体が独自の判断に基づいて、通学支援および学内生活に必要な身体介助を障害のある学生に提供するという判断を行なった事例が見られた。ただしそれらは、テクニカルなサポート（障害学生支援の部署に関わる社会福祉とアドボカシーの専門家から、学生自身が自治体との交渉窓口となり、必要な介助について主体的に発言できるよう準備された上で、自治体と交渉するためのサポート）が障害学生に提供されたケースが主であった。本人と、それを支援する大学の専門家から相談を受けた地方自治体は、あくまでも個別の特例的な措置として、介助サービスを提供していた。

そもそも、重度身体障害のある学生は、大学に通って「教育を受ける権利」を享受するためには身体介助が不可欠だが、障害者総合支援法では「通年かつ長期にわたる外出」は、基本的には給付の対象外となる。その結果、大学で学ぶために必要な身体介助は、私費または家族支援で賄うか、特例的に地方自治体から提供されることがあるサービスを、自ら自治体と交渉して勝ち得るか、福祉的サービス提供主体とはいえない大学に支援の努力を求める、身体面の介助を提供してもらうか、いずれかとなる。

いずれの交渉もうまくいかず、通学と学業の継続に必要な身体介助が得られないと、大学で学ぶことを断念したり、就労または、障害者総合支援法での支援対象となる自宅や、福祉的施設、病院で過ごすことのいずれかを選択することになる。このように、身体介助を必要とする障害のある学生にとっては、そもそも基本的人権である「教育を受ける権利」が、身体介助資源の制限の結果として、同様の制限または権利侵害を受けている状況にある。地域の福祉資源と障害学生支援の両者を繋ぐ、実践的かつテクニカルな移行支援サポートを得られない場合、学ぶ権利が保障されない現状には、重大な課題があると言って良いだろう。しかも、そのような移行支援サポートは、現状、制度的には用意されていない。そのため、第2章の調査でヒアリングを行ったいくつかの大学でも、制度的には用意されていないテクニカ

ルなサポートを独自に行っていたケースで、介助を得られる状況が見られたといえるだろう。ただし、そのようなテクニカルなサポートを提供できる大学およびその障害学生支援部署は、現状、非常に限られているといってよい。実際に、第1章の調査においても、テクニカルサポートが得られないために、自治体の担当者から「通学と大学での介助は障害者総合支援法の制度的にできない」と言わされて引き下がってしまい、そこからさらに自治体と交渉するまでに至らなかつた学生の例が登場する。

こうした状況を解決するためには、大学が前述のテクニカルなサポート機能を持つという短期的な解決を行うことも考えられるが、そのためには社会福祉制度の知識、障害者の介助制度の歴史や考え方の知識に加えて、こうした件での自治体との交渉能力など、高度な専門性を持った人材を障害学生支援部署に配置する必要があり、一部の深い理解のある大学を除き、現実的に実現できるとは考えにくい。また、交渉の成否が障害学生本人の介助ニーズの状況とは無関係な外的要因によって決まるため、大学のテクニカルサポートを強化する取り組みは、障害学生が基本的人権として持っている学ぶ権利の保障という観点からは、一歩後退した取り組みになる。

大学での介助の公的資源が存在しないことに関して、2018年に厚生労働省が所管する地域生活支援促進事業において「重度訪問介護利用者の大学等の修学支援事業」が始まった。この事業の目的は、「重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障害者の社会参加を促進することを目的とする。」というものである。第2章の考察でも述べられているように、本事業により、大学での介助を必要とする学生に対して、公的な補助の道ができたという画期的な意義がある。一方で、「必要な支援体制を大学が構築できるまでの間」等の条件が課されていることから、補助事業を申し込んで障害学生の介助提供を行う自治体が、どのようにこれらの条件を判断するかは未だ不透明な状況がある。第2章の実態調査においても、この事業の利用を大学から自治体に依頼してもそれが認められなかつた事例や、大学がいったん自治体から断れたものの、翌年にわたる長い期間をかけて自治体と交渉し、利用が認められた事例が見られた。すでに支援体制が構築され、複数の重度障害のある学生を受け入れているが、その介助負担の増加により介助支援の継続が困難となっている大学は、この事業の実施を大学が自治体に対して交渉する中で、むしろ対象となりにくい可能性があることなど、前述したことと同様に、重度障害のある学生の視点に立てば、外的要因によって成否が左右される不安定な社会資源であることに差異はないとも言えるだろう。

#### 4-2-2 基本的課題（2）大学による介助負担の制限

上記の（1）で述べたように、介助提供に対する公的支援が得られていない重度障害のある個人が在籍している大学では、介助ニーズを充足することで、学生の基

本的的人権としての教育を受ける権利を保障するために、大学が独自の予算で身体介助を提供しているケースがある。第1章の調査において、重度障害のある学生の一般的な修学支援を充足するために、大学が独自の財源を用意して、介助者の費用を負担するケースが若干見られた。しかし、いずれのケースも、大学の予算で支援しても、支援は大学のキャンパス内だけで、通学時に支援は得られず、かつトイレ介助などの生活面の支援も得られないケースもあり、制限のある状況に止まっている。また、大学による身体介助サービスの提供は、あくまでも大学の善意や自助努力に依存した支援であり、制度化された公的支援を利用したものではない。そのため、第2章の実態調査では、キャンパス外での社会生活や、大学卒業後の就労や地域生活への移行については接続や展望が見られないことを、本人や大学が危惧している例が見られた。

また、そもそも大学予算のみを主軸とした学内での介助支援には、財源の基盤もないため、十分なサービス提供は望みにくい。個別の大学の支援体制や学内事情によって介助の可否が左右されたり、変化したりするような状況は、望ましいとはいがたい。第2章の実態調査においては、自治体が大学への介助の提供を行わないため、大学が予算を出して限定的に介助を提供する事例が見られたが、それは大規模な国立大学に限ることではなく、小規模、中規模の私立大学や小規模の公立大学、中規模の国立大学も含まれていた。大学による支援の継続性に不安を述べていた。これらの大学からは、若干名の学生は支援できても、それ以上、同様のニーズのある学生数が増加すると、大学からの身体介助の提供が不可能となりうることがインタビューで述べられていた。また、複数の国立の大規模校では、重度障害のある学生にテクニカルなサポートを行い、自治体から介助の提供を受けていた。すなわち、「余剰財源の少ない小規模校で、かつソーシャルワーカーと障害者への介助についての専門性のあるスタッフがない大学」では、「大学の善意から、学内予算により限定的に介助資源を提供」し、他方、「余剰財源は相対的に大きいとも考えられる大規模校で、かつ専門性の高いテクニカルサポートを提供できる大学」では、むしろ「本人の希望に沿う形で、自治体の福祉サービスを利用できるよう支援できたことで、直接的な介助費用の学内予算での負担を行っていない」という逆説的な事例が見られたことになる。

また、今回の調査によって明らかになった上記のような状況は、調査から存在することがわかったものの、高等教育機関全体として共有された課題とはなっていない（第2章の、全国の大学が設置者別に組織する協会等を対象とした機関ヒアリングでは、高等教育機関に通う重度障害のある学生の介助の問題をどのように取り扱うかを検討している委員会等の組織的活動は見られていないため）。一方で、団体ヒアリングにおいては、通学や学内での介助が福祉サービスとして位置づけられていないことに大きな問題意識があることが報告されていた。さらに、高等教育機関が会員として参加している一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会では、全国大会の分科会のテーマとして、「社会資源との連携」というタイトルで介助の問題を

取り上げた議論が行われている。これまで不可視であった重度障害のある学生の進学における課題が、障害当事者の団体や、大学の障害学生支援を専門的に担当する教職員の組織的な活動においては、課題として共有され始めた段階にあるのが現状であると言えるだろう。

#### 4-2-3 基本的課題まとめ：介助は福祉サービスか、大学負担か

第3章の諸外国の例では、大学が費用負担して介助を提供するという事例は見られなかった。大学が部分的に負担したり、大学が財団の資金等を得て、補助的に介助を提供する事例は見られたが、いずれも、政府の福祉制度により介助サービスが提供されることを前提として、大学に通う重度障害のある学生の介助体制が作られていた。すなわち、諸外国の大学では、障害者に対しても他の学生と同じ教育へのイコール・アクセスを保障するため、障害者への不当な差別の禁止と合理的配慮の提供は遵守するが、個別の身体介助サービスを大学が提供することは行わない、という考え方方に立脚している。すなわち、介助の福祉サービスを得ることは、大学が関与することではなく、障害のある個人の権利と責任であるという社会通念がある。諸外国の大学は、障害学生支援サービスを障害のある学生に提供することと同時に、障害学生本人のセルフ・アドボカシー（自己権利擁護）を涵養する役割も果たしており、間接的・教育的に、障害学生が自己決定に基づいて、主体的に権利に向けた主張ができるようになることを支えている。このことは、本節で述べてきた、介助の提供に関しては、市区町村レベルの自治体の判断や、個別の大学の考え方によ存しない福祉サービスが必要であるという一連の考え方と合致するものといえるだろう。

## 4-3 介助制度のあり方についての具体的提言

第2節（4-2）では、現在の障害者総合支援法で介助が提供できる範囲、大学の費用負担による介助の提供については、課題が多いことを述べた。本節では、これらの解決に向けて、今後、制度的な改善が望ましい点について述べる。

### 4-3-1 初等中等教育から一貫した支援が必要

初等中等教育において、学校での身体介助は、特別支援学校では介護担当職員が置かれている場合があるが、通常校では加配の教員が担当（その資源が自治体から得られない場合は、保護者が付き添って介助）し、通学や居宅では保護者が支援することが一般的である。ただし、教員であるため、いわゆる「介助者手足論」など障害者に介助者として従事することについての共通理解がなく、教育活動と介助を混同してしまうこともある。また、介助は学校での活動に限られ、居宅での支援とは連続性がない。そのため、教育面と生活面の身体介助が一貫せず、切り離された体験に限られている。また、成人または大学進学後、保護者の元から離れ自立生活を営む必要性や本人の希望が生まれた場合、福祉的な社会資源に基づいて、市町村単位の判断で提供される介助サービスを得ていく交渉が必要となる。こうした福祉資源の利用についての本人の準備性を高めることは本来不可欠だが、大学進学の移行期以前は、本人にはそうした福祉的・社会的な資源の利用について学んだり、実践したりする機会が少ない。結果、介助ニーズがあっても、重度障害のある学生本人が、社会的な資源の利用に進むことが難しいという制限がある。

#### 【初等中等教育段階からの介助利用に望まれること】

そもそも、障害者手帳の所持は福祉サービス利用を意味しないため、障害学生本人（または家族）からの福祉サービスの利用申請があることが基本となっている。しかし、初等中等教育段階では、学校外の身体介助は、家族により提供されることがほとんどで、身体介助サービス利用について、本人のニーズが顕在化されていない。したがって、初等・中等教育段階から、本人の相談先としての障害者相談支援事業と関係構築し、必要に応じて福祉サービスを利用できることが望ましい。また、障害学生とその家族が福祉サービスを利用した生活をイメージするためには、在宅支援を活用した事例の共有も含めて、障害者相談支援事業や当事者団体により、学生の自己決定を尊重し、自己権利擁護の意識を持てるように学生を育て支援することが重要となる。これらは、教育委員会と自立支援協議会の連携のもとで行われる必要がある。特に後期中等教育段階では、「個別の教育支援計画」を活用し、高等教育段階への連携と接続を強化する必要がある。

またその際には、介助を提供する事業所や人材についても、有資格の職員が提供する形が必要である。2007年度から公立小・中学校に「特別支援教育支援員」が地方財政措置化され、その後、公立幼稚園（2009年度～）、公立高等学校（2011年度

～）に対象拡大されるとともに、その後も着実に経費の拡充が行われている。「特別支援教育支援員」の役割として、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害児の学習支援、児童生徒の健康・安全確保、障害理解促進等がある。「特別支援教育支援員」は教育委員会によって直接雇用されることが多いが、介助は教育の有資格者ではなく、介助の有資格者により行われなければ、適切な介助サービスの提供とはならない（例：本来、障害者本人の手足となって介助業務に従事するべき職員が教育関係者であった場合、手足としてではなく、教師として、教育的指導として介助的な補助にあたるような不適切な状況が生まれる）。特に身体介助については、初等中等教育段階を卒業した以降と同様の、地域の障害福祉サービス事業所等への業務委託等の方法で、有資格ヘルパーによる身体介助が提供されることが望ましい。

#### 4-3-2 現在は用意されていない自治体間・教育段階間の移行支援が必要

障害のある生徒が高等教育に進学する際の状況を考えてみよう。一般的に言って、大学進学という一大イベントにおいて、学生本人が経験する大きな変化のひとつは、希望する大学に進学するために、自治体をまたぐ転居をし、一人暮らしを始める事であろう。しかし、身体介助を必要とする障害学生にとってみると、ここに大きな障壁がある。身体介助は、黙って待っていれば自治体の側から自動的に提供されるものではない。自ら身体介助を提供してくれる地域の福祉資源との接続を開拓する必要がある。しかし、身体介助に関する福祉資源の状況は自治体ごとに大きく異なり、一貫しているわけではない。

#### 【高校段階からの移行支援サービスの新設】

もともと住んでいた自治体から、大学のある自治体に転居しても、その転居先の自治体から、身体介助の支援を得られるようにするための移行支援や、転居先の介助派遣事業者と連携した介助者の準備など、種々の移行支援が必要となるが、現状、自治体間をまたぎ、また初中教育から高等教育への移行支援を支える移行支援サービスが存在していない。

障害者相談支援事業では、介助が必要な障害学生からの相談は極めて稀で、対応してもらえるかどうかは実施主体や担当者の裁量・力量によるところが大きい。また、指定一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）は、入所施設や精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者の地域生活への移行を支援する制度であり、障害のある大学生のように、既に地域で生活している者の、自治体間移動を支援する制度は存在しない。障害のある生徒が高等教育に進学する際の、自治体間移動介助サービスの申請からサービス調整に至るまでの指定一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を拡充・対象拡大し、「高校段階からの移行支援」を実施する体制を整備することが必要である。

### **【「援護の実施者」についての整理】**

希望する大学に進学するために自治体をまたぐ転居をし、一人暮らしを始めるという自治体間移動で、大きな障壁となるのは、援護の実施者が元の居住地と新たな居住地のいずれになるのかという問題である。援護の実施者に関して、全国で統一した整理が急務である。

元の居住地が援護の実施者となるという前者の考え方の根拠は、支援費制度（2003-2006）時代の支援費制度 Q&A 集において、「親元から仕送りを受けている場合については、親元の居住地のある市町村が援護の実施者となり、仕送りを受けず、身体障害者が自らの収入で生活をしている場合については、下宿地の所在する市町村が援護の実施者となる」とされ、その後の障害者自立支援法（2006-2012）、障害者総合支援法（2012-）では新たな見解は示されていないことがある。一方、新たな居住地が援護の後者の考え方の根拠は、障害者総合支援法では自立支援給付の支給決定等を行うのが原則として「居住地」、つまり新たな居住地としていることがある。

このように、国が明確に援護の実施者を指定していないため、相談した一方の窓口で断られ、もう一方の窓口に相談して断られ、大学に助けを求めてきて初めて発覚するケースは少なくない。また、どちらが援護の実施者となるかをめぐる自治体間の交渉では強く拒否した自治体が免れる傾向がある。さらに、障害学生が多数入学する大学のある自治体に関して、後者の考えに立つならば納税なき財政負担が大きい。

#### **4-3-3 中長期の視点に立った支援**

### **【大学内における身体介助の障害者総合支援法サービス化】**

障害者総合支援法のサービスとして、大学内における身体介助が提供されるべきである。2018 年度に創設された「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」は、大学内身体介助の空白地帯を埋めるサービスとして評価できる面がある。しかしながら、この制度は大きく 2 点の欠陥がある。1 点目は、事業の実施主体が市町村であるという点である。市町村の裁量により実施が決まることから、市町村が実施をしないという判断を行った場合には、大学内の身体介助が空白となることを意味し、その結果、排泄や食事といった日常的な生活に介助が必要な障害学生にとっては修学そのものが困難になってしまう。2 点目は、国が予算の範囲内で補助することができる制度であることである。大学内における排泄や食事といった日常生活の介助が一般会計予算に左右されるということは、身体介助を必要とする障害学生が大学で修学するための基盤が整備されていないということを意味する。支援費制度が破綻した原因は、ホームヘルプサービスが裁量的経費とされていてサービス量が大幅に不足したためであった。したがって、大学内における身体介助は、全国一律の支

給の仕組みであり、義務的経費である自立支援給付として行われる必要がある。

パーソナルアテンダントサービスが求められる。多くの大学生は半期ごとに時間割が大きく変わり、春・夏・冬の長期休暇があることから、長期に休みのある月と、コンスタントに授業のある月ではニーズが異なる。そのため、サービス等利用計画も年に数回提出し、受給者証もその都度更新する。したがって、「通年かつ長期にわたる外出」と言える状況になく、重度訪問介護を大学内の身体介助について認めるべきである。併せて、重度訪問介護は利用していないが排泄や食事に介助が必要な場合には、大学内について居宅介護を認めるべきである。

#### 【パーソナルアテンダントサービスの生涯にわたり一貫した提供】

初等中等教育の段階から高等教育、雇用、地域生活まで、一貫したパーソナルアテンダントサービスが提供される必要性がある。連続性のない分断されたサービスには、重度障害学生の社会参加を拡大する上で大きな問題がある。教育においては、各段階の教育機関が、介助サービスでは保障できない就学支援（ノートテイクや代替フォーマット教材作成、試験やレポート、実習、実験の支援など、学内資源の調整を必要とする多様な合理的配慮の提供）や、基礎的環境整備（施設環境のアクセシビリティ確保、介助が必要な障害学生の参加を前提とした学内制度作り）を徹底して、学校とパーソナルアテンダントサービスの住み分けを明確にする必要がある。

中長期的には、通学の支援について、総合支援法の地域生活支援事業（市町村が主体として行う事業）としての介助サービスの提供は、介護給付化していくべきである。自治体をまたぎ移動し、重度の障害があっても、介助を受けて自立し、高等教育を受けることを望む個人のあり方とはそぐわないと言って良いだろう。

#### **4-4 高等教育機関および教育制度のあり方についての提言**

第3節まで、重度障害のある学生の介助を提供する福祉的な資源のあり方について述べてきた。ここからは、それら福祉的な資源と対をなす形で、大学等の高等教育機関で、どのような障害学生支援サービスを展開すべきかについて論じる。

##### **4-4-1 地域社会に対する大学の障害学生支援のあり方についての情報公開促進が必要**

大学等の高等教育機関では、国連の障害者権利条約や、障害者差別解消法に基づき、ほかの学生と同じように、障害のある学生も公平な学びの機会が得られるよう、障害を理由とした不当な差別的取り扱いが禁止されており、また「社会的障壁（障害のある人が参加することを想定していないことから生まれている、障害者の社会参加を阻む環境や制度、慣習や慣行、人々の態度のバリア）」を除去するための合理的配慮が提供される。例えば、教材の点字や拡大、テキスト化や、講義での手話通訳や文字通訳、建物などのアクセシビリティの確保のための改修工事、時間延長や別室受験など試験での配慮など、さまざまな環境調整・変更を、大学が費用を負担した上で、専門性のある教職員を配置する形で、行なっている。また、障害があればこれらのがすべて利用できる、というわけではないし、ここに書かれていること以外は大学では行わない、ということもない。あくまでも個々人のニーズに応じて、大学の障害学生支援担当者と本人との対話により、妥当かつ、過重な負担とはいえない範囲のものが提供されることになる。

古くから障害のある学生の支援に取り組んでいる大学もあるが、その他の多くの大学では、2016年4月の障害者差別解消法の施行が支援の開始の契機となっている。そのため、大学で上記のような支援や配慮が行われていることを、障害のある児童生徒やその保護者、特別支援教育関係者、行政関係者が、十分に知識を得られる状況にあるとは言えない。その結果、大学に進学する前の時点から、障害学生本人、保護者、行政、大学関係者が、協力してどのような役割を果たしていくかを考え、連携していく体制ができているとは言いがたい状況にある。第2章の団体ヒアリングでも、大学での支援がどのようなものであるかが、障害のある本人や家族、障害支援団体に伝わっていないという指摘が得られていた。大学での障害学生支援体制は個々の大学でまだまだ整備が進みつつある段階であり、日本社会の中で広く知られたこととはなっていないところがあるが、更なる情報公開や情報共有など、大学からの障害学生支援に関する主体的なアウトリーチが必要である。

##### **4-4-2 合理的配慮の範囲の明確化**

上記で、大学は、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供について法令遵守し、学内支援を行うことが当然であることと、施設アクセシビリティや学内の

修学支援体制を徹底していることについて、地域社会に広く知られるように情報公開と情報提供を行う必要があることを述べた。障害学生支援に関する情報のアウトリーチを大学が地域社会に対して行う際には、「大学での支援とはどのようなものか」について、曖昧さのない基本的な考え方の明確化が必要である。重度障害のある学生に対する介助の提供を、大学が直接実施してくれるのか、そうではないのか、については、統一した見解は示されてこなかった。文部科学省が平成 24 年に公開した「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」においても、平成 29 年に公開した「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」においても、大学が主体となって行うべきことという記述はなく、関係機関との連携や、事例の紹介にとどまってきた。これは本調査で明らかにしてきたような、制度面の課題を反映したものであると推察することができる。

大学では、重度障害のある学生が通学することを前提とした学内施策を行うことを徹底し、大学による、環境の整備と合理的配慮の提供に関する責務と役割を明確に示す。国公私立等の設置者の別に依らず、高等教育機関においては、「障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止を徹底し、合理的配慮の提供を行わないという選択肢は存在しない」という大学のスタンスと役割の明確化をすべきであろう。そして、その対をなす形で、介助サービスについては、国や自治体の果たすべき役割として明確にしていく必要があるだろう。

大学が行う合理的配慮には、身体介助を含まないことを明示する必要がある。一部の障害学生に身辺介助の必要性があることは明白である。しかし、そのニーズへの福祉制度的な支援がない。障害学生の基本的人権である学ぶ権利の保障の必要性を、大学や自治体がよく理解していても、介助を提供する責務の主体についてはあいまいなままである。結果として、高等教育で学ぶことを希望する障害学生が不利益を被っている状況にある。大学は、大学が行う事務事業についての不当な差別禁止と合理的配慮の提供を行うことを徹底し、身体面の介助は、諸外国にあるよう生存権を保障する支援として国が主体となり、障害者のライフステージに対応した障害福祉サービスが提供できる制度とすべきである。

以上

## 付録

先導的大学改革推進委託事業「重度障害学生に対する支援のあり方に関する調査研究」

### 支援経験を有する大学等に対するヒアリング調査票

調査日時：

調査者：

大学名：

担当者氏名：

担当者所属：

---

#### I 基本的な情報

背景となる学生の障害等の状況、大学の支援体制を把握する。

【参考となる資料】障害者手帳の写し、障害学生支援担当部署のパンフレットなど

#### 1. 学生について

①在学の状況（在学／既卒）

②在学の場合（学部／大学院／ 年次）

③居住の状況（単身〔学生寮〕／単身〔民間アパート等〕／家族と同居）

④通学の所要時間（片道： 分）

⑤通学の手段（車いす／バス／電車／自家用車／家族による送迎／公的サービス）

⑥診断名：

⑦障害支援区分：

⑧身体障害者手帳： 級（障害部位： ）

⑨在学中の障害福祉サービスの利用（有り／無し）

⑩障害の概要〔車いすの利用、体幹の維持、除圧の可否、排泄など〕

⑪大学入学前の支援の状況〔自宅での支援者、高校での支援者など〕

## 2. 大学について

⑫スタッフ構成〔人数、常勤／非常勤、勤務時間、専門分野など〕

	役職等	勤務形態	勤務時間	主な資格・専門分野等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※その他兼務の者：

⑬修学を支援する人的支援の仕組み [学生スタッフ／学外支援者／時給単価など]

名称	所属	主な業務	時給

⑭障害学生支援部署の設置時期

⑮合意形成の仕組み [授業担当者、コース／学科／講座、学部／研究科、全学など]

## II 一週間の支援の状況

大学に来てから帰るまでどのように生活しているのか、学生生活全体をイメージできるよう情報を収集する。

【参考となる資料】時間割、サービス等利用計画、学生サポーターの配置表

①一週間の支援の状況 [大学に来てから帰るまでどのような生活をしているか]

②大学が費用負担している支援者・介助者の実働時間数・費用

③介助者（障害福祉サービス）の時間数 [サービス等利用計画に記載]

④現在の支援体制の下での生活の質について [大学のプログラム参加上の制約、日常生活上の制約、理想とする支援との差など]

### III 場面別の支援の状況

場面別に必要な支援と、入学当初に構築された支援、その後調整が必要だった支援について情報を収集する。

①通学場面 [自宅と大学との往復、学生寮等]

②授業場面 [講義形式を中心とする学内での授業時]

③学外実習等 [教育実習等の学外での実習・フィールドワーク等]

④学内移動等 [学内の移動、ドアの開閉、キャンパス間移動、バリアフリー関係]

⑤生活場面 [トイレ利用、食事、荷物の出し入れ、体位交換等]

#### IV 支援の体制の構築について [\*時間に余裕があれば質問します]

場面別に必要な支援と、入学当初に構築された支援、その後調整が必要だった支援について情報を収集する。

①学内で支援体制構築のキーパーソンになったのは誰か。またどのような動きをしたか。

②受入にあたり学内のどのような部局・組織と調整や協議を行ったか。

③学外で支援体制構築のキーパーソンはいたか。またどのような動きをしたのか。

④受入にあたり大学として自治体と協議や連携を行ったか。

肢体不自由のある学生・卒業生の皆様

文部科学省 先導的大学改革推進委託事業

「重度障害学生に対する支援のあり方に関する調査研究」へのご協力のお願い

一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会

代表理事 石川 准



拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび当法人では文部科学省・先導的大学改革推進委託事業「重度障害学生に対する支援のあり方に関する調査研究」を受託し、下記のとおり、重度の肢体不自由のある大学生等（卒業生を含む）を対象とした調査を実施するを計画しております。調査の趣旨ならびに内容についてご確認の上、ご協力を賜われば幸いです。

敬具

記

### 【目的】

本調査は、日常的に車いすを利用し、通学時の移動や学内移動、食事、トイレ利用等に介助や見守りを必要としている重度の肢体不自由のある大学生等が、高等教育機関に通い、滞りなく学生生活を送るための支援のあり方を検討する基礎資料を収集することを目的としたものです。本調査は、一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD JAPAN）が文科省から受託・実施するものであり、調査の成果は文部科学省に提出いたします。

### 【調査の内容】

#### （1）調査の方法

2018年12月～2019年3月の間の2時間程度、2名程度の調査員（別紙）が、障害のある学生あなたの所属する（していた）大学等を訪問し、支援に関わった障害学生支援担当者よりヒアリングを行います。

#### （2）調査項目

あなたの入学から現在（あるいは卒業）までの支援の内容ならびに所属機関の支援体制等についてお尋ねします。具体的には下記の項目についてのヒアリングを予定しています。

- ① あなたの障害等に関する基本情報（例：障害の状況、居住形態、通学の状況）

- ② 大学の支援に関する情報（例：スタッフ構成、人的支援の仕組み）
- ③ 一週間の支援の状況（例：時間割、サービス等利用計画等に基づく一週間の支援のタイムスケジュール）
- ④ 場面別の支援の状況（例：通学、授業、学内移動、生活場面、学外実習における学生が必要としている支援、提供されている支援）
- ⑤ 支援体制の構築について（例：支援体制構築のキーパーソン）

### （3）調査の実施手順

- ① ヒアリング調査に先立ち、あなたの通学している（していた）大学等の障害学生支援担当者より、調査趣旨の説明を行います。
- ② 調査内容に同意いただける場合、添付の同意書に署名（代筆の場合は捺印）をお願いいたします。
- ③ 同意をいただいた後、障害学生支援の担当者に対してヒアリング調査を実施します。
- ④ 障害学生支援担当者へのヒアリングの結果、特に重要性の高い情報が得られると判断した場合、あなた自身に対する追加のヒアリング調査を依頼する場合があります。その際には改めてご協力の可否についてご相談し、同意をいただけた場合のみ追加調査を行います。

### （4）個人情報の保護等について

- 本調査に協力するか否かは、あなたの自由意志に委ねられます。
- 協力しないことによってあなたが不利益を被ることはありません。同様に、あなたの所属する（していた）機関の障害学生支援担当者が不利益を被ることもありません。
- 一度、同意をした後でも、いつでも同意を取り消すことができます。同意を取り消した場合についても、上記と同様、あなたに不利益が生じることはありません。
- ヒアリング調査で得られた個人情報は、記録のために所定のヒアリングシートに記載します。記入済みのヒアリングシートは下記の事務局に集約の上、同意書とともに東京大学先端科学技術研究センター内にて厳重に保管します（保存期間は「科学研究における健全性の向上について」（日本学術会議、2015年3月6日）に基づき10年間とします）。
- 調査結果の整理のために、ヒアリングシートへの記載事項は電子データ化して研究責任者および研究分担者間で一時的に共有する場合がありますが、電子データ化をする段階で大学名等の個人の特定に繋がる情報を除外するとともに、パスワードを付して厳重に管理し、研究分担者個人がデータを保有し続けることのないようにします。
- 本調査の結果は、2019年3月に文部科学省に報告をするほか、今後の全国の支援体制の強化に資する情報として、当法人のWebサイト等で公表をする可能性があります。その場合、大学名や地域、障害名等の個人の特定に繋がるおそれのある情報を除外し、あなたに内容の確認をいただいた上で公開します。

以上

本研究は一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会研究倫理委員会の承認を得て、研究協力者の皆様に不利益がないよう万全の注意を払って行われています。本調査に関するお問い合わせの際は、下記までご連絡ください。

一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD JAPAN）事務局

Tel/Fax: 03-5452-5228 Email: [secretary@ahead-japan.org](mailto:secretary@ahead-japan.org)

〒153-8904 東京都目黒区駒場4-6-1 東京大学先端科学技術研究センター

人間支援工学分野 3号館 311号室 内

研究実施者一覧（50音順）

- 石川 准（静岡県立大学 国際関係学部 教授）  
○池谷 航介（岡山大学 全学教育・学生支援機構 講師）  
○大村 美保（筑波大学 人間系障害科学域 助教）  
○岡田 孝和（明治学院大学 学生サポートセンター コーディネーター）  
○奥山 俊博（東京大学 先端科学技術研究センター 学術支援専門職員）  
　　柏倉 秀克（日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授）  
　　熊谷晋一郎（東京大学 先端科学技術研究センター 准教授）  
○五味 洋一（群馬大学 大学教育・学生支援機構 学生支援センター 准教授）  
○近藤 武夫（東京大学 先端科学技術研究センター 准教授）  
　　高橋 桐子（東京大学 先端科学技術研究センター 特任准教授）  
○玉木 幸則（西宮市社会福祉協議会 相談支援事業課 相談総務係 係長）  
○富岡美紀子（明治学院大学 学生サポートセンター コーディネーター）  
　　広瀬 洋子（放送大学 教養学部 教授）  
○船越 高樹（京都大学 生総合支援センター 特定准教授）  
○宮谷 祐史（京都大学 生総合支援センター 特定職員）  
○村田 淳（京都大学 生総合支援センター 准教授）  
○森脇 愛子（東京大学 先端科学技術研究センター 特任研究員）  
　　渡辺 崇史（日本福祉大学 健康科学部 福祉工学科 教授）

\* ○ = ヒアリング調査担当者

\* ヒアリング調査担当者のうち2名程度が各大学等を訪問して調査を実施します。

一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会  
代表理事 石川 准 殿

## 同 意 書

私は「重度障害学生に対する支援のあり方に関する調査研究」について、調査の目的、方法、個人情報の保護等に関する十分な説明を受けました。その上で、調査に協力することに同意します。

調査協力者氏名：\_\_\_\_\_

(自著／代筆の場合は捺印)

連絡先

(電話番号) \_\_\_\_\_

(E メール) \_\_\_\_\_

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会  
代表理事 石川 准 殿

## 同 意 撤 回 書

私は「重度障害学生に対する支援のあり方に関する調査研究」について、調査への協力に同意をしましたが、このたび同意を撤回します。つきましては、調査で得られた私に関する情報を含むすべての紙媒体の資料および電子データを破棄してください。

調査協力者氏名： \_\_\_\_\_  
(自著／代筆の場合は捺印)

連絡先  
(電話番号) \_\_\_\_\_  
(Eメール) \_\_\_\_\_

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 執筆者および検討委員一覧

### 成果報告書執筆・編集

大村美保（筑波大学）・奥山俊博（東京大学）・近藤武夫（東京大学）・五味洋一（群馬大学）

高橋桐子（東京大学）・宮谷祐史（京都大学）・村田淳（京都大学） ※五十音順

### 作成に係る議論・情報提供

文部科学省・先導的大学改革推進事業「重度障害学生に対する支援のあり方に  
関する調査研究」ワーキンググループ

### ワーキンググループ・メンバー一覧

WG1： 実態調査	◎五味洋一（群馬大学） ○村田 淳（京都大学） 船越高樹（京都大学） 宮谷祐史（京都大学） 大村美保（筑波大学） 池谷航介（岡山大学） 奥山俊博（東京大学） 森脇愛子（東京大学） 富岡美紀子（明治学院大学） 岡田孝和（明治学院大学） 玉木幸則（西宮市社会福祉協議会） 柏倉秀克（日本福祉大学） 渡辺崇史（日本福祉大学）	統括 統括補佐、調査実施 調査実施 調査実施 調査実施 調査実施 調査実施 調査実施 調査実施 調査実施 助言、総括 助言、総括 助言、総括
WG2： 諸外国調査	◎熊谷晋一郎（東京大学） ○五味洋一（群馬大学） 高橋桐子（東京大学） 近藤武夫（東京大学） 富岡美紀子（明治学院大学） 岡田孝和（明治学院大学） 広瀬洋子（放送大学）	統括 統括補佐、文献調査 現地調査 現地調査 文献調査 文献調査 助言、総括
WG3： あり方検討	◎柏倉秀克（日本福祉大学） ○渡辺崇史（日本福祉大学） 広瀬洋子（放送大学） 村田 淳（京都大学）	統括 統括補佐

近藤武夫（東京大学）
五味洋一（群馬大学）
熊谷晋一郎（東京大学）
高橋桐子（東京大学）
奥山俊博（東京大学）
森脇愛子（東京大学）
船越高樹（京都大学）
宮谷祐史（京都大学）
玉木幸則（西宮市社会福祉協議会）

事務局	◎近藤武夫（東京大学／AHEAD JAPAN 業務執行理事・事務局長） 東京大学先端科学技術研究センター
-----	---

(敬称略)

#### ワーキンググループ開催状況

日時	主たる内容
2018年10月17日	第1回ワーキンググループ ・事業計画全体・年間スケジュール共有 ・事業実施計画およびタスク整理 ・次回ワーキンググループまでの役割分担
2018年11月12日	第2回ワーキンググループ ・各ワーキンググループの進捗状況の確認 ・新たに生じたタスクの整理 ・次回ワーキンググループまでの役割分担
2018年12月21日	第3回ワーキンググループ ・各ワーキンググループの進捗状況の確認 ・ヒアリング内容の整理
2019年1月8日	第4回ワーキンググループ ・各ワーキンググループの進捗状況の確認 ・国内調査の整理
2019年2月18日	第5回ワーキンググループ ・提言の方向性について ・章立てについて

文部科学省  
先導的大学改革推進委託事業

重度障害に対する支援のあり方に関する調査研究

一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会  
平成 31 年（2019）年 3 月

編集・発行 一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会  
〒153-8904  
東京都目黒区駒場 4 丁目 6 番 1 号 東京大学先端科学技術  
研究センター 人間支援工学分野 3 号館 311 号室